（２分冊の１）

秋田市公報

あきた

第１０５５号
平成25年４月10日
毎月10日発行

発行所　秋田市山王一丁目１番１号
秋田市総務部文書法制課
電話　018－866－2008

印刷所　秋田市寺内字三千刈110番地の１
秋田活版印刷株式会社
電話　018－888－3500

目　次

条　例

○秋田市情報公開条例の一部を改正する条例（第４号）……４
○秋田市個人情報保護条例の一部を改正する条例（第５号）…５
○秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例（第６号）……５
○秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（第７号）……５
○秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例（第８号）……５
○秋田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（第９号）……５
○教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（第10号）……６
○秋田市新型インフルエンザ等対策本部条例（第11号）……７
○秋田市公契約基本条例（第12号）……７
○秋田市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例（第13号）……８
○秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（第14号）……８
○秋田市障害福祉サービスセンター条例等の一部を改正する条例（第15号）……９
○秋田市児童館条例の一部を改正する条例（第16号）……９
○秋田市手数料条例の一部を改正する条例（第17号）……９
○秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例（第18号）……10
○秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例（第19号）……10
○秋田市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（第20号）……11
○秋田市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例（第21号）……13
○秋田市市道の構造の技術的基準等を定める条例（第22号）…16
○秋田市都市公園の設置に関する基準等を定める条例（第23号）……24
○秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例（第24号）……27
○秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例（第25号）……29
○秋田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（第26号）……30
○秋田市都市公園条例等の一部を改正する条例（第27号）……30
○秋田市消防本部および消防署設置条例の一部を改正する条例（第28号）……31
○秋田市水道事業給水条例の一部を改正する条例（第29号）…31
○秋田市下水道条例の一部を改正する条例（第30号）……31
○秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例（第31号）……32
○秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例（第32号）……32
○秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（第33号）……33

規　則

○秋田市地域センター規則の一部を改正する規則（第３号）…33
○身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則（第４号）……33
○秋田市行政組織規則の一部を改正する規則（第５号）……34
○市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則（第６号）……36
○秋田市職員の細職名に関する規則の一部を改正する規則（第７号）……36
○秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第８号）……36
○秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則（第９号）……36
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（第10号）……36
○給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（第11号）……39
○秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則（第12号）……39
○保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則（第13号）……39
○秋田市食肉衛生検査所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則（第14号）……39
○秋田市道路占用等に関する規則の一部を改正する規則（第15号）……40
○公立大学法人秋田公立美術大学の業務運営ならびに財務および会計に関する規則（第16号）……40

教委規則

○秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（第１号）……41
○秋田市教育委員会の権限に属する事務を秋田公立美術工芸短期大学学長および事務局長に委任する規則を廃止する規則（第２号）……41
○秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一

部を改正する規則（第３号）……41
○秋田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則（第４号）……41
○秋田市立学校授業料減免規則の一部を改正する規則（第５号）……42
○秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院管理規則の一部を改正する規則（第６号）……42
○秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院学則の一部を改正する規則（第７号）……42
○秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する規則（第８号）……43
○地蔵田遺跡出土品展示施設管理運営規則（第９号）……44

上下水道局管理規程

○秋田市上下水道局水道料金等徴収事務委託規程（第２号）…44
○秋田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程（第３号）……45
○秋田市下水道条例施行規程の一部を改正する規程（第４号）……45
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程（第５号）……46

訓　　令

○秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令（第１号）……47
○秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令（第２号）……48
○秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令（第３号）……48
○秋田市庁議規程の一部を改正する訓令（第４号）……48
○秋田市公印規程の一部を改正する訓令（第５号）……48
○秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令（第６号）……49

教 委 訓 令

○指定学校変更審査会規程の一部を改正する訓令（第１号）…49

上下水道局訓令

○秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令（第１号）……49
○秋田市上下水道局職員被服貸与規程の一部を改正する訓令（第２号）……52

告　　示

○地縁による団体の認可について（第36号）……52
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第37号）……52
○秋田市子ども広場における子ども広場使用料の徴収事務の委託について（第38号）……53
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第39号）……53
○指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第40号）……53
○身体障害者福祉法による医師の指定について（第41号）……53
○交付要求通知書の公示送達について（第42号）……53
○放置自転車等の撤去および保管について（第43号）……53
○秋田市食肉衛生検査所のと畜検査手数料およびと畜検査等証明書交付手数料の徴収事務の委託について（第44号）……54
○生活保護法による介護機関の指定について（第45号）……54
○生活保護法による医療機関の指定について（第46号）……54
○生活保護法による施術者の変更について（第47号）……54
○八橋運動公園陸上競技場、硬式野球場、相撲場、球技場、第２球技場、テニスコートおよび多目的グラウンドの施設使用料の徴収事務の委託について（第48号）……54
○北野田公園アリーナおよびテニスコートの施設使用料の徴収事務の委託について（第49号）……54
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第50号）……54
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第51号）……55
○住民票の職権消除について（第52号）……55
○住民異動届の取消しについて（第53号）……55
○平成24年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第54号）……55
○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第55号）……55
○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第56号）……55
○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第57号）……56
○平成25年度における地籍調査の指定について（第58号）……57
○土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について（第59号）……57
○専決処分した予算およびその要領について（第60号）……57
○平成25年２月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第61号）……59
○平成25年２月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第62号）……59
○平成25年２月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第63号）……64
○転入届の取消しについて（第64号）……68
○市道路線の廃止について（第65号）……69
○市道路線の認定について（第66号）……69
○市道路線の区域決定および供用開始について（第67号）……70
○秋田市勝平地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について（第68号）……71
○秋田市大住地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について（第69号）……71
○秋田市八橋地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について（第70号）……71
○秋田市泉地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について（第71号）……71
○秋田市明徳地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について（第72号）……71
○包括外部監査契約の締結について（第73号）……71
○粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第74号）……72
○粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第75号）……72
○粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第76号）……72
○粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第77号）……72
○粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第78号）……72
○平成24年度第７期国民健康保険税督促状の公示送達について（第79号）……72
○秋田市港北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について（第80号）……72
○秋田市長職務代理者の設置について（第81号）……72
○秋田駅西地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴

収事務の委託について（第82号）……73
○秋田駅東自転車等駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務の委託について（第83号）……73
○自転車等撤去保管料の徴収事務の委託について（第84号）…73
○秋田市民交流プラザ使用料の徴収事務の委託について（第86号）……73
○市道路線の区域変更および供用開始について（第87号）……73
○市道路線の区域変更および供用開始について（第88号）……80
○身体障害者福祉法による医師の指定について（第89号）……81
○中央卸売市場および公設地方卸売市場の施設使用料等の徴収事務の委託について（第90号）……81
○車両制限令による道路の指定および車両の通行について（第91号）……81
○平成23年度および平成24年度市税督促状の公示送達について（第92号）……81
○秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務の委託について（第93号）……81
○秋田市一般廃棄物処理実施計画の策定について（第94号）…82

教　委　告　示

○教育委員会定例会の招集について（第５号）……82
○秋田市指定文化財の指定について（第６号）……82

選　管　告　示

○選挙権を有する者の総数の50分の１および３分の１の数について（第９号）……82
○平成25年３月４日執行の雄和土地改良区総代の総選挙において当選した者の住所および氏名について（第10号）……82
○平成25年３月４日執行の雄和土地改良区総代における当選人の住所および氏名について（第11号）……83
○平成25年３月７日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙において当選した者の住所および氏名について（第12号）…83
○平成25年３月７日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙における当選人の住所および氏名について（第13号）……84
○平成25年４月７日執行予定の秋田県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所について（第14号）……84
○平成25年３月20日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面の縦覧について（第15号）…84
○平成25年４月７日執行予定の秋田市長選挙における選挙人名簿登録の基準日、登録日および縦覧期間について（第16号）…84
○平成25年４月７日執行予定の秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙および秋田市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所について（第17号）……84
○選挙権を有する者の総数の50分の１および３分の１の数について（第18号）……84
○平成25年４月７日執行の秋田県知事選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について（第19号）……85
○平成25年４月７日執行の秋田県知事選挙における期日前投票所について（第20号）……85
○平成25年４月７日執行の秋田県知事選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻について（第21号）……85
○平成25年４月７日執行の秋田県知事選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者について（第22号）……85
○平成25年４月７日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙および秋田市長選挙における投票所について（第23号）……88
○平成25年４月７日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙および秋田市長選挙における投票所を閉じる時刻について（第24号）……91
○平成25年４月７日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙および秋田市長選挙における開票の場所および日時について（第25号）……91
○平成25年４月７日執行の秋田県知事選挙および秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙における開票管理者およびその職務を代理すべき者について（第26号）……91
○平成25年４月７日執行の秋田県知事選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について（第27号）……91
○平成25年３月28日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面の縦覧について（第28号）…91
○平成25年４月７日執行予定の秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の変更選任について（第29号）……91
○選挙権を有する者の総数の50分の１および３分の１の数について（第30号）……91
○平成25年３月30日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面の縦覧について（第31号）…91
○平成25年４月７日執行の秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について（第32号）……92
○平成25年４月７日執行の秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙における期日前投票所について（第33号）……92
○平成25年４月７日執行の秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻について（第34号）……92
○平成25年４月７日執行の秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者について（第35号）……92
○平成25年４月７日執行の秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について（第36号）……95
○平成25年４月７日執行予定の秋田市長選挙において発行する選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について（第37号）……95
○選挙権を有する者の総数の50分の１および３分の１の数について（第38号）……95
○平成25年４月７日執行の秋田市長選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額について（第39号）……95
○平成25年４月７日執行の秋田市長選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について（第40号）……96
○平成25年４月７日執行の秋田市長選挙における期日前投票所について（第41号）……96
○平成25年４月７日執行の秋田市長選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻について（第42号）……96
○平成25年４月７日執行の秋田市長選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者について（第43号）……96
○平成25年４月７日執行の秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙および秋田市長選挙における投票管理者およびその職務を代理

すべき者について（第44号）……99
○平成25年４月７日執行の秋田市長選挙における開票事務について（第45号）……104
○平成25年４月７日執行の秋田市長選挙における開票事務を併せて行う選挙会の場所および日時について（第46号）……104
○平成25年４月７日執行の秋田市長選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者について（第47号）……104
○農業委員会の委員の選挙権を有する者の総数の２分の１の数について（第48号）……104
○平成25年４月７日執行の秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙および秋田市長選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の変更選任について（第49号）……104

選挙長告示

○平成25年４月７日執行の秋田市長選挙における選挙長の事務を行う場所について（第１号）……104
○平成25年４月７日執行の秋田市長選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について（第２号）……104
○平成25年４月７日執行の秋田市長選挙の候補者の届出について（第３号）……105

旭選挙長告示

○平成25年３月７日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙について（第３号）……105
○平成25年３月７日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙について（第４号）……105
○平成25年３月７日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時について（第５号）……105

農委告示

○農業委員会総会の招集について（第５号）……105
○農業委員会総会に追加する案件について（第６号）……105

上下水道局告示

○公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第９号）……106
○秋田市上下水道事業に係る公金の徴収又は収納の事務の委託について（第10号）……106
○秋田市上下水道事業に係る公金の徴収又は収納の事務の委託について（第11号）……106
○指定給水装置工事事業者の指定について（第12号）……106
○指定排水設備工事業者の指定について（第13号）……106
○指定給水装置工事事業者の指定について（第14号）……106
○指定排水設備工事業者の指定について（第15号）……107
○農業集落排水施設の供用の開始について（第16号）……107

公　　告

○農用地利用集積計画の策定について……107
○開発行為に関する工事の完了について……107
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について……107
○秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業の事業計画の変更について……108
○秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業の事業計画において定める設計の概要を表示する図書の写しの縦覧について……108
○放置自転車等の撤去および保管について……108
○入札参加希望者の公募について……108
○国土交通大臣が指定した特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路の一覧表および図面について……109

上下水道局公告

○入札参加希望者の公募について……109
○受益者負担金の賦課対象区域について……110

土地開発公社公告

○土地開発公社理事会の招集について……110

条　　例

秋田市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第４号

秋田市情報公開条例の一部を改正する条例

（秋田市情報公開条例の一部改正）

第１条　秋田市情報公開条例（平成９年秋田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「議会」の次に「ならびに市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第２号中「が職務上」を「（市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上」に改める。

第７条第２号ウ中「（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削り、同条第６号オ中「、国」を削る。

附則に次の１項を加える。

（市が設立した地方独立行政法人に関する経過措置）

６　市が設立した地方独立行政法人の成立の日前において、この条例の規定により実施機関がした処分、手続その他の行為又は実施機関に対してなされた開示請求その他の行為のうち、同日以後当該地方独立行政法人が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、当該地方独立行政法人がした処分、手続その他の行為又は当該地方独立行政法人に対してなされた開示請求その他の行為とみなす。

第２条　秋田市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第２条第２号ア中「販売する」を「販売し、又は配布する」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ　秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号。以下「公文書管理条例」という。）第２条第７号に規定する特定歴史公文書等

第31条中「実施機関は」の次に「、公文書管理条例第７条第１項又は公文書管理条例第11条第２項に規定するもののほか、必要に応じ」を加え、「に必要な」を「のための」に改める。

附則第２項を削る。

附則第３項後段を削り、同項を附則第２項とし、附則第４項から附則第６項までを１項ずつ繰り上げる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成25年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成26年４月１日から施行する。

（秋田市公文書管理条例の一部改正）

２　秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第11条第５項中「第15条第１項第２号」を「第15条第１項第１号又は第２号」に改める。

秋田市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第５号

秋田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「議会」の次に「ならびに市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第３号中「が職務上」を「（市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上」に改める。

第５条第２項第６号中「（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削る。

第13条第７号カ中「、国」を削る。

附則に次の１項を加える。

（市が設立した地方独立行政法人に関する経過措置）

４　市が設立した地方独立行政法人の成立の日前において、この条例の規定により実施機関がした処分、手続その他の行為又は実施機関に対してなされた開示請求その他の行為のうち、同日以後当該地方独立行政法人が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、当該地方独立行政法人がした処分、手続その他の行為又は当該地方独立行政法人に対してなされた開示請求その他の行為とみなす。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第６号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表第２公設地方卸売市場取引委員会委員の項の次に次のように加える。

公文書管理委員会委員	日額　10,000円

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第７号

秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例（昭和32年秋田市条例第１号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

３　平成25年４月１日において現に在職している特別職の職員に支給する当該在職期間に係る退職手当の額は、第３条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、当該算出した額に市長にあっては100分の20、副市長、常勤の監査委員および地方公営企業の管理者にあっては100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第８号

秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例（昭和60年秋田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「昭和32年条例第１号」を「昭和32年秋田市条例第１号」に改め、「在職期間について」の次に「特別職の職員となる日の前日における」を加え、「第３条および第４条の規定」を削る。

附則を附則第１項とし、附則に次の１項を加える。

２　平成25年４月１日において現に在職している特別職の職員についての第３条第１項の規定の適用については、同項中「第３条」とあるのは、「第３条および附則第３項」とする。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第９号

秋田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

（秋田市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第１条　秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第７条第５項第２号中「ものに使用される者（役員」の次に「（別に定めるものを除く。）」を加える。

附則第21項中「20年以上」および「および傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第12条第１項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第６条の５第１項中「前条」とあるのは、「前条ならびに附則第21項」とする。

附則第22項中「36年」を「36年以上42年以下」に改め、「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額」を「同項又は第５条の２の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額」に改める。

附則第30項中「退職手当の額が」を「退職手当の額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病もしくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年秋田市条例第57号）による改正前の秋田市職員の退職手当に関する条例（以下「平成18年改正前の条例」という。）第５条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として平成18年改正前の条例附則第21項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものおよび37年以上47年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の87）を乗じて得た額が」に改める。

（秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年秋田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第５項中「第３条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第４条又は第５条」を「第３条から第５条まで」に改め、「20年以上」および「、新条例第３条から第５条の３までおよび昭和38年改正条例附則第５項の規定にかかわらず」を削り、「および昭和38年改正条例附則第５項の規定により」を「の規定により」に、「100分の104」を「100分の87」に改める。

附則第６項中「第３条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「第３条第１項」に、「36年」を「36年以上42年以下」に改め、「、新条例第３条第１項および第５条の２ならびに昭和38年改正条例附則第５項の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額」を「同項又は新条例第５条の２の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額」に改める。

附則第７項中「、新条例第５条から第５条の３までおよび昭和38年改正条例附則第５項の規定にかかわらず」を削る。

（秋田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第３条　秋田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年秋田市条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第４項中「44年」を「42年」に改める。

（秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第４条　秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年秋田市条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「退職手当の額が、新条例第２条の４」を「額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病もしくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第５条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第21項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものおよび37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の87）を乗じて得た額が、新条例第２条の４」に改め、「附則第11項の規定による改正後の」および「附則第12項の規定による改正後の」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成25年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第１条の規定による改正後の秋田市職員の退職手当に関する条例（以下この項において「新条例」という。）附則第21項（新条例附則第23項および第３条の規定による改正後の秋田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例附則第４項においてその例による場合を含む。）、附則第22項および附則第30項の規定の適用については、新条例附則第21項中「100分の87」とあるのは、平成25年４月１日から平成26年３月31日までの間においては「100分の98」と、同年４月１日から平成27年３月31日までの間においては「100分の92」と、新条例附則第30項中「100分の87」とあるのは、平成25年４月１日から平成26年３月31日までの間においては「100分の98」と、同年４月１日から平成27年３月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年４月１日から平成26年３月31日までの間においては「104分の98」と、同年４月１日から平成27年３月31日までの間においては「104分の92」とする。

３　第２条の規定による改正後の秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第５項（同条例附則第７項においてその例による場合を含む。）および附則第６項の規定の適用については、同条例附則第５項中「100分の87」とあるのは、平成25年４月１日から平成26年３月31日までの間においては「100分の98」と、同年４月１日から平成27年３月31日までの間においては「100分の92」とする。

４　第４条の規定による改正後の秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第２項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年４月１日から平成26年３月31日までの間においては「100分の98」と、同年４月１日から平成27年３月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年４月１日から平成26年３月31日までの間においては「104分の98」と、同年４月１日から平成27年３月31日までの間においては「104分の92」とする。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第10号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成

３年秋田市条例第６号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

（退職手当に関する特例措置）

６　平成25年４月１日において現に在職している教育長に支給する当該在職期間に係る退職手当の額は、第６条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、当該算出した額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第11号

秋田市新型インフルエンザ等対策本部条例

（趣旨）

第１条　この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、秋田市新型インフルエンザ等対策本部（以下「新型インフルエンザ等対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

２　新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

３　新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

４　新型インフルエンザ等対策本部に、本部長、副本部長および本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

５　前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

（会議）

第３条　本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換および連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

２　本部長は、法第35条第４項の規定に基づき国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第４条　本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

３　部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この条例は、規則で定める日から施行する。

秋田市公契約基本条例をここに公布する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第12号

秋田市公契約基本条例

（目的）

第１条　この条例は、公契約に係る基本的な事項を定めることにより、公契約の適正な履行および良好な品質の確保ならびに労働者の適正な労働条件の確保を図り、もって市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　公契約　市が発注する工事、製造その他の請負の契約および業務の委託に関する契約をいう。

⑵　受注者　市と公契約を締結した者をいう。

⑶　下請負人等　次に掲げる者をいう。

ア　下請その他いかなる名称によるかを問わず、市以外の者から公契約に係る業務を請け負った者

イ　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定に基づき、受注者又はアに掲げる者へ公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者

⑷　受注者等　受注者および下請負人等をいう。

⑸　対象労働者　次に掲げる者をいう。

ア　受注者又は下請負人等に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第９条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者および家事使用人を除く。）

イ　自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負人等から公契約に係る業務を請け負う者

⑹　低入札価格調査制度　市長が、一般競争入札により工事、製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする制度をいう。

⑺　最低制限価格制度　市長が、一般競争入札により工事、製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第２項に規定する最低制限価格（以下「最低制限価格」という。）を設け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度をいう。

⑻　総合評価落札方式　政令第167条の10の２の規定に基づき、価格その他の条件が市にとって最も有利な申込みをした者を落札者とする方式をいう。

（基本方針）

第３条　市は、次に掲げる事項を基本として、公契約に係る施策

を実施するものとする。

⑴　公契約の締結に当たっては、価格以外の要素を考慮するなど、地元企業（市内に主たる営業所又は事務所を有する者をいう。以下同じ。）の受注意欲に配慮した発注を推進することにより、地域における雇用を促進し、地域経済の活性化を図ること。

⑵　対象労働者の労働条件その他の労働環境の向上を図ること。

⑶　公契約の履行成績の評価を行う仕組みを整備し、不当な価格での入札を防止することにより、公契約の品質の確保を図ること。

（市の責務）

第４条　市は、この条例の目的を達成するため、地元企業の活性化、労働環境の向上および公契約の品質の確保につながる施策を実施しなければならない。

（受注者等の責務）

第５条　受注者等は、この条例の趣旨を踏まえ、公契約に係る市の施策に協力するよう努めなければならない。

２　受注者等は、市の事業の実施に携わる者としての社会的責任を自覚し、公契約に係る事業の良好な品質の確保および社会的価値の向上に努めなければならない。

３　受注者等は、労働基準法、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他の関係法令を遵守し、対象労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。

（地元企業の活性化等のための仕組みづくり）

第６条　市は、総合評価落札方式による評価を行う場合においては、地元企業の活性化、育成および発展につなげるため、次に掲げる事項に留意しなければならない。

⑴　地域への貢献、地域の防災等に関する評価項目の充実を図ること。

⑵　前号の評価項目を含む価格以外の技術的要素等が、落札者の決定に効果的に反映される仕組みづくりを進めること。

⑶　総合評価落札方式の対象となる公契約の拡大を図ること。

２　市は、公契約に係る登録業者の格付の基準について、地域への貢献等に係る審査項目の充実を図らなければならない。

（労働環境の向上のための仕組みづくり）

第７条　市は、総合評価落札方式において、労働環境に関する評価項目を加えることにより、対象労働者の労働環境の向上を図るものとする。

２　受注者等、対象労働者および市は、前項の評価項目および評価方法等の実効性を確保するため、次に掲げる事項について取り組むものとする。

⑴　受注者は、対象労働者が労働時間、作業報酬額等をあらかじめ確認することができるよう対応すること。

⑵　対象労働者は、支払を受けた作業報酬額等が、前号の規定により確認した内容を満たしていないと認められるときは、市又は受注者等に申し出ることができること。

⑶　市は、前号の規定により市に対して申出があった場合は、受注者等に対し必要な調査を実施するとともに、当該調査の結果、申出に係る作業報酬額等が第１号の規定により対象労働者が確認した内容を満たしていないと認められるときは、その是正のための必要な指導をすること。

⑷　受注者等は、対象労働者が第２号の規定による申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対し、解雇、請負の契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならないこと。

（品質確保のための仕組みづくり）

第８条　市は、公契約の締結に当たり、低価格入札による受注を排除し、適正な価格による契約を推進するため、最低制限価格制度および低入札価格調査制度を適正に活用するものとする。

２　市は、次に掲げる工事の完成時又は業務の完了時に確認検査を行うとともに、履行成績の評価をするものとする。

⑴　建設工事

⑵　測量、建設コンサルタントその他これらに類する業務

⑶　前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

（その他の契約等）

第９条　市は、公契約以外の契約等について、第３条に規定する基本方針を踏まえ、必要な施策を実施するよう努めなければならない。

（委任）

第10条　この条例に定めるもののほか、公契約に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成26年４月１日から施行する。

秋田市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第13号

秋田市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年秋田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第３条に次の１号を加える。

⑸　公用又は公共用に供する公有財産（建物に限る。）の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を、本市の産業の振興、雇用の機会の創出、社会福祉の増進、芸術文化の振興その他の地域の活性化に資するものとして市長が特に必要と認める事業（以下「地域活性化事業」という。）の用に供するため、当該地域活性化事業を行う者に譲渡するとき。

第４条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条中第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　公用又は公共用に供する公有財産（建物に限る。）の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を、地域活性化事業の用に供するため、当該地域活性化事業を行う者に貸し付けるとき。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第14号

秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

秋田市コミュニティセンター条例（昭和54年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

秋田市上北手地区コミュニティセンター	秋田市上北手猿田字四ツ小屋29番地１

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市障害福祉サービスセンター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第15号

秋田市障害福祉サービスセンター条例等の一部を改正する条例

（秋田市障害福祉サービスセンター条例の一部改正）

第１条　秋田市障害福祉サービスセンター条例（平成８年秋田市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第４条第１号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（秋田市介護給付費等の支給に関する審査会条例の一部改正）

第２条　秋田市介護給付費等の支給に関する審査会条例（平成18年秋田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第１条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第３条　秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第２条第12号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第49条中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に、「）第２条の２」を「。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）第２条の２」に改める。

第78条、第99条第１項第２号および同号ア、第141条、第151条、第152条第１項第１号イ、第161条、第172条、第177条第２項、第185条ならびに第209条第３項から第５項までの規定中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者総合支援法施行規則」に改める。

（秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第４条　秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第４条第４項中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に、「）第６条の６第１号」を「。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）第６条の６第１号」に改め、同条第７項および第14項中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者総合支援法施行規則」に改める。

第22条第３項第３号ア中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第28条第２項中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者総合支援法施行規則」に改める。

（秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第５条　秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に、「）第６条の６第１号」を「。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）第６条の６第１号」に改める。

第４条、第33条、第51条、第56条、第57条第１項、第61条、第70条、第77条第２項および第85条中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者総合支援法施行規則」に改める。

（秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第６条　秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項第１号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に、「）第６条の６第１号」を「。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）第６条の６第１号」に改める。

第21条第２項中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者総合支援法施行規則」に改める。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第16号

秋田市児童館条例の一部を改正する条例

秋田市児童館条例（平成16年秋田市条例第119号）の一部を次のように改正する。

別表秋田市牛島児童館の項を削り、同表に次のように加える。

秋田市牛島児童センター	秋田市牛島東四丁目７番47号

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第17号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表第３第１号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ　臨時に設置する施設における連続する20日以上３月未満の営業の許可の申請に係る審査　4,200円

別表第３第２号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ　臨時に設置する施設における連続する20日以上３月未満の営業の許可の申請に係る審査　2,400円

別表第３第３号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ　臨時に設置する施設における連続する20日以上３月未満の営業の許可の申請に係る審査	3,700円

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第18号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成４年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

目次中「第54条」を「第55条」に改める。

第54条を第55条とし、第53条の次に次の１条を加える。

（技術管理者の資格）

第54条　法第21条第３項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

⑴　技術士法（昭和58年法律第25号）第２条第１項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）

⑵　技術士法第２条第１項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、１年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

⑶　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第８条の17第２号イからチまでに掲げる者

⑷　前３号に掲げる者と同等以上の知識および技能を有すると認められる者

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第19号

秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市道路占用等に関する条例（昭和43年秋田市条例第９号）の一部を次のように改正する。

別表政令第７条第１号に掲げる物件の項中「第７条第２号」を「第７条第４号」に改め、同表中

「

政令第７条第２号に掲げる工事用施設および同条第３号に掲げる工事用材料		占用面積１平方メートルにつき１月	200
政令第７条第４号に掲げる仮設建築物および同条第５号に掲げる施設			100
政令第７条第６号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積１平方メートルにつき１年	Ａに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Ａに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Ａに0.028を乗じて得た額
政令第７条第７号に掲げる施設	建築物		Ａに0.016を乗じて得た額
	その他のもの		Ａに0.011を乗じて得た額
政令第７条第８号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物		Ａに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Ａに0.011を乗じて得た額
政令第７条第９号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Ａに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Ａに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Ａに0.028を乗じて得た額
政令第７条第10号に掲げる器具			Ａに0.028を乗じて得た額
政令第７条第11号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Ａに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Ａに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Ａに0.028を乗じて得た額

」を

「

政令第７条第２号に掲げる工作物		占用面積１平方メートルにつき１年	1,000
政令第７条第３号に掲げる施設			Ａに0.028を乗じて得た額
政令第７条第４号に掲げる工事用施設および同条第５号に掲げる工事用材料		占用面積１平方メートルにつき１月	200
政令第７条第６号に掲げる仮設建築物および同条第７号に掲げる施設			100
政令第７条第８号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積１平方メートルにつき１年	Ａに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Ａに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Ａに0.028を乗じて得た額

」

政令第７条第９号に掲げる施設	建築物	Ａに0.016を乗じて得た額
	その他のもの	Ａに0.011を乗じて得た額
政令第７条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物	Ａに0.02を乗じて得た額
	その他のもの	Ａに0.011を乗じて得た額
政令第７条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Ａに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Ａに0.02を乗じて得た額
	その他のもの	Ａに0.028を乗じて得た額
政令第７条第12号に掲げる器具		Ａに0.028を乗じて得た額
政令第７条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Ａに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Ａに0.02を乗じて得た額
	その他のもの	Ａに0.028を乗じて得た額

に

」

改め、同表の備考の６中「第７条第６号」を「第７条第８号」に、「同条第11号」を「同条第13号」に改める。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第20号

秋田市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　歩道等（第３条―第10条）
第３章　立体横断施設（第11条―第14条）
第４章　乗合自動車の停留所（第15条・第16条）
第５章　移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第17条―第21条）
第６章　雑則（第22条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第10条第１項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、法および移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）の例による。

第２章　歩道等

（歩道）

第３条　道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

（有効幅員）

第４条　歩道の有効幅員は、秋田市市道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年秋田市条例第22号）第11条第３項に規定する幅員の値以上とするものとする。

２　自転車歩行者道の有効幅員は、秋田市市道の構造の技術的基準等を定める条例第10条第２項に規定する幅員の値以上とするものとする。

３　歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（舗装）

第５条　歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

２　歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

（勾配）

第６条　歩道等の縦断勾配は、５パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、８パーセント以下とすることができる。

２　歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、１パーセント以下とするものとする。ただし、前条第１項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、２パーセント以下とすることができる。

（歩道等と車道等の分離）

第７条　歩道等には、車道もしくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

２　歩道等（車両乗入れ部および横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは、15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造および交通の状況ならびに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

３　歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等の側に並木もしくは柵を設けるものとする。

（高さ）

第８条　歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、５センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

２　前項の高さは、乗合自動車の停留所および車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

（横断歩道に接続する歩道等の部分）

第９条　横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その高さは２センチメートルを標準とするものとする。

２　前項の横断歩道に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者が円滑に転回できる構造とするものとする。

（車両乗入れ部）

第10条　第４条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第６条第２項に定める基準を満たす部分の有効幅員は、２メートル以上とするものとする。

第３章　立体横断施設

（立体横断施設）

第11条　道路には、移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。

２　移動等円滑化された立体横断施設には、傾斜路を設けるものとする。

（傾斜路）

第12条　移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

⑴　有効幅員は、２メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、１メートル以上とすることができる。

⑵　縦断勾配は、５パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、８パーセント以下とすることができる。

⑶　横断勾配は、設けないこと。

⑷　二段式の手すりを両側に設けること。

⑸　手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

⑹　路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

⑺　傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとすること。

⑻　傾斜路の両側には、立ち上がり部および柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

⑼　傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。

⑽　高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

（通路）

第13条　移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

⑴　有効幅員は、２メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。

⑵　縦断勾配および横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。

⑶　二段式の手すりを両側に設けること。

⑷　手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

⑸　路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

⑹　通路の両側には、立ち上がり部および柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

（階段）

第14条　移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

⑴　有効幅員は、1.5メートル以上とすること。

⑵　二段式の手すりを両側に設けること。

⑶　手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

⑷　回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

⑸　踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

⑹　踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとすること。

⑺　段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

⑻　階段の両側には、立ち上がり部および柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

⑼　階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。

⑽　階段の高さが３メートルを超える場合においては、その途中に踊場を設けること。

⑾　踊場の踏幅は、直階段の場合にあっては1.2メートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。

第４章　乗合自動車の停留所

（高さ）

第15条　乗合自動車の停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、第８条第１項本文の規定にかかわらず、15センチメートルを標準とするものとする。

（ベンチおよび上屋）

第16条　乗合自動車の停留所には、ベンチおよびその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第５章　移動等円滑化のために必要なその他の施設等

（案内標識）

第17条　交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設およびエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

２　前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

（視覚障害者誘導用ブロック）

第18条　歩道等、立体横断施設の通路および乗合自動車の停留所には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認めら

れる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。
2　視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。
3　視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。
（休憩施設）
第19条　歩道等には、適当な間隔でベンチおよびその上屋を設けるものとする。ただし、これらの施設の機能を代替する施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
（照明施設）
第20条　歩道等および立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等および立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。
2　乗合自動車の停留所には、移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車の停留所の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。
（防雪施設）
第21条　歩道等および立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。
第６章　雑則
（委任）
第22条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
（施行期日）
1　この条例は、平成25年４月１日から施行する。
（経過措置）
2　第３条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要なものについては、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、当分の間、同条の規定にかかわらず、歩道に代えて、車道およびこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自動車の安全な通行を確保するための道路の部分を設けることができる。
3　第３条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要なものについては、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、当分の間、第４条第１項の規定にかかわらず、当該区間における歩道の有効幅員を、1.5メートルまで縮小することができる。
4　地形の状況その他の特別の理由により第８条に定める基準をそのまま適用することが適当でないと認められる場合は、当分の間、当該基準によらないことができる。
5　地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合における第10条の規定の適用については、当分の間、同条中「２メートル以上」とあるのは、「１メートル以上」とする。

秋田市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例をここに公布する。
平成25年３月21日
秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第21号

秋田市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　堤防（第３条―第10条）
第３章　床止め（第11条―第14条）
第４章　堰（第15条―第18条）
第５章　水門および樋門（第19条―第25条）
第６章　揚水機場および排水機場（第26条―第29条）
第７章　橋（第30条―第35条）
第８章　伏せ越し（第36条―第40条）
第９章　雑則（第41条―第43条）
附則

第１章　総則
（趣旨）
第１条　この条例は、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第100条第１項において準用する法第13条第２項の規定に基づき、準用河川（法第100条第１項の準用河川をいう。以下「河川」という。）に係る河川管理施設又は法第26条第１項の許可を受けて設置される工作物（以下「許可工作物」という。）のうち、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めるものとする。
（定義）
第２条　前条に規定するもののほか、この条例における用語の意義は、法および河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）の例による。
第２章　堤防
（適用の範囲）
第３条　この章の規定は、流水が河川外に流出することを防止するために設ける堤防について適用する。
（構造の原則）
第４条　堤防は、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、計画高水位以下の水位の流水の通常の作用に対して安全な構造とするものとする。
（材質および構造）
第５条　堤防は、盛土により築造するものとする。ただし、土地利用の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、その全部もしくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板もしくはこれらに準ずるものによる構造のものとし、又はコンクリート構造もしくはこれに準ずる構造の胸壁を有するものとすることができる。
（高さ）
第６条　堤防の高さは、計画高水位に0.6メートルを加えた値以上とするものとする。ただし、堤防に隣接する堤内の土地の地盤高（以下「堤内地盤高」という。）が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあっては、この限りでない。
2　計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が0.6メートル未満の区間における堤防の高さは、計画高水流量が１秒間につき50立方メートル未満であり、かつ、堤防の天端幅が2.5

メートル以上である場合は、計画高水位に0.3メートルを加えた値以上とすることができる。

３　胸壁を有する堤防の胸壁を除いた部分の高さは、計画高水位以上とするものとする。

（天端幅）

第７条　堤防の天端幅は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、３メートル以上とするものとする。ただし、計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が0.6メートル未満である区間においては、次の表の左欄に掲げる計画高水流量に応じ、それぞれ同表の右欄に定める値以上とすることができる。

計画高水流量	天端幅
１秒間につき50立方メートル未満	２メートル
１秒間につき50立方メートル以上100立方メートル未満	2.5メートル

（盛土による堤防の法勾配等）

第８条　盛土による堤防（胸壁の部分および護岸で保護される部分を除く。次項において同じ。）の法勾配は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、50パーセント以下とするものとする。

２　盛土による堤防の法面は、芝等によって覆うものとする。

（護岸）

第９条　流水の作用から堤防を保護するため必要がある場合においては、堤防の表法面に護岸を設けるものとする。

（管理用通路）

第10条　堤防には、次に定めるところにより、河川の管理のための通路（以下「管理用通路」という。）を設けるものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合、堤防の全部もしくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板もしくはこれらに準ずるものによる構造のものである場合又は堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満の区間である場合においては、この限りでない。

⑴　幅員は３メートル以上で堤防の天端幅以下の適切な値とし、建築限界は次の図に示すところによること。

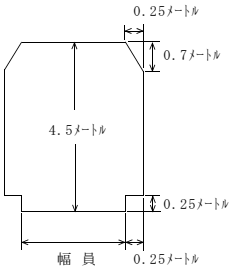

⑵　前号に規定するもののほか、川幅が10メートル未満の区間である場合においては、幅員は2.5メートル以上とし、建築限界は次の図に示すところによること。

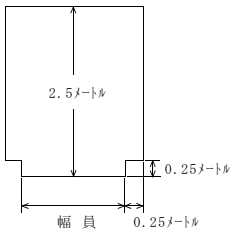

第３章　床止め

（構造の原則）

第11条　床止めは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

２　床止めは、付近の河岸および河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

（護床工および高水敷保護工）

第12条　床止めを設ける場合において、これに接続する河床又は高水敷の洗掘を防止するため必要があるときは、適当な護床工又は高水敷保護工を設けるものとする。

（護岸）

第13条　床止めを設ける場合においては、流水の変化に伴う河岸又は堤防の洗掘を防止するため、次に定めるところにより、護岸を設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸又は堤防の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

⑴　床止めに接する河岸又は堤防の護岸は、上流側は床止めの上流端から10メートルの地点又は護床工の上流端から５メートルの地点のうちいずれか上流側の地点から、下流側は水叩きの下流端から15メートルの地点又は護床工の下流端から５メートルの地点のうちいずれか下流側の地点までの区間以上の区間に設けること。

⑵　前号に掲げるもののほか、河岸又は堤防の護岸は、湾曲部であることその他河川の状況等により特に必要と認められる区間に設けること。

⑶　河岸（低水路の河岸を除く。以下この号において同じ。）又は堤防の護岸の高さは、計画高水位以上とすること。ただし、床止めの設置に伴い流水が著しく変化することとなる区間にあっては、河岸又は堤防の高さとすること。

⑷　低水路の河岸の護岸の高さは、低水路の河岸の高さとすること。

（魚道）

第14条　床止めを設ける場合において、魚類の遡上等を妨げないようにするため必要があるときは、次に定めるところにより、魚道を設けるものとする。

⑴　床止めの直上流部および直下流部における通常予想される水位変動に対して魚類の遡上等に支障のないものとすること。

⑵　床止めに接続する河床の状況、魚道の流量、魚道において対象とする魚種等を適切に考慮したものとすること。

第４章　堰

（構造の原則）

第15条　堰は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

２　堰は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸および河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、ならびに堰に接続する河床および高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

（流下断面との関係）

第16条　固定堰は、流下断面（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面を含む。以下この条および第31条第１項において同じ。）内に設けてはならない。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるとき、および河床の状況により流下断面内に設けることがやむを得ないと認められる場合において、治水上の機能の確保のため適切と認められる措置

を講ずるときは、この限りでない。

（護床工等）

第17条　第12条から第14条までの規定は、堰を設ける場合について準用する。

（洪水を分流させる堰に関する特例）

第18条　第16条の規定は、洪水を分流させる堰については、適用しない。

第５章　水門および樋門

（構造の原則）

第19条　水門および樋門は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

２　水門および樋門は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸および河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、ならびに水門又は樋門に接続する河床および高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

（構造）

第20条　水門および樋門（ゲートおよび管理施設を除く。）は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

２　樋門は、堆積土砂等の排除に支障のない構造とするものとする。

（断面形）

第21条　河川を横断して設ける水門および樋門の流水を流下させる部分の断面形は、計画高水流量を勘案して定めるものとする。

２　前項の規定は、河川以外の水路が河川に合流する箇所において当該水路を横断して設ける水門および樋門について準用する。

（ゲート等の構造）

第22条　水門および樋門のゲートは、確実に開閉し、かつ、必要な水密性を有する構造とするものとする。

２　水門および樋門のゲートは、鋼構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

３　水門および樋門のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

（水門のゲートの高さ）

第23条　水門のカーテンウォールの上端の高さ又はカーテンウォールを有しない水門のゲートの閉鎖時における上端の高さは、水門に接続する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さを下回らないものとする。

（管理施設等）

第24条　水門および樋門には、必要に応じ、管理橋その他の適当な管理施設を設けるものとする。

２　水門は、管理用通路としての効用を兼ねるものとし、その構造は次に定めるところによる。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合は、この限りでない。

⑴　管理橋の幅員は、水門に接続する管理用通路の幅員を考慮した適切な値とすること。

⑵　管理橋の設計自動車荷重は、20トンとすること。ただし、管理橋の幅員が３メートル未満の場合は、この限りでない。

（護床工等）

第25条　第12条および第13条の規定は、水門又は樋門を設ける場合について準用する。

第６章　揚水機場および排水機場

（揚水機場および排水機場の構造の原則）

第26条　揚水機場および排水機場は、河岸および河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

２　揚水機場および排水機場のポンプ室（ポンプを据え付ける床およびその下部の室に限る。）、吸水槽および吐出水槽その他の調圧部は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

（排水機場の吐出水槽等）

第27条　樋門を有する排水機場には、吐出水槽その他の調圧部を設けるものとする。ただし、樋門が横断する河岸又は堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

２　吐出水槽その他の調圧部の上端の高さは、排水機場の樋門が横断する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さ以上とするものとする。

（流下物排除施設）

第28条　揚水機場および排水機場には、土砂、竹木その他の流下物を排除するため、沈砂池、スクリーンその他の適当な流下物排除施設を設けるものとする。ただし、河川管理上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

（樋門）

第29条　揚水機場および排水機場の樋門と樋門以外の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、樋門が横断する河岸又は堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

第７章　橋

（河川区域内に設ける橋台および橋脚の構造の原則）

第30条　河川区域内に設ける橋台および橋脚は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

２　河川区域内に設ける橋台および橋脚は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸および河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、ならびに橋台又は橋脚に接続する河床および高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

（橋台）

第31条　河岸又は川幅が50メートル以上の河川に係る堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下この条において同じ。）に設ける橋台は、流下断面内に設けてはならない。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

２　堤防に設ける橋台（前項の橋台に該当するものを除く。）は、堤防の表法肩（のり）より表側の部分に設けてはならない。

３　堤防に設ける橋台の表側の面は、堤防の法線に平行して設けるものとする。ただし、堤防の構造に著しい支障を及ぼさないために必要な措置を講ずるときは、この限りでない。

４　堤防に設ける橋台の底面は、堤防の地盤に定着させるものとする。

（桁下高）

第32条　橋の桁下高は、計画高水流量に応じ、計画高水位に第６条第１項に規定する値を加えた値以上で、当該地点における河川の両岸の堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤

防の高さより高いときは、計画堤防）の表法肩を結ぶ線の高さを下回らないものとする。

（護岸等）

第33条　第12条および第13条の規定は、橋を設ける場合について準用する。

２　前項の規定による場合のほか、橋の下の河岸又は堤防を保護するため必要があるときは、河岸又は堤防をコンクリートその他これに類するもので覆うものとする。

（管理用通路の構造の保全）

第34条　橋（取付部を含む。）は、管理用通路（管理用通路を設けることが計画されている場合は、当該計画されている管理用通路）の構造を考慮して適切な構造の取付通路その他必要な施設を設けた構造とする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合は、この限りでない。

（適用除外）

第35条　第31条第１項から第３項までおよび第32条の規定は、湖沼、遊水池その他これらに類するものの区域内に設ける橋および治水上の影響が著しく小さいものとして、次に定める橋については、適用しない。

⑴　高水敷に設ける橋で小規模なもの

⑵　低水路に設ける橋で可動式とする等の特別な措置を講じたもの

２　前項の規定は、橋の設置地点を含む一連区間における計画高水位の勾配、川幅その他河川の状況等により治水上の支障があると認められる区域については、適用しない。

３　この章（第32条および前条を除く。）の規定は、堰又は水門と効用を兼ねる橋および樋門に附属して設けられる橋については、適用しない。

第８章　伏せ越し

（適用の範囲）

第36条　この章の規定は、用水施設又は排水施設である伏せ越しについて適用する。

（構造の原則）

第37条　伏せ越しは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

２　伏せ越しは、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、ならびに付近の河岸および河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

（構造）

第38条　堤防（計画横断形が定められている場合は、計画堤防を含む。以下この項において同じ。）を横断して設ける伏せ越しにあっては、堤防の下に設ける部分とその他の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、堤防の地盤の地質、伏せ越しの深さ等を考慮して、堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

２　第20条の規定は、伏せ越しの構造について準用する。

（ゲート等）

第39条　伏せ越しには、流水が河川外に流出することを防止するため、河川区域内の部分の両端又はこれに代わる適当な箇所に、ゲート（バルブを含む。次項において同じ。）を設けるものとする。ただし、地形の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。

２　伏せ越しのゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

３　伏せ越しには、必要に応じ、管理橋その他の適当な管理施設を設けるものとする。

（深さ）

第40条　伏せ越しは、低水路（計画横断形が定められている場合は、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この条において同じ。）の河床の表面から、深さ２メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、計画高水流量が１秒間につき100立方メートル未満である区間においては、低水路の河床の表面から深さ１メートル以上の部分に設けることができる。

第９章　雑則

（適用除外）

第41条　この条例の規定は、次に掲げる河川管理施設又は許可工作物（以下「河川管理施設等」という。）については、適用しない。

⑴　治水上の機能を早急に向上させる必要がある小区間の河川における応急措置によって設けられる河川管理施設等

⑵　臨時に設けられる河川管理施設等

⑶　工事を施行するために仮に設けられる河川管理施設等

⑷　特殊な構造の河川管理施設等で、市長がその構造が第２章から前章までの規定によるものと同等以上の効力があると認めるもの

（計画高水流量等の決定又は変更があった場合の適用の特例）

第42条　河川管理施設等が、これに係る工事の着手（許可工作物にあっては、法第26条第１項の許可。以下この条において同じ。）があった後における計画高水流量、計画横断形又は計画高水位（以下この条において「計画高水流量等」という。）の決定又は変更によってこの条例の規定に適合しないこととなった場合においては、当該河川管理施設等については、当該計画高水流量等の決定又は変更がなかったものとみなして当該規定を適用する。ただし、工事の着手が当該計画高水流量等の決定又は変更の後である改築（災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。）に係る河川管理施設等については、この限りでない。

（委任）

第43条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成25年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に存する河川管理施設等又は現に工事中の河川管理施設等（既に法第26条第１項の許可を受け、工事に着手するに至らない許可工作物を含む。）がこの条例の規定に適合しない場合においては、当該河川管理施設等については、当該規定は、適用しない。ただし、工事の着手（許可工作物にあっては、同項の許可）がこの条例の施行の後である改築（災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。）に係る河川管理施設等については、この限りでない。

秋田市市道の構造の技術的基準等を定める条例をここに公布する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第22号

秋田市市道の構造の技術的基準等を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」

という。）第30条第３項および第45条第３項の規定に基づき、市が管理する市道（以下「道路」という。）を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準ならびに道路に設ける案内標識および警戒標識ならびにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。以下「案内標識等」という。）の寸法を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、法、道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「政令」という。）および道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第３号）の例による。

（道路の区分）

第３条　道路の区分は、政令第３条に定めるところによる。

（車線等）

第４条　車道（副道、停車帯その他道路構造令施行規則（昭和46年建設省令第７号。以下「施行規則」という。）で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあっては、この限りでない。

２　道路の区分および地方部に存する道路にあっては、地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線および変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、２とする。

区　分		地形	単位	設計基準交通量
第三種	第二級	平地部	１日につき	9,000台
	第三級	平地部		8,000台
		山地部		6,000台
	第四級	平地部		8,000台
		山地部		6,000台
第四種	第一級			12,000台
	第二級			10,000台
	第三級			9,000台

備考　交差点の多い第四種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。

３　前項に規定する道路以外の道路（第三種第五級および第四種第四級の道路を除く。）の車線の数は４以上（交通の状況により必要がある場合を除き、２の倍数）とし、当該道路の区分および地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、次の表に掲げる１車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

区　分		地形	単位	１車線当たりの設計基準交通量
第三種	第二級	平地部	１日につき	9,000台
	第三級	平地部		8,000台
		山地部		6,000台
	第四級	山地部		5,000台
第四種	第一級			12,000台
	第二級			10,000台
	第三級			10,000台

備考　交差点の多い第四種の道路については、この表の１車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を１車線当たりの設計基準交通量とする。

４　車線（登坂車線、屈折車線および変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第三種第二級又は第四種第一級の普通道路にあっては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値とすることができる。

区　分			車線の幅員
第三種	第二級	普通道路	3.25メートル
		小型道路	2.75メートル
	第三級	普通道路	３メートル
		小型道路	2.75メートル
	第四級		2.75メートル
第四種	第一級	普通道路	3.25メートル
		小型道路	2.75メートル
	第二級および第三級	普通道路	３メートル
		小型道路	2.75メートル

５　第三種第五級又は第四種第四級の普通道路の車道の幅員は、４メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、３メートルとすることができる。

（車線の分離等）

第５条　車線の数が４以上である第三種又は第四種の道路（対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。）の車線は、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、往復の方向別に分離するものとする。

２　車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

３　中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋もしくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区　分		中央帯の幅員	
第三種	第二級	1.75メートル	１メートル
	第三級		
	第四級		
第四種	第一級	１メートル	
	第二級		
	第三級		

４　中央帯には、側帯を設けるものとする。

５　前項の側帯の幅員は、0.25メートルとするものとする。

６　中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

（副道）

第６条　車線（登坂車線、屈折車線および変速車線を除く。）の数が４以上である第三種又は第四種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

２　副道の幅員は、４メートルを標準とするものとする。

（路肩）

第７条　道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。

ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2　車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線もしくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋もしくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区　分			車道の左側に設ける路肩の幅員	
第三種	第二級から第四級まで	普通道路	0.75メートル	0.5メートル
		小型道路	0.5メートル	
	第五級		0.5メートル	
第四種			0.5メートル	

3　車道の右側に設ける路肩の幅員は、0.5メートル以上とするものとする。

4　第三種（第五級を除く。）の普通道路のトンネルの車道に接続する路肩の幅員は、0.5メートルまで縮小することができる。

5　副道に接続する路肩の幅員については、第２項の表第三種の項中「0.75」とあるのは「0.5」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

6　歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあっては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。

7　道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

8　車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第２項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値又は第３項の車道の右側に設ける路肩の幅員の値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

（停車帯）

第８条　第四種（第四級を除く。）の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2　停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

（自転車道）

第９条　自動車および自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2　自転車の交通量が多い第三種もしくは第四種の道路又は自動車および歩行者の交通量が多い第三種もしくは第四種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3　自転車道の幅員は、２メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

4　自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

5　自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（自転車歩行者道）

第10条　自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2　自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては４メートル以上、その他の道路にあっては３メートル以上とするものとする。

3　横断歩道橋もしくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあっては３メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては２メートル、並木を設ける場合にあっては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあっては１メートル、その他の場合にあっては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4　自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車および歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩道）

第11条　第四種（第四級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量の多い第三種（第五級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第三種もしくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2　第三種又は第四種第四級の道路（自転車歩行者道を設ける道路および前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3　歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては２メートル以上とするものとする。

4　横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあっては３メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては２メートル、並木を設ける場合にあっては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあっては１メートル、その他の場合にあっては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5　歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩行者の滞留の用に供する部分）

第12条　歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

（中央帯等の幅員）

第13条　中央帯、路肩、自転車歩行者道および歩道の幅員は、除雪を勘案して定めるものとする。

（植樹帯）

第14条　第四種第一級および第二級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2　植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。

3　次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造および交通の状況、沿道の土地利用の状況ならびに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

⑴　都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

⑵　相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4　植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

（設計速度）

第15条　道路（副道を除く。）の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区分		単位	設計速度	
第三種	第二級	1時間につき	60キロメートル	50キロメートル又は40キロメートル
	第三級		60キロメートル、50キロメートル又は40キロメートル	30キロメートル
	第四級		50キロメートル、40キロメートル又は30キロメートル	20キロメートル
	第五級		40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートル	
第四種	第一級		60キロメートル	50キロメートル又は40キロメートル
	第二級		60キロメートル、50キロメートル又は40キロメートル	30キロメートル
	第三級		50キロメートル、40キロメートル又は30キロメートル	20キロメートル
	第四級		40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートル	

2　副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。

（車道の屈曲部）

第16条　車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間（車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。）又は第34条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

（曲線半径）

第17条　車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分（以下「車道の曲線部」という。）の中心線の曲線半径（以下「曲線半径」という。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度	曲線半径	
1時間につき60キロメートル	150メートル	120メートル
1時間につき50キロメートル	100メートル	80メートル
1時間につき40キロメートル	60メートル	50メートル
1時間につき30キロメートル	30メートル	
1時間につき20キロメートル	15メートル	

（曲線部の片勾配）

第18条　車道、中央帯（分離帯を除く。）および車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、6パーセント以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第四種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

（曲線部の車線等の拡幅）

第19条　車道の曲線部においては、政令第4条第2項に規定する設計車両および当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあっては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、第四種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（緩和区間）

第20条　車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第四種の道路の車道の屈曲部にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2　車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。

3　緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長

さ）以上とするものとする。

設　計　速　度	緩和区間の長さ
１時間につき60キロメートル	50メートル
１時間につき50キロメートル	40メートル
１時間につき40キロメートル	35メートル
１時間につき30キロメートル	25メートル
１時間につき20キロメートル	20メートル

（視距等）

第21条　視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設　計　速　度	視　　距
１時間につき60キロメートル	75メートル
１時間につき50キロメートル	55メートル
１時間につき40キロメートル	40メートル
１時間につき30キロメートル	30メートル
１時間につき20キロメートル	20メートル

２　車線の数が２である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

（縦断勾配）

第22条　車道の縦断勾配は、道路の区分および道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区　分		設計速度		縦断勾配	
		単位	速　度		
第三種	普通道路	１時間につき	60キロメートル	５パーセント	８パーセント
			50キロメートル	６パーセント	８パーセント
			40キロメートル	７パーセント	８パーセント
			30キロメートル又は20キロメートル	８パーセント	
	小型道路		60キロメートル、50キロメートル、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートル	８パーセント	
第四種	普通道路		60キロメートル	５パーセント	７パーセント
			50キロメートル	６パーセント	８パーセント
			40キロメートル	７パーセント	８パーセント
			30キロメートル又は20キロメートル	８パーセント	
	小型道路		60キロメートル、50キロメートル、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートル	８パーセント	

（登坂車線）

第23条　普通道路の縦断勾配が５パーセントを超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

２　登坂車線の幅員は、３メートルとするものとする。

（縦断曲線）

第24条　車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

２　縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度および当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が１時間につき60キロメートルである第四種第一級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

設　計　速　度	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径
１時間につき60キロメートル	凸形曲線	1,400メートル
	凹形曲線	1,000メートル
１時間につき50キロメートル	凸形曲線	800メートル
	凹形曲線	700メートル
１時間につき40キロメートル	凸形曲線	450メートル
	凹形曲線	450メートル
１時間につき30キロメートル	凸形曲線	250メートル
	凹形曲線	250メートル
１時間につき20キロメートル	凸形曲線	100メートル
	凹形曲線	100メートル

３　縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設　計　速　度	縦断曲線の長さ
１時間につき60キロメートル	50メートル
１時間につき50キロメートル	40メートル
１時間につき40キロメートル	35メートル
１時間につき30キロメートル	25メートル
１時間につき20キロメートル	20メートル

（舗装）

第25条　車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道、自転車歩行者道および歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

２　車道および側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、

路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成13年国土交通省令第103号）で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3　第四種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用および自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（横断勾配）

第26条　車道、中央帯（分離帯を除く。）および車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配
前条第２項に規定する基準に適合する舗装道	1.5パーセント以上２パーセント以下
その他	３パーセント以上５パーセント以下

2　歩道、自転車道又は自転車歩行者道には、２パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

3　前条第３項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

（合成勾配）

第27条　合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。）は、８パーセント以下とするものとする。

（排水施設）

第28条　道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街きょ、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

（平面交差又は接続）

第29条　道路は、駅前広場その他の特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で５以上交会させてはならない。

2　道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線もしくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3　屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線および変速車線を除く。）の幅員は、第四種第一級の普通道路にあっては３メートルまで、第四種第二級又は第三級の普通道路にあっては2.75メートルまで、第四種の小型道路にあっては2.5メートルまで縮小することができる。

4　屈折車線および変速車線の幅員は、普通道路にあっては３メートル、小型道路にあっては2.5メートルを標準とするものとする。

5　屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

（立体交差）

第30条　車線（登坂車線、屈折車線および変速車線を除く。）の数が４以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2　車線（屈折車線および変速車線を除く。）の数が４以上である小型道路が相互に交差する場合および普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3　道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。

4　連結路については、第４条から第７条まで、第15条、第17条、第18条、第20条から第22条まで、第24条および第27条の規定ならびに政令第12条の規定は、適用しない。

（鉄道との平面交差）

第31条　道路が鉄道と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は、次に定める構造とするものとする。

⑴　交差角は、45度以上とすること。

⑵　踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

⑶　見通し区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上５メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、踏切道における鉄道の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量および鉄道の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切における鉄道の車両の最高速度	見通し区間の長さ
１時間につき50キロメートル未満	110メートル
１時間につき50キロメートル以上70キロメートル未満	160メートル
１時間につき70キロメートル以上80キロメートル未満	200メートル
１時間につき80キロメートル以上90キロメートル未満	230メートル
１時間につき90キロメートル以上100キロメートル未満	260メートル
１時間につき100キロメートル以上110キロメートル未満	300メートル
１時間につき110キロメートル以上	350メートル

（待避所）

第32条　第三種第五級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

⑴　待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。

⑵　待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。

⑶　待避所の長さは20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は５メートル以上とすること。

（交通安全施設）

第33条　交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、

横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で施行規則で定めるものを設けるものとする。

（凸部、狭窄部等）

第34条　第四種第四級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第三種第五級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道およびこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部もしくは屈曲部を設けるものとする。

（乗合自動車の停留所に設ける交通島）

第35条　自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

（自動車駐車場等）

第36条　安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所又は非常駐車帯を設けるものとする。

（防雪施設その他の防護施設）

第37条　雪崩、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設その他これらに類する施設で施行規則で定めるものを設けるものとする。

2　前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

（トンネル）

第38条　トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量およびトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2　トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3　トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

（橋、高架の道路等）

第39条　橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

2　前項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の構造の基準に関し必要な事項は、施行規則の定めるところによる。

（附帯工事等の特例）

第40条　道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第４条から前条まで（第７条、第15条、第16条、第26条、第28条、第33条および第37条を除く。）の規定ならびに政令第４条、第12条ならびに第35条第２項、第３項および第４項（法第30条第１項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。第42条第５項および第43条第４項において同じ。）の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

（小区間改築の場合の特例）

第41条　道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第４条、第５条第３項から第５項まで、第６条、第８条、第９条第３項、第10条第２項および第３項、第11条第３項および第４項、第14条第２項および第３項、第17条から第24条まで、第25条第３項ならびに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2　道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第４条、第５条第３項から第５項まで、第６条、第７条第２項、第８条、第９条第３項、第10条第２項および第３項、第11条第３項および第４項、第14条第２項および第３項、第21条第１項、第23条第２項、第25条第３項、次条第１項および第２項ならびに第43条第１項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

（自転車専用道路および自転車歩行者専用道路）

第42条　自転車専用道路の幅員は３メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は４メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

2　自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

3　自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、政令第39条第４項の建築限界を勘案して定めるものとする。

4　自転車専用道路および自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車および歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5　自転車専用道路および自転車歩行者専用道路については、第３条から第40条まで（自転車歩行者専用道路にあっては、第12条を除く。）および前条第１項の規定ならびに政令第３条、第４条、第12条および第35条第２項から第４項までの規定は、適用しない。

（歩行者専用道路）

第43条　歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域および歩行者の交通の状況を勘案して、２メートル以上とするものとする。

2　歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、政令第40条第３項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3　歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

4　歩行者専用道路については、第３条から第11条まで、第13条から第40条までおよび第41条第１項の規定ならびに政令第３条、第４条、第12条および第35条第２項から第４項までの規定は、適用しない。

（道路標識の寸法）

第44条　法第45条第３項に規定する道路に設ける道路標識の寸法は、別表に定めるとおりとする。

（委任）

第45条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に

定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成25年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に存する道路又は現に新設又は改築の工事中の道路が、この条例の規定に適合しない場合においては、当該道路については、当該規定は、適用しない。

別表（第44条関係）

1　案内標識

待避所（116の３）	駐車場（117―Ａ）	登坂車線（117の２―Ａ）
総重量限度緩和指定道路（118の３―Ａ）	総重量限度緩和指定道路（118の３―Ｂ）	高さ限度緩和指定道路（118の４―Ａ）
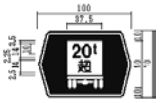	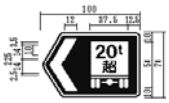	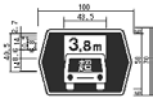
高さ限度緩和指定道路（118の４―Ｂ）	道路の通称名（119―Ａ）	道路の通称名（119―Ｂ）
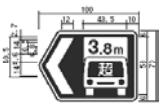		
道路の通称名（119―Ｃ）	まわり道（120―Ａ）	
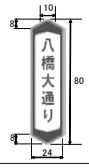	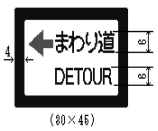	

2　警戒標識

本標識板の規格	十形道路交差点あり（201―Ａ）	右（又は左）方屈曲あり（202）
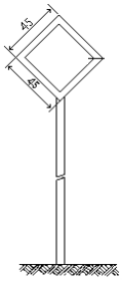		
	信号機あり（208―２）	落石のおそれあり（209の２）

路面凹凸あり（209の３）	合流交通あり（210）	車線数減少（211）
幅員減少（212）	二方向交通（212の２）	

3　補助標識

補助標識板の規格	終わり（507―Ｃ）	注意事項（510）
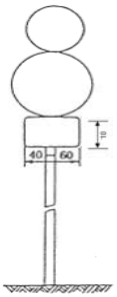	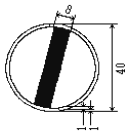	

備考

1　本標識板（本標識の標示板をいう。以下同じ。）の寸法

⑴　寸法が図示されているものについては、図示の寸法（その単位はセンチメートルとする。以下同じ。）を基準とする。

⑵　「駐車場（117―Ａ）」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。

⑶　「駐車場（117―Ａ）」、「総重量限度緩和指定道路（118の３―Ａ・Ｂ）」、「高さ限度緩和指定道路（118の４―Ａ・Ｂ）」および「まわり道（120―Ａ）」を表示する案内標識ならびに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法（⑵に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法）の1.3倍、1.6倍又は２倍に、それぞれ拡大することができる。

⑷　「登坂車線（117の２―Ａ）」および「道路の通称名（119―Ａ・Ｂ・Ｃ）」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の1.5倍又は２倍に、それぞれ拡大することができる。

⑸　「道路の通称名（119―Ａ・Ｂ・Ｃ）」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法（「道路の通称名（119―Ｃ）」を表示するものについては、縦寸法）を拡大することができる。

2　本標識板の文字等の大きさ等

⑴　寸法が図示されている文字および記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。

⑵　「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及

び道路の通称名」、「著名地点（114―Ｂ）」、「待避所」、「駐車場（117―Ａ）」、「登坂車線（117の２―Ａ）」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路（118の４―Ａ・Ｂ）」、「道路の通称名（119―Ａ・Ｂ・Ｃ）」および「まわり道（120―Ａ）」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあっては、その２分の１の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、２倍、2.5倍又は３倍に、それぞれ拡大することができる。

設　計　速　度	文字の大きさ
40キロメートル毎時、50キロメートル毎時又は60キロメートル毎時	20センチメートル
30キロメートル毎時以下	10センチメートル

⑶　「方面、方向及び道路の通称名の予告」および「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは⑵の規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。

⑷　「著名地点（114―Ｂ）」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチメートルを標準とする。

⑸　「市町村」、「方面、方向及び距離」、「方面及び距離（106―Ａ）」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向（108の２―Ａ・Ｂ）」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」および「著名地点（114―Ｂ）」を表示する案内標識に、それぞれ市章および公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、漢字、平仮名又は片仮名の大きさの1.7倍以下の大きさとする。

⑹　「駐車場（117―Ａ）」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下とする。

⑺　縁、縁線および区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

ア　案内標識

縁は、「待避所」、「駐車場（117―Ａ）」および「まわり道（120―Ｂ）」を表示するものについては９ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路」および「高さ限度緩和指定道路（118の４―Ａ・Ｂ）」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線（117の２―Ａ）」を表示するものについては10ミリメートル、「道路の通称名（119―Ａ・Ｂ・Ｃ）」を表示するものについては８ミリメートルならびにその他のものについては漢字、平仮名又は片仮名の大きさの20分の１以上とし、縁線および区分線は、漢字、平仮名又は片仮名の大きさの20分の１以上とする。

イ　警戒標識

縁および縁線は、12ミリメートルとする。

３　補助標識板（補助標識の標示板をいう。）の寸法

⑴　図示の寸法を基準とする。

⑵　補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

秋田市都市公園の設置に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第23号

秋田市都市公園の設置に関する基準等を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第３条第１項および第４条第１項ならびに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第１項の規定に基づき、市が都市公園を設置する場合の基準等を定めるものとする。

（都市公園の設置に関する基準）

第２条　法第３条第１項の条例で定める基準は、次条および第４条に定めるところによる。

（市民１人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

第３条　市の区域内の都市公園における市民１人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とし、当該区域内の市街地の都市公園における当該市街地の市民１人当たりの敷地面積の標準は５平方メートル以上とする。

（都市公園の配置および規模の基準）

第４条　次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置および規模を定めるものとする。

⑴　主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

⑵　主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、２ヘクタールを標準として定めること。

⑶　主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、４ヘクタールを標準として定めること。

⑷　主として市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動その他の総合的な利用に供することを目的とする都市公園および主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

２　主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園その他の前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、およびその敷地面積を定めるものとする。

（公園施設の建築面積の基準）

第５条　法第４条第１項本文の条例で定める割合は、100分の２とする。

（公園施設の建築面積の基準の特例）

第６条　都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第６条第１項第１号に掲げる場合に関する法第４条第１項ただし書の条例

で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2　都市公園法施行令第６条第１項第２号に掲げる場合に関する法第４条第１項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3　都市公園法施行令第６条第１項第３号に掲げる場合に関する法第４条第１項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前２項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4　都市公園法施行令第６条第１項第４号に掲げる場合に関する法第４条第１項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の２を限度として同項本文又は前３項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

（特定公園施設の設置に関する基準）

第７条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第１項に規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準は、次条から第18条までに定めるところによる。

（園路および広場）

第８条　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第３条第１号に規定する園路および広場を設ける場合においては、そのうち１以上の園路および広場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

⑴　出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア　幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ　車止めを設ける場合においては、当該車止めの相互の間隔のうち１以上の間隔は、90センチメートル以上とすること。

ウ　出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ　車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合で、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設するときは、この限りでない。

⑵　通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア　幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合で、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けたときは、120センチメートル以上とすることができる。

イ　車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。

ウ　縦断勾配は、５パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、８パーセント以下とすることができる。

エ　横断勾配は、１パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、２パーセント以下とすることができる。

オ　路面は、滑りにくい仕上げとすること。

⑶　階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア　両側には、手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ　手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ウ　回り段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ　踏面は、滑りにくい仕上げとすること。

オ　段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けないこと。

カ　両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

⑷　階段を設ける場合においては、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合で、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造のものを設けるときは、この限りでない。

⑸　傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア　幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ　縦断勾配は、８パーセント以下とすること。

ウ　横断勾配は、設けないこと。

エ　路面は、滑りにくい仕上げとすること。

オ　高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。

カ　両側には、手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

キ　両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

⑹　高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第11条第２号に規定する点状ブロック等および同令第21条第２項第１号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。

⑺　次条から第16条までの規定により設けた特定公園施設のうちそれぞれ１以上の特定公園施設および高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第２条第２項の主要な公園施設に接続すること。

（屋根付広場）

第９条　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障

害者等が利用する屋根付広場を設ける場合においては、そのうち１以上の屋根付広場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

⑴　出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア　幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ　車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。

⑵　車椅子使用者が円滑に利用することができる広さを確保すること。

（休憩所および管理事務所）

第10条　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合においては、そのうち１以上の休憩所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

⑴　出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア　幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ　車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。

ウ　戸を設ける場合においては、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

㋐　幅は、80センチメートル以上とすること。

㋑　高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

⑵　カウンターを設ける場合においては、そのうち１以上のカウンターは、車椅子使用者が円滑に利用することができる構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

⑶　車椅子使用者が円滑に利用することができる広さを確保すること。

⑷　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合においては、そのうち１以上の便所は、第13条第２項、第14条および第15条に定める基準に適合するものであること。

２　前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合においては、そのうち１以上の休憩所」とあるのは、「管理事務所」と読み替えるものとする。

（野外劇場および野外音楽堂）

第11条　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

⑴　出入口は、第９条第１号に定める基準に適合するものであること。

⑵　出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペースおよび第４号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア　幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合で、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとしたときは、80センチメートル以上とすることができる。

イ　車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。

ウ　縦断勾配は、５パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、８パーセント以下とすることができる。

エ　横断勾配は、１パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、２パーセント以下とすることができる。

オ　路面は、滑りにくい仕上げとすること。

カ　高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。

⑶　当該野外劇場の収容定員が、200人以下の場合にあっては当該収容定員に50分の１を乗じて得た数以上、200人を超える場合にあっては当該収容定員に100分の１を乗じて得た数に２を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。

⑷　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合においては、そのうち１以上の便所は、第13条第２項、第14条および第15条に定める基準に適合するものであること。

２　車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

⑴　幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。

⑵　車椅子使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。

⑶　車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備を設けること。

３　前２項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

（駐車場）

第12条　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合においては、そのうち１以上の駐車場に、当該駐車場の全駐車台数が、200台以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の１を乗じて得た数以上、200台を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の１を乗じて得た数に２を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車および普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

２　車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

⑴　幅は、350センチメートル以上とすること。

⑵　車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。

（便所）

第13条　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

⑴　床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

⑵　男子用小便器を設ける場合においては、１以上の床置式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。

⑶　前号の規定により設ける小便器には、手すりを設けること。

２　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合においては、そのうち１以上の便所は、前項に定める基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

⑴　便所（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造を有する便房を設けること。

⑵　高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造を有する便所であること。

第14条　前条第２項第１号の便房を設ける便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

⑴　出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア　幅は、80センチメートル以上とすること。

イ　車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合で、傾斜路を併設するときは、この限りでない。

ウ　高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造を有する便房を設けていることを表示する標識を設けること。

エ　戸を設ける場合においては、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

㋐　幅は、80センチメートル以上とすること。

㋑　高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

⑵　車椅子使用者が円滑に利用することができる広さを確保すること。

２　前条第２項第１号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

⑴　出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

⑵　出入口には、当該便房が高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造を有することを表示する標識を設けること。

⑶　腰掛便座および手すりを設けること。

⑷　高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造を有する水洗器具を設けること。

３　第１項第１号アおよびエならびに第２号の規定は、前項の便房について準用する。

第15条　前条第１項第１号ア、イおよびエならびに第２号ならびに第２項第２号から第４号までの規定は、第13条第２項第２号の便所について準用する。

（水飲場および手洗場）

第16条　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合においては、そのうち１以上の水飲場は、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造のものでなければならない。

２　前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

（掲示板および標識）

第17条　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

⑴　高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造とすること。

⑵　当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものとすること。

２　前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

３　第８条から前条までの規定により設けた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合においては、そのうち１以上の標識は、第８条の規定により設けた園路および広場の出入口の付近に設けなければならない。

（特定公園施設の設置に関する基準の特例）

第18条　災害等により一時的に使用するために特定公園施設を設置するときは、第７条から前条までの基準によらないことができる。

（委任）

第19条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例をここに公布する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第24号

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例

（手数料の徴収）

第１条　市長は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の規定に基づく事務のうち次条から第４条までに掲げる事務につき、それぞれこれらの規定に規定する名称の手数料を徴収する。

（認定申請手数料）

第２条　法第53条第１項の規定による申請（以下「認定申請」という。）に対する低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定の事務につき徴収する手数料は、認定申請手数料とし、その額は、認定申請１件につき、次の各号に掲げる計画の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

⑴　一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分（以下「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。以下同じ。）に係る計画

34,000円（計画が法第54条第１項各号に掲げる基準に適合することを、市長が認める者が証する書類（以下「適合証」という。）を提出する場合にあっては、5,000円）

⑵　共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅であって非住宅部分を有しないもの（以下「共同住宅等」という。）の住戸の部分又は人の居住の用に供する部分と非住宅部分を有する建築物（以下「複合建築物」という。）の住戸の部分に係る計画　計画に係る次の表の左欄に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

住戸の総数	金　額
１戸の場合	34,000円（適合証を提出する場合にあっては、5,000円）
２戸以上５戸以下の場合	66,000円（適合証を提出する場合にあっては、9,000円）

６戸以上10戸以下の場合	94,000円（適合証を提出する場合にあっては、16,000円）
11戸以上25戸以下の場合	132,000円（適合証を提出する場合にあっては、26,000円）
26戸以上50戸以下の場合	189,000円（適合証を提出する場合にあっては、43,000円）
51戸以上100戸以下の場合	269,000円（適合証を提出する場合にあっては、77,000円）
101戸以上200戸以下の場合	365,000円（適合証を提出する場合にあっては、122,000円）
201戸以上300戸以下の場合	477,000円（適合証を提出する場合にあっては、154,000円）
301戸以上の場合	560,000円（適合証を提出する場合にあっては、164,000円）

⑶　共同住宅等の建築物全体又は当該建築物全体およびその住戸の部分に係る計画　計画に係る建築物全体の前号の表の左欄に掲げる住戸の総数の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額およびその共用部分（廊下、階段その他共用に供されるべき部分をいう。以下同じ。）に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額を合算した額

床　面　積	金　　額
300平方メートル以内の場合	105,000円（適合証を提出する場合にあっては、9,000円）
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内の場合	173,000円（適合証を提出する場合にあっては、26,000円）
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内の場合	269,000円（適合証を提出する場合にあっては、77,000円）
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内の場合	345,000円（適合証を提出する場合にあっては、122,000円）
10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内の場合	412,000円（適合証を提出する場合にあっては、154,000円）
25,000平方メートルを超える場合	480,000円（適合証を提出する場合にあっては、192,000円）

⑷　複合建築物の建築物全体又は当該建築物全体およびその住戸の部分に係る計画　計画に係る建築物全体の第２号の表の左欄に掲げる住戸の総数の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額、その共用部分（非住宅部分に係るものを除く。次条第４号イにおいて同じ。）に係る前号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額およびその非住宅部分に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額を合算した額

床　面　積	金　　額
300平方メートル以内の場合	231,000円（適合証を提出する場合にあっては、9,000円）
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内の場合	369,000円（適合証を提出する場合にあっては、26,000円）
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内の場合	524,000円（適合証を提出する場合にあっては、77,000円）
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内の場合	642,000円（適合証を提出する場合にあっては、122,000円）
10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内の場合	756,000円（適合証を提出する場合にあっては、154,000円）
25,000平方メートルを超える場合	863,000円（適合証を提出する場合にあっては、192,000円）

⑸　人の居住の用以外の用に供する建築物に係る計画　計画に係る建築物全体の前号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

（変更認定申請手数料）

第３条　法第55条第１項の規定による申請（以下「変更認定申請」という。）に対する認定の事務につき徴収する手数料は、変更認定申請手数料とし、その額は、変更認定申請１件につき、次の各号に掲げる計画の変更の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

⑴　前条第１号に掲げる計画の変更　17,000円（適合証を提出する場合にあっては、2,500円）

⑵　前条第２号に掲げる計画の変更　変更に係る住戸につき、その変更後の同号の表の左欄に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に２分の１を乗じて得た額

⑶　前条第３号に掲げる計画の変更　次に掲げる額を合算した額

ア　住戸の部分に係る計画の変更にあっては、変更に係る住戸につきその変更後の前条第２号の表の左欄に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に２分の１を乗じて得た額

イ　共用部分に係る計画の変更にあっては、変更に係る共用部分につきその変更後の前条第３号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に２分の１を乗じて得た額

⑷　前条第４号に掲げる計画の変更　次に掲げる額を合算した額

ア　住戸の部分に係る計画の変更にあっては、変更に係る住戸につきその変更後の前条第２号の表の左欄に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に２分の１を乗じて得た額

イ　共用部分に係る計画の変更にあっては、変更に係る共用部分につきその変更後の前条第３号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に２分の１を乗じて得た額

ウ　非住宅部分に係る計画の変更にあっては、変更に係る非住宅部分につきその変更後の前条第４号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に２分の１を乗じて得た額

⑸　前条第５号に掲げる計画の変更　変更後の建築物全体の前条第４号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に２分の１を乗じて得た額

（確認の申出が併せて行われる場合の認定申請手数料等）

第４条　法第54条第２項（法第55条第２項において準用する場合を含む。）の規定による申出（以下「確認の申出」という。）が行われる場合の認定申請手数料の額は、前２条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に当該確認の申出に係る建築物の部分の床面積の合計を建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項の規定による申請に係る建築物の部分の床面積の合計とみなして秋田市建築基準法関係手数料条例（平成12年秋田市条例第８号）第２条第１項に定める額を加算した額とする。

２　確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合であって、当該建築物が建築基準法第６条第１項第１号から第３号までに掲げる建築物であるときの認定申請手数料の額は、前２条および前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に当該昇降機を同法第87条の２において準用する同法第６条第１項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田市建築基準法関係手数料条例第３条第１項に定める額を加算した額とする。

３　確認の申出について建築基準法第20条第２号又は第３号に定める基準（同条第２号イ又は第３号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第２号イに規定する方法もしくはプログラムによるもの又は同条第３号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査（以下「適合審査」という。）が必要であると認められる場合の認定申請手数料の額は、前２条および前２項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に当該適合審査が行われる建築物の部分の床面積の合計を同法第６条第５項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物の部分の床面積の合計とみなして秋田市建築基準法関係手数料条例第４条第１項又は第２項に定める額を加算した額とする。

４　第１項の規定は確認の申出が行われる場合の変更認定申請手数料の額について、第２項の規定は確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合の変更認定申請手数料の額について、前項の規定は確認の申出について適合審査が必要であると認められる場合の変更認定申請手数料の額について準用する。

（徴収の時期）

第５条　前３条に規定する手数料は、申請が行われる際に徴収するものとする。

（手数料の不還付）

第６条　既納の手数料は、還付しない。

（過料）

第７条　詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料に処する。

２　前項の金額は、その都度市長がこれを定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第25号

秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例

秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例（平成21年秋田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表中

「

45,000円
102,000円
163,000円
319,000円
571,000円
980,000円
1,811,000円
2,587,000円
3,168,000円

」を

「

45,000円（法第５条第１項に規定する長期優良住宅建築等計画が法第６条第１項第１号に掲げる基準に適合することを市長が認める者が証する書類（以下「適合証」という。）を提出する場合にあっては、17,000円）
102,000円（適合証を提出する場合にあっては、31,000円
163,000円（適合証を提出する場合にあっては、48,000円）
319,000円（適合証を提出する場合にあっては、86,000円）
571,000円（適合証を提出する場合にあっては、150,000円）
980,000円（適合証を提出する場合にあっては、255,000円）
1,811,000円（適合証を提出する場合にあっては、484,000円）
2,587,000円（適合証を提出する場合にあっては、692,000円）
3,168,000円（適合証を提出する場合にあっては、836,000円）

」に

改める。

第３条第１項の表中

「

22,500円
51,000円
81,500円
159,500円
285,500円
490,000円
905,500円
1,293,500円
1,584,000円

」を

「

22,500円（適合証を提出する場合にあっては、8,500円）
51,000円（適合証を提出する場合にあっては、15,500円）
81,500円（適合証を提出する場合にあっては、24,000円）

159,500円（適合証を提出する場合にあっては、43,000円）
285,500円（適合証を提出する場合にあっては、75,000円）
490,000円（適合証を提出する場合にあっては、127,500円）
905,500円（適合証を提出する場合にあっては、242,000円）
1,293,500円（適合証を提出する場合にあっては、346,000円）
1,584,000円（適合証を提出する場合にあっては、418,000円）

」に

改める。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第26号

秋田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年秋田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「消化器・代謝内科」を「消化器内科」に、「血液・腎臓内科」を「血液・腎臓内科
糖尿病・代謝内科」に改める。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市都市公園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第27号

秋田市都市公園条例等の一部を改正する条例

（秋田市都市公園条例の一部改正）

第１条　秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第２千秋公園の項中

「

佐竹史料館	個人使用	一般	１人１回につき	100円	団体使用とは、20人以上の団体で使用する場合をいう。	
		高校生		50円		
	団体使用	一般		80円		
		高校生		40円		

」を

「

佐竹史料館	個人使用	一般	１人１回につき	100円	団体使用とは、20人以上の団体で使用する場合をいう。
		高校生		50円	
	団体使用	一般		80円	
		高校生		40円	
	年間使用		１人１年間につき	200円	年間使用とは、使用料を納付した日から起算して１年間の使用をいう。年間使用の使用料を納付した者の当該年間使用の期間に係る久保田城御隅櫓の使用料は、無料とする。

」に

改める。

（秋田市立赤れんが郷土館条例の一部改正）

第２条　秋田市立赤れんが郷土館条例（昭和60年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第５条関係）

区分	金額			
	普通観覧料	団体観覧料（20人以上の団体）	共通観覧料	年間観覧料
秋田市立赤れんが郷土館	１人　200円	１人　160円	普通観覧料にあっては、１人250円	１人　500円
民俗芸能伝承館	１人　100円	１人　80円	団体観覧料にあっては、１人200円	
旧金子家住宅	１人　100円	１人　80円		

備考

１　年間観覧料を納付した者は、当該納付をした日から起算して１年の間、秋田市立赤れんが郷土館を観覧することができるものとする。

２　民俗芸能伝承館を観覧する場合にあっては旧金子家住宅、旧金子家住宅を観覧する場合にあっては民俗芸能伝承館に係る観覧料（共通観覧料を除く。）は、無料とする。

３　中学生以下の観覧料は、無料とする。

（秋田市立千秋美術館条例の一部改正）

第３条　秋田市立千秋美術館条例（平成元年秋田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第４条関係）

区分		金額
常設展観覧料	個人	一般　１人　300円
		高校生および大学生　１人　200円
	団体	一般　１人　240円
		高校生および大学生　１人　160円
特別展観覧料		１人につき、1,540円以内で市長が定める額（ただし、中学生以下は無料）
年間観覧料		１人につき、4,000円以内で市長が定める額

備考

１　常設展観覧料とは、常設展示室および岡田謙三記念館における美術作品等の展示を観覧することができる観覧料を

いう。
2　団体とは、20人以上の団体をいう。
3　特別展観覧料とは、企画展示室における特別の企画による美術作品等の展示を観覧することができる観覧料をいう。
4　特別展観覧料を納付した者に係る常設展観覧料は、無料とする。
5　年間観覧料とは、４月１日から翌年の３月31日までの期間、備考の１および備考の３の規定による美術作品等の展示を観覧することができる観覧料をいう。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市消防本部および消防署設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第28号

秋田市消防本部および消防署設置条例の一部を改正する条例

秋田市消防本部および消防署設置条例（昭和38年秋田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表土崎消防署の項中「秋田市土崎港西三丁目10番25号」を「秋田市土崎港西四丁目２番10号」に改める。

附　則

この条例は、平成25年５月１日から施行する。

秋田市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第29号

秋田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

秋田市水道事業給水条例（昭和35年秋田市条例第８号）の一部を次のように改正する。

目次中「第７章　補則（第44条）」を

「第７章　布設工事監督者の配置基準等（第44条―第46条）
第８章　補則（第47条）」に

改める。

第44条を第47条とする。

第７章を第８章とし、第６章の次に次の１章を加える。

第７章　布設工事監督者の配置基準等

（布設工事監督者を配置する工事）

第44条　法第12条第１項の条例で定める水道の布設工事は、水道施設の新設又は次に掲げるその増設もしくは改造の工事とする。

⑴　１日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

⑵　沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

（布設工事監督者の資格）

第45条　法第12条第２項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑵　学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学および水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑶　学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、５年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑷　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑸　10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑹　前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると管理者が認める者

（水道技術管理者の資格）

第46条　法第19条第３項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

⑴　前条の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有する者

⑵　前条第１号、第３号および第４号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学もしくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第１号に規定する学校を卒業した者にあっては４年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者にあっては６年以上、同条第４号に規定する学校を卒業した者にあっては８年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑶　10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

⑷　前２号に掲げる者と同等以上の技能を有すると管理者が認める者

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第30号

秋田市下水道条例の一部を改正する条例

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第１条中「管理」の次に「ならびに施設の構造および維持管理の基準等」を加える。

第20条を第26条とし、第14条から第19条までを６条ずつ繰り下げ、第13条の６の次に次の６条を加える。

（公共下水道の構造の技術上の基準）

第14条　法第７条第２項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、次条から第18条までに定めるところによる。

（排水施設および処理施設に共通する構造の技術上の基準）

第15条　公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）および処理施設（これを補完する施設を含む。第17条において同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

⑴　堅固で耐久力を有する構造とすること。

⑵　コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水および地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

⑶　屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして管理者が定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、および人の立入りを制限する措置が講じられていること。

⑷　下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。

⑸　地震によって下水の排除および処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の管理者が定める措置が講じられていること。

（排水施設の構造の技術上の基準）

第16条　排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

⑴　排水管の内径および排水きょの断面積は、管理者が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排水すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。

⑵　流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。

⑶　暗きょその他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあっては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。

⑷　暗きょである構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管きょの清掃上必要な箇所にあっては、マンホールを設けること。

⑸　ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋）を設けること。

（処理施設の構造の技術上の基準）

第17条　第15条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第２号において同じ。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

⑴　脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。

⑵　汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が定める措置が講じられていること。

（適用除外）

第18条　前３条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

⑴　工事を施行するために仮に設けられる公共下水道

⑵　非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

（終末処理場の維持管理）

第19条　終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

⑴　活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようエアレーションを調節すること。

⑵　沈砂池又は沈でん池のどろために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。

⑶　急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないよう定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないよう水量又は水圧を調節すること。

⑷　前３号に定めるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

⑸　臭気の発散および蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

⑹　前号に定めるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が定める措置を講ずること。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第31号

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第３条中「事業の認可を受けた」を「下水道法（昭和33年法律第79号）第４条第１項の規定により事業計画を定めた」に改める。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第32号

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

秋田市農業集落排水施設条例（平成元年秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第１に次のように加える。

秋田市金足農業集落排水施設	秋田市金足岩瀬字岩瀬20番２	秋田市金足岩瀬字岩瀬、字後田、字大表、字太田、字北田、字木ノ前、字小鹿瀬、字才ノ浜、字佐戸沢、字山王田、字筑後開、字長田、字前山、字横畷、浦山字岩崎、字浦山、字金ケ崎、字松葉崎、大清水字家ノ下、字大清水台、字堤下、片田字鴻坂、字苅又、字コフラケ、字駒込、字杉沢、字竹原、字野尻、字深田、字山崎、字待入、字松ノ木、黒川字後田、字内畑、字馬込、字沖川端、字上ノ山、字黒川、字苗代沢、字深田、下刈字北野、字財ノ浜、字館越、字林中、字深田、字前田、字前谷地、高

		岡字稲荷林、字金ケ崎、字古館、字袖里、字二本松、字狢沢、字八幡田、字横関、堀内字神田、字小栗、字下田、字高田、字堀内、吉田字イカリ、字羽中、字深田、字松ノ下、字吉田尻、潟上市昭和大久保字阿弥陀堂、字イカリ沖、字片田千刈田、字北野細谷道添、字小谷地、字高田、八丁目字家ノ後、字木の前、字汲田、字三十刈、字樋堺、字中の坪、乱橋字後堰鴨田、字木鉢、字古開、字宅地家後および字開上関田の各一部

附　則

この条例は、平成25年３月31日から施行する。

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年３月30日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市条例第33号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第６条第１号中「の属する月以後５年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの」を、「おいて同じ。）」の次に「および特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第３号、第６条の４および第18条において同じ。）」を加え、同条に次の１号を加える。

⑶　特定継続世帯　２万1,510円

第６条の４第１号中「特定世帯」の次に「および特定継続世帯」を加え、同条に次の１号を加える。

⑶　特定継続世帯　5,580円

第18条第１号イの㋐中「特定世帯」の次に「および特定継続世帯」を加え、同号イに次のように加える。

㋒　特定継続世帯　１万5,060円

第18条第１号エの㋐中「特定世帯」の次に「および特定継続世帯」を加え、同号エに次のように加える。

㋒　特定継続世帯　3,910円

第18条第２号イの㋐中「特定世帯」の次に「および特定継続世帯」を加え、同号イに次のように加える。

㋒　特定継続世帯　１万760円

第18条第２号エの㋐中「特定世帯」の次に「および特定継続世帯」を加え、同号エに次のように加える。

㋒　特定継続世帯　2,790円

第18条第３号イの㋐中「特定世帯」の次に「および特定継続世帯」を加え、同号イに次のように加える。

㋒　特定継続世帯　4,310円

第18条第３号エの㋐中「特定世帯」の次に「および特定継続世帯」を加え、同号エに次のように加える。

㋒　特定継続世帯　1,120円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成25年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

規　　則

秋田市地域センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市規則第３号

秋田市地域センター規則の一部を改正する規則

秋田市地域センター規則（昭和57年秋田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第２条の表秋田市上北手地域センターの項を削る。

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市規則第４号

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則

（身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正）

第１条　身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第１号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「）第５条第11項」を「。以下「障害者総合支援法」という。）第５条第11項」に改め、同項第３号および第５号ならびに同条第２項中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

別表第２の備考の５中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

別表第４の備考の６中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

（知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正）

第２条　知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第１号中「障害者自立支援法（」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（」に、「）第５条第11項」を「。以下「障害者総合支援法」という。）

第５条第11項」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に、「、障害者自立支援法」を「、障害者総合支援法」に改め、同項第３号および第５号ならびに同条第２項中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

別表第２の備考の５中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

別表第４の備考の６中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

（秋田市助産施設負担金徴収規則の一部改正）

第３条　秋田市助産施設負担金徴収規則（昭和63年秋田市規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表の備考の３の⑶中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部改正）

第４条　秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則（昭和63年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表の備考の３の⑵中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（秋田市児童福祉法施行細則の一部改正）

第５条　秋田市児童福祉法施行細則（平成９年秋田市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第７条の３中「第21条の５の４第２項各号」を「第21条の５の４第３項各号」に改める。

別表第２の備考の３中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同表の備考の８中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

（秋田市障害者自立支援法施行細則の一部改正）

第６条　秋田市障害者自立支援法施行細則（平成18年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

第１条中「障害者自立支援法（」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

（秋田市介護給付費等の支給に関する審査会規則の一部改正）

第７条　秋田市介護給付費等の支給に関する審査会規則（平成18年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第２条中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等および児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部改正）

第８条　障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等および児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年秋田市規則第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等および児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則

第１条中「障害者自立支援法（」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（」に、「）、障害者自立支援法施行令」を「。以下「障害者総合支援法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）、障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」を「秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第63号）、秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第64号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」に、「障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」に改める。

第２条および第５条中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市規則第５号

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市行政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第47条の２」を削る。

第４条中第３号を削り、第４号を第３号とする。

第５条中「所属する機関」の次に「（これに所属する機関を含む。）」を加える。

第６条第１項の表環境部の項中

「

総合環境センター
向浜事業所

」を

「

総合環境センター

」に

改める。

第７条の２を削る。

第８条診療局の項内科診療部の項中「消化器・代謝内科」を「消化器内科」に、「血液・腎臓内科」を「血液・腎臓内科　糖尿病・代謝内科」に改める。

第９条第１項文書法制課の項中第13号を第14号とし、第８号から第12号までを１号ずつ繰り下げ、第７号の次に次の１号を加える。

⑻　公文書管理委員会に関すること。

第９条第１項人事課の項第６号中「および子ども手当」を削る。

第10条企画調整課の項第15号中「および大学設置準備室」を削り、同号を同項第17号とし、同項中第14号を第16号とし、第13号を第14号とし、同号の次に次の１号を加える。

⒂　公立大学法人評価委員会に関すること。

第10条企画調整課の項第12号の次に次の１号を加える。

⒀　公立大学法人秋田公立美術大学に関すること。

第12条第１項市民課の項第５号中「外国人登録」を「在留関連事務」に改め、同項第８号中「および子ども手当」を削り、「受け付け」を「受付」に改め、同項第11号中「母子健康手帳」を「母子健康手帳等および妊婦健康診査受診票」に改める。

第13条第１項障がい福祉課の項第１号を次のように改める。

⑴　障害者および障害児の福祉に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第13号第１項障がい福祉課の項中第２号および第３号を削り、同項第４号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同号を同項第２号とし、同項中第５号を第３号とし、第６号を第４号とし、第７号を第５号とし、同項第８号中「こと」の次に「（他の所管に属するものを除く。）」を加え、同号を同項第６号とし、同項第９号を同項第７号とする。

第13条の２子ども総務課の項第９号を次のように改める。

⑼　子どもの福祉医療に関すること。

第13条の２子ども総務課の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

第13条の３環境総務課の項中第16号を第17号とし、第４号から第15号までを１号ずつ繰り下げ、第３号の次に次の１号を加える。

⑷　し尿処理施設の運営および維持管理に関すること。

第13条の３環境都市推進課の項第３号および第４号中「（他の所管に属するものを除く。）」を削り、同項中第11号を第14号とし、第10号を第13号とし、第９号の次に次の３号を加える。

⑽　浄化槽清掃業の許可に関すること。

⑾　浄化槽清掃業者の指導監督に関すること。

⑿　公衆便所に関すること。

第13条の３向浜事業所の項を削る。

第14条観光物産課の項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号から第18号までを１号ずつ繰り上げる。

第14条の２第１項農地森林整備課の項中第24号を第25号とし、第９号から第23号までを１号ずつ繰り下げ、第８号の次に次の１号を加える。

⑼　土地改良区の農業用用排水施設等の管理規程の許可等に関すること。

第17条建築指導課の項中第13号を第14号とし、第８号から第12号までを１号ずつ繰り下げ、第７号の次に次の１号を加える。

⑻　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく認定等に関すること。

第18条の２を削る。

第19条診療局の項内科診療部の項中「消化器・代謝内科」を「消化器内科」に改め、「血液・腎臓内科」の次に「、糖尿病・代謝内科」を加える。

第24条の２を削り、第４章第１節の２中第24条の３を第24条の２とする。

第25条第１項第４号中「外国人登録」を「在留関連事務」に改め、同項第７号中「および子ども手当」を削り、同項第22号中「身体障害者および身体障害児」を「障害者および障害児」に改め、同項中第23号および第24号を削り、第25号を第23号とし、第26号から第96号までを２号ずつ繰り上げ、同条第２項第１号中「前項第１号から第38号まで、第44号から第56号までおよび第58号」を「前項第１号から第36号まで、第42号から第54号までおよび第56号」に改め、同項第２号中「前項第１号から第38号まで、第44号から第57号まで、第59号および第70号」を「前項第１号から第36号まで、第42号から第55号まで、第57号および第68号」に改め、同項第３号中「前項第１号から第56号まで、第60号、第61号、第63号、第64号および第73号から第96号まで」を「前項第１号から第54号まで、第58号、第59号、第61号、第62号および第71号から第94号まで」に改め、同項第４号中「前項第１号から第56号まで、第62号、第65号から第69号までおよび第71号から第96号まで」を「前項第１号から第54号まで、第60号、第63号から第67号までおよび第69号から第94号まで」に改め、同条第３項中「同項第44号から第96号まで」を「同項第42号から第94号まで」に改める。

第27条第２項中第16号を第17号とし、第７号から第15号までを１号ずつ繰り下げ、同項第６号中「母子健康手帳」を「母子健康手帳等および妊婦健康診査受診票」に改め、同号を同項第７号とし、同項第５号中「および子ども手当」を削り、「受け付け」を「受付」に改め、同号を同項第６号とし、同項中第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

⑷　在留関連事務に関すること。

第30条中「第25条第１項第57号」を「第25条第１項第55号」に改める。

第30条の２中「第25条第１項第58号から第60号まで」を「第25条第１項第56号から第58号まで」に、「同項第58号」を「同項第56号」に、「同項第59号」を「同項第57号」に、「同項第60号」を「同項第58号」に改める。

第30条の３第２項第５号中「および子ども手当」を削り、同項第６号中「および母子健康手帳」を「ならびに母子健康手帳等および妊婦健康診査受診票」に改める。

第30条の７保健総務課の項第７号中「医薬品販売業のうち、店舗販売業」を「薬局の開設の許可等」に改め、同項中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号から第20号までを１号ずつ繰り上げる。

第34条の５中第６号を第８号とし、第５号の次に次の２号を加える。

⑹　青少年の健全育成に関すること。

⑺　少年指導センターに関すること。

第34条の７を削る。

第４章第３節の２中第34条の８を第34条の７とし、第34条の９を第34条の８とし、同条の次に次の１条を加える。

（少年指導センター）

第34条の９　少年の健全育成に関する事務を処理するため、少年指導センターを設置する。

２　前項の少年指導センターは、子ども未来部子ども未来センターに所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

⑴　少年の健全育成および非行防止に関すること。

第47条第１項の表中第１号の２および第５号の２を削り、第５号の３を第５号の２とし、第５号の４を第５号の３とし、第５号の５を第５号の４とし、同表第10号中「、向浜事業所」を削り、同表第11号の２を削り、同条第２項の表第１号の３中「、短期大学事務局」を削り、同表第２号中「、大学設置準備室」および「、短期大学事務局」を削り、同表中第９号の２を削り、第11号の４を第11号の５とし、第11号の３を第11号の４とし、第11号の２を第11号の３とし、同表中

「

11	科長	病院診療局の科

」を

「

11	科長	病院診療局の科
11の２	担当科長	病院診療局の科

」に

改め、同条第３項の表に次のように加える。

ゆき総合対策官	上司の命を受けて、複数の部局が連携して行うべき除排雪対策についての総合調整を行う。

第47条の２を削る。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成25年４月１日から施行する。

（秋田市職員安全衛生管理規則の一部改正）

２　秋田市職員安全衛生管理規則（昭和63年秋田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「第５号の５」を「第５号の４」に、「および第７号から第14号まで」を「、第７号から第10号まで、第12号から第14号までおよび第16号」に改める。

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市規則第６号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（昭和36年秋田市規則第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「および御所野学院高等学校の校長」を「、御所野学院高等学校および秋田公立美術大学附属高等学院の校長」に、「、秋田商業高等学校および御所野学院高等学校」を「ならびに秋田商業高等学校、御所野学院高等学校および秋田公立美術大学附属高等学院」に改め、「（秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院に関する事務を除く。）」を削る。

別表第１の２の表第３号および別表第１の３の表第２号ならびに別表第２の２の表第３号および別表第２の３の表第２号中「第４号」を「第５号」に改める。

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市職員の細職名に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市規則第７号

秋田市職員の細職名に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の細職名に関する規則（昭和56年秋田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第２条中第38号を第39号とし、第22号から第37号までを１号ずつ繰り下げ、第21号の次に次の１号を加える。

㉒　社会福祉士

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市規則第８号

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成14年秋田市規則第３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「および第３号ならびに」を「から第３号までおよび」に改める。

第２条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　条例第２条第１項第２号の規則で定めるものは、次に掲げる団体とする。

⑴　公立大学法人秋田公立美術大学

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市規則第９号

秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市民交流プラザ条例施行規則（平成16年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第２条の表子ども未来センターの項を次のように改める。

子ども未来センター	相談室	午前９時から午後６時まで	日曜日および12月29日から翌年の１月３日までの日
	プレイルームおよび工作室		12月29日から翌年の１月３日までの日
	少年指導センター	午前９時から午後５時まで	日曜日、土曜日、休日および12月29日から翌年の１月３日までの日

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年３月29日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市規則第10号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年秋田市規則第４号）の一部を次のように改正する。

別表第３中

２　級	1　薬剤師の職務 2　獣医師の職務 3　細胞検査士の職務 4　精神保健福祉士の職務 5　高度の技術又は経験を必要とする業務を行う職務

を

２　級	1　薬剤師の職務 2　獣医師の職務 3　細胞検査士の職務 4　社会福祉士の職務 5　精神保健福祉士の職務 6　高度の技術又は経験を必要とする業務を行う職務

に

改める。

別表第８理学療法士作業療法士の項の次に次のように加える。

社会福祉士	大学卒			5	3
			0	5	8

別表第８の備考中「作業療法士」の次に「、社会福祉士」を加える。

別表第15理学療法士作業療法士の項の次に次のように加える。

社　会　福　祉　士	大　学　卒	２　級　１　号　俸

別表第18のアの表中

57	を	56	に、	56	を	55	に、
57		57		56		56	
57		57		56		56	
57		57		56		56	
57		57		57		56	
58		57		57		56	
58		57		58		57	
58		58		58		57	
58		58		59		57	
58		58		59		57	
59		58		60		57	
59		58		60		58	
59		58		61		58	
59		59		61		58	
59		59		62		58	
60		59		62		58	
60		59		63		59	

69	を	68	に、	51	を	50	に、
70		69		51		50	
71		69		52		51	
72		70		52		51	
73		70		53		51	
74		71		54		51	
75		71		55		52	
76		72		56		52	
77		72		57		52	
78		73		58		52	
79		73		59		53	
80		74		60		53	
81		74		61		53	
82		75		62		53	
83		75		63		54	
84		76		64		54	
85		77		65		55	

33	を	32	に、	29	を	28	に改
33		33		29		28	
34		33		30		29	
34		33		30		29	
35		33		31		29	
35		34		31		29	
36		34		32		30	
36		34		32		30	
37		34		33		30	
37		35		33		30	
38		35		34		31	
38		35		34		31	
39		35		35		31	
39		36		35		31	
40		36		36		32	
40		36		36		32	
41		37		37		33	

め、別表第18のイの表中

29	を	28	に、	49	を	48	に、
29		28		49		48	
29		29		49		49	
30		29		50		49	
30		29		50		49	
30		30		50		49	
31		30		51		49	
31		30		51		50	
31		31		51		50	
32		31		52		50	
32		31		52		50	
32		32		52		50	
33		32		53		51	
33		32		53		51	
34		33		54		51	
34		33		54		51	
35		33		55		51	

43	を	42

43		42
44		43
44		43
45		43
45		43
46		44
46		44
47	を	44
47		44
48		45
48		45
49		45
49		45
50		46
50		46
51		47

に改め、別表第18のウの表中

62		61
62		62
62		62
62		62
62		62
63		62
63		62
63	を	63
63		63
63		63
64		63
64		63
64		63
64		64
64		64
65		64

に、

75		74
75		74
76		74
76		74
77		74
77		74
78		74
78	を	74
79		74
79		74
80		74
80		74
81		74
81		74
82		74
82		74
83		74

に、

49		48
49		48
49		49
50		49
50		49
50		49
51		49
51	を	49
51		50
52		50
52		50
52		50
53		50
53		50
54		51
54		51
55		51

に、

41		40
41		41
42		41
42		41
43		41
43		42
44		42
44	を	42
45		42
45		43
46		43
46		43
47		43
47		44
48		44
48		44
49		45

に改め、別表第18のエの表中

92		91
92		92
92		92
93		92
93		92
93		93
94		93
94	を	93
94		93
95		94
95		94
95		94
96		94
96		95
96		95
97		95

に、

93		92
94		92
95		93
96		93
97		93
98		94
99		94
100	を	94
101		95
101		95
102		95
102		96
103		96
103		96
104		97
104		97
105		97

に、

69		68
70		68
71		69
72		69
73		69
73		69
74		70
74	を	70
75		70
75		70
76		71
76		71
77		71
78		71
79		72
80		72
81		73

に、

43		42
43		43
43		43
44		43
44		43
44		44
45	を	44
45		44
45		44
46		45
46		45
46		45
47		46
47		46
47		47

に、

38		37
39		38
40		38
41		39
41		39
42		40
42		40
43		41
43		41
44	を	42
44		42
45		43
46		43
47		44
48		44
49		45

に改める。

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年３月29日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市規則第11号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和34年秋田市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第４条第２号中「作業療法士」の次に「、社会福祉士」を加える。

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年３月29日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市規則第12号

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則（平成24年秋田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表中上北手地域センターの項、勝平地区コミュニティセンターの項、南地区コミュニティセンターの項、大住地区コミュニティセンターの項および八橋地区コミュニティセンターの項を削り、下浜地区コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

上北手地区コミュニティセンター	300円

別表向浜事業所の項、秋田公立美術工芸短期大学の項および秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院の項を削る。

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年３月29日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市規則第13号

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

保健所長に対する事務委任に関する規則（平成９年秋田市規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第６項第12号中「定める」の次に「薬局の開設又は」を加え、同号を同項第17号とし、同項第11号中「定める」の次に「薬局開設者又は」を加え、同号を同項第16号とし、同項第10号中「定める」の次に「薬局開設者又は」を加え、同号を同項第15号とし、同項第９号中「店舗販売業の許可を受けた者に対する」を削り、同号を同項第14号とし、同項第８号中「定める」の次に「薬局開設者又は」を加え、同号を同項第13号とし、同項第７号を同項第11号とし、同号の次に次の１号を加える。

⑿　法第72条第３項に定める医薬品等製造業者等に対する構造設備の改善命令又は施設の使用禁止に関する事項

別表第６項第６号中「第３項」を「第４項」に改め、同号を同項第10号とし、同項第５号を同項第８号とし、同号の次に次の１号を加える。

⑼　法第69条第１項および第４項に定める薬局製造販売医薬品の製造販売業者等に対し必要な報告をさせること又は立入検査もしくは法第70条第１項に規定する物に該当する疑いのある物の収去に関する事項

別表第６項中第４号を第７号とし、第３号を第６号とし、第２号を第５号とし、同項第１号中「薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）」を「法」に改め、同号を同項第４号とし、同号の前に次の３号を加える。

⑴　薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）第４条第１項に定める薬局の開設の許可に関する事項

⑵　法第７条第３項ただし書に定める２以上の薬局の管理その他薬事に関する実務の従事の許可に関する事項

⑶　法第10条に定める薬局の廃止、休止もしくは再開又は変更の届出に関する事項

別表第６項に次の１号を加える。

⒅　法第75条第２項に定める厚生労働大臣への具申に関する事項

別表第15項中第６号を第８号とし、第５号を第７号とし、第４号を第６号とし、同号の前に次の１号を加える。

⑸　条例第５条第２項に定める衛生措置の基準の特例に関する事項

別表第15項中第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　秋田市旅館業法施行条例（平成15年秋田市条例第15号。以下この項において「条例」という。）第３条第１項第４号に定める施設の指定に関する事項

別表第16項中第４号を第６号とし、第３号を第５号とし、第２号を第４号とし、第１号の次に次の２号を加える。

⑵　秋田市興行場法施行条例（平成24年秋田市条例第87号。以下この項において「条例」という。）第３条第５号に定める便所の構造設備の基準の緩和に関する事項

⑶　条例第５条に定める屋外興行場等の設置の場所の基準等の緩和等に関する事項

別表第17項中第６号を第８号とし、第５号を第７号とし、第４号を第６号とし、同号の前に次の１号を加える。

⑸　条例第５条に定める衛生措置等の基準の特例に関する事項

別表第17項中第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　秋田市公衆浴場法施行条例（平成24年秋田市条例第88号。以下この項において「条例」という。）第２条第７号に定める公衆浴場の設置場所の配置基準の緩和に関する事項

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市食肉衛生検査所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年３月29日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市規則第14号

秋田市食肉衛生検査所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

秋田市食肉衛生検査所長に対する事務委任に関する規則（平成16年秋田市規則第99号）の一部を次のように改正する。

別表に次の１項を加える。

４　牛海綿状脳症対策特別措置法関係

⑴　牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第７条第２項ただし書に定める牛の特定部位に係る学術研究の用に供するための許可に関する事項

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市道路占用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年３月29日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市規則第15号

秋田市道路占用等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市道路占用等に関する規則（平成12年秋田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第２の第13中「第７条第２号」を「第７条第４号」に改め、同表の第14中「第７条第３号」を「第７条第５号」に改める。

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

公立大学法人秋田公立美術大学の業務運営ならびに財務および会計に関する規則をここに公布する。

平成25年３月29日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市規則第16号

公立大学法人秋田公立美術大学の業務運営ならびに財務および会計に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づき、公立大学法人秋田公立美術大学（以下「法人」という。）の業務運営ならびに財務および会計に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務方法書の記載事項）

第２条　法第22条第２項に規定する規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

⑴　業務委託の基準

⑵　競争入札その他契約に関する基本的事項

⑶　前２号に掲げるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項

（中期計画の認可の申請）

第３条　法人は、法第26条第１項前段の規定により中期計画（同項に規定する中期計画をいう。以下同じ。）の認可を受けようとするときは、当該中期計画の最初の事業年度の開始の日の30日前までに、当該中期計画を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

２　法人は、法第26条第１項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項およびその理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（中期計画に記載する業務運営に関する事項）

第４条　法第26条第２項第７号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

⑴　施設および設備に関する計画

⑵　人事に関する計画

⑶　法第40条第４項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

⑷　前３号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項

（年度計画の記載事項等）

第５条　年度計画（法第27条第１項に規定する年度計画をいう。以下同じ。）には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

２　法人は、年度計画を変更したときは、法第27条第１項後段の規定により、変更した事項およびその理由を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

（各事業年度に係る業務の実績報告）

第６条　法人は、法第28条第１項の規定により各事業年度における業務の実績について秋田市公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の評価を受けようとするときは、当該事業年度の終了後３月以内に、年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を委員会に提出しなければならない。

（中期目標に係る事業報告書の記載事項）

第７条　法第29条第１項に規定する中期目標（法第25条第１項に規定する中期目標をいう。以下同じ。）に係る事業報告書には、当該中期目標に定められた項目ごとにその実績を明らかにしなければならない。

（中期目標に係る業務の実績報告）

第８条　法人は、法第30条第１項の規定により中期目標の期間における業務の実績について委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標の期間の終了後３月以内に、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を委員会に提出しなければならない。

（特定の償却資産の指定等）

第９条　市長は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

２　前項の規定による指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

（財務諸表）

第10条　法第34条第１項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）に定めるキャッシュ・フロー計算書および行政サービス実施コスト計算書とする。

（財務諸表等の閲覧期間）

第11条　法第34条第４項の規則で定める期間は、６年とする。

（積立金の処分に係る承認の手続）

第12条　法人は、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る法第40条第１項又は第２項の規定による整理を行った後、同条第１項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第４項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の６月30日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

⑴　承認を受けようとする金額

⑵　前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

２　前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表および当該期間最後の事業年度の損益計算書を添付しなければならない。

（納付金の納付の手続）

第13条　法人は、法第40条第６項に規定する残余があるときは、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の６月30日までに、同項の規定による納付金の計算書に当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、前条第１項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第２項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

（納付金の納付期限）

第14条　前条の納付金は、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の７月10日までに納付しなければならない。

（短期借入金の認可の申請）

第15条　法人は、法第41条第１項ただし書又は同条第２項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

⑴　借入れを必要とする理由

⑵　短期借入金の額

⑶　借入先

⑷　短期借入金の利率

⑸　短期借入金の償還の方法および期限

⑹　利息の支払の方法および期限

⑺　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（重要な財産の処分等の認可の申請）

第16条　法人は、法第44条第１項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

⑴　処分等に係る財産の内容および予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により処分等を行う場合にあっては、その適正な見積価額）

⑵　処分等の条件

⑶　処分等の方法

⑷　法人の業務運営上支障がない旨およびその理由

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成25年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　法人の成立後最初の中期計画の認可の申請に係る第３条第１項の規定の適用については、同項中「当該中期計画の最初の事業年度の開始の日の30日前までに」とあるのは、「法人の成立後遅滞なく」とする。

教　委　規　則

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年３月19日

秋田市教育委員会

委員長　野　口　かおり

秋田市教委規則第１号

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会行政組織規則（平成３年秋田市教委規則第１号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項スポーツ振興課の項中第15号を削り、第16号を第15号とする。

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市教育委員会の権限に属する事務を秋田公立美術工芸短期大学学長および事務局長に委任する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成25年３月19日

秋田市教育委員会

委員長　野　口　かおり

秋田市教委規則第２号

秋田市教育委員会の権限に属する事務を秋田公立美術工芸短期大学学長および事務局長に委任する規則を廃止する規則

秋田市教育委員会の権限に属する事務を秋田公立美術工芸短期大学学長および事務局長に委任する規則（平成７年秋田市教委規則第２号）は、廃止する。

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年３月19日

秋田市教育委員会

委員長　野　口　かおり

秋田市教委規則第３号

秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和31年秋田市教委規則第５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「（秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院に係る教育事務を除く。）」を削る。

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年３月19日

秋田市教育委員会

委員長　野　口　かおり

秋田市教委規則第４号

秋田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会公印規則（昭和32年秋田市教委規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表の表に次のように加える。

学院印	⑯	てん書	方30ミリメートル	木印	卒業証書	秋田公立美術大学附属高等学院校長	１

学院校長印	⑰	てん書	方18ミリメートル	木印	秋田公立美術大学附属高等学院校長名をもって発する文書	秋田公立美術大学附属高等学院校長	1
学院校長印	⑱	てん書	方18ミリメートル	木印	賞典関係文書（縦書き）および卒業証書	秋田公立美術大学附属高等学院校長	1

別表の公印のひな形に次のように加える。

⑯

⑰

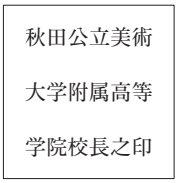

⑱

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市立学校授業料減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年３月19日

秋田市教育委員会

委員長　野　口　かおり

秋田市教委規則第５号

秋田市立学校授業料減免規則の一部を改正する規則

秋田市立学校授業料減免規則（昭和45年秋田市教委規則第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「（秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院にあっては、秋田公立美術工芸短期大学事務局長。以下同じ。）」を削る。

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年３月19日

秋田市教育委員会

委員長　野　口　かおり

秋田市教委規則第６号

秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院管理規則の一部を改正する規則

秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院管理規則（平成３年秋田市教委規則第９号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田公立美術大学附属高等学院管理規則

第１条中「秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院」を「秋田公立美術大学附属高等学院」に改める。

第２条第２項中「秋田公立美術工芸短期大学学長（以下「学長」という。）」を「教育委員会」に改め、同条第３項中「学長」を「教育委員会」に改める。

第２条の２第１項中「結果を」の次に「教育委員会に」を加え、同条第２項を削り、同条第３項中「前２項」を「前項」に改め、同項を同条第２項とする。

第３条第２項中「週当り」を「週当たり」に改め、同条第４項中「学長」を「教育委員会」に改め、同項第１号および第２号中「週当り」を「週当たり」に改め、同条第５項中「学長」を「教育委員会」に改める。

第４条第２項中「当って」を「当たって」に、「学長の承認を受けなければ」を「教育委員会に届け出なければ」に改める。

第５条第２号、第６条第１項第２号および第２項、第７条、第９条第１項および第２項ならびに第10条第２項中「学長」を「教育委員会」に改める。

第12条の見出しを「（副校長等）」に改め、同条に次の４項を加える。

２　副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

３　副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。

４　教頭は、校長および副校長を助け、校務を整理し、および必要に応じ教育をつかさどる。

５　教頭は、校長および副校長に事故があるときは校長の職務を代理し、校長および副校長が欠けたときは校長の職務を行う。

６　第１項に規定するもののほか、学校に教諭その他の教員を置く。

第13条の見出しを「（事務長等）」に改め、同条第２項中「統括する」を「統括し、他の事務職員等を監督する」に改め、同条に次の１項を加える。

３　第１項に規定するもののほか、学校に事務職員およびその他の職員を置く。

第14条に次の１項を加える。

２　事務長は、校長、副校長および教頭が不在のときは、急施を要するものに限り、次に掲げる事項について、その事務を代決することができる。ただし、重要又は異例に属する事項については、この限りでない。

⑴　事務職員およびその他の職員の時間外勤務および休日勤務に関すること。

⑵　事務職員およびその他の職員の年次有給休暇に関すること。

第22条、第24条第１項、第25条および第26条中「学長」を「教育長」に改める。

第27条の見出しを「（私事外国旅行の手続）」に改め、同条第１項を削り、同条第２項中「学長」を「教育長」に改め、同項を同条とする。

第35条中「秋田公立美術工芸短期大学事務局長（以下「事務局長」という。）」を「教育委員会」に改める。

第39条中「事務局長」を「教育委員会」に改める。

第40条第１項および第２項中「学長」を「教育委員会」に改める。

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年３月19日

秋田市教育委員会

委員長　野　口　かおり

秋田市教委規則第７号

秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院学則の一部を改正する規則

秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院学則（平成３年秋田市教委規則第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田公立美術大学附属高等学院学則

第１条中「秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院」を「秋田公立美術大学附属高等学院」に改める。

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年３月19日

秋田市教育委員会

委員長　野　口　かおり

秋田市教委規則第８号

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する規則

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則（平成11年秋田市教委規則第６号）の一部を次のように改正する。

別表第１および別表第２を次のように改める。

別表第１（第６条関係）

中学校の各教科、道徳、特別活動および総合的な学習の時間の年間標準時数

教科等		第１学年	第２学年	第３学年
		年間時間数	年間時間数	年間時間数
教科	国語	140	140	105
	社会	105	105	140
	数学	145	110	175
	理科	105	140	140
	音楽	45	35	35
	美術	45	35	35
	保健体育	105	105	105
	技術・家庭	70	70	35
	外国語	175	175	145
道徳		35	35	35
特別活動		35	35	35
表現		30	30	30
総合的な学習の時間		50	70	70
年間総授業時数		1,085	1,085	1,085

備考

１　この表の授業時数の１単位時間は、50分とする。

２　特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

３　各学年においては、教科の授業時数から70を超えない範囲内の授業時数を減じ、文部科学大臣が定めるところにより中学校学習指導要領で定める選択教科の授業時数に充てることができる。ただし、各学年において、教科の授業時数から減ずる授業時数は、１教科当たり35を限度とする。

別表第２（第６条関係）

高等学校の各教科・科目および標準単位数

教科等		標準単位数	１年	２年	３年	備考
国語	国語総合	4	5			
	現代文	4		2～3	2～3	
	古典	4		2～3	3	
	国語表現Ⅱ	2			②	
地理歴史	世界史Ａ	2			②	
	世界史Ｂ	4		④	③	
	日本史Ａ	2			②	
	日本史Ｂ	4		④	③	
	地理Ａ	2			②	
	地理Ｂ	4		④	③	
公民	現代社会	2	2		③	
	倫理	2			2	
数学	数学Ⅰ	3	3			
	数学Ⅱ	4	1	4	③	
	数学Ⅲ	3			③	
	数学Ａ	2	2			
	数学Ｂ	2		2	②	
	数学Ｃ	2			②	
理科	科学と人間生活	2	2			
	物理Ⅰ	3			③	
	物理基礎	2		③		
	物理Ⅱ	3			③	
	化学Ⅰ	3			③	
	化学基礎	2		2		
	化学Ⅱ	3			③	
	生物Ⅰ	3			③	
	生物基礎	2		③		
	生物Ⅱ	3			③	
保健体育	体育	7～8	3	2	2	
	保健	2	1	1		
芸術	音楽Ⅰ	2	①	①		
	音楽Ⅱ	2			③	
	美術Ⅰ	2	①	①		
	美術Ⅱ	2			③	
	書道Ⅰ	2	①	①		
外国語	オーラル・コミュニケーションⅠ	3	4			
	英語Ⅱ	4		4	③	
	リーディング	4			4	
	ライティング	4		2	2	
	英語表現Ⅰ	2	2			
家庭	家庭基礎	2	2			
情報	情報Ａ	2			③	
	社会と情報	2	2			
学校設定教科（表現）			①	①		
総合的な学習の時間（郷土学）			①	①	2	
ホームルーム活動			1	1	1	
単位数総計			33	32	32	

備考　○は選択科目とする。

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

地蔵田遺跡出土品展示施設管理運営規則をここに公布する。

平成25年３月19日

秋田市教育委員会

委員長　野　口　かおり

秋田市教委規則第９号

地蔵田遺跡出土品展示施設管理運営規則

（趣旨）

第１条　この規則は、地蔵田遺跡出土品展示施設（以下「展示施設」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第２条　展示施設の開館時間は、午前９時から午後５時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

（休館日）

第３条　展示施設の休館日は、12月１日から翌年の３月31日までの日とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

（遵守事項）

第４条　展示施設に入館する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　施設、資料等を損傷し、又は汚損する行為をしないこと。

⑵　火災、爆発その他危険の生ずるおそれのある行為をしないこと。

⑶　所定の場所以外で飲食をしないこと。

⑷　騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

⑸　前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

（委任）

第５条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成25年４月27日から施行する。

上下水道局管理規程

秋田市上下水道局水道料金等徴収事務委託規程をここに公布する。

平成25年３月29日

秋田市上下水道事業管理者　中　野　鋼　一

秋田市上下水道局管理規程第２号

秋田市上下水道局水道料金等徴収事務委託規程

（趣旨）

第１条　この規程は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の２および地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の４の規定に基づき、公金の徴収事務の委託について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、徴収事務とは、次に掲げる事務をいう。

⑴　水道メーターの検針および管理、使用水量の算定および通知、水道料金、下水道使用料その他上下水道事業等に係る収入金（以下「水道料金等」という。）の調定ならびにこれらに付随する事務

⑵　水道料金等の収納事務

⑶　水道の使用の中止又は廃止に伴う精算事務

⑷　未納の水道料金等の収納事務

⑸　前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事務

（委託の基準）

第３条　管理者は、次に掲げる基準に該当し、かつ、適当と認める者に徴収事務を委託することができる。

⑴　徴収事務をその者に委託することにより、上下水道事業の経済性がよりよく発揮され、市民の便益の増進に寄与すると認められること。

⑵　委託された徴収事務を十分遂行する意思と能力を有する者であること。

⑶　徴収事務を委託した場合において、収納された水道料金等の保管が安全であると認められる者であること。

（委託契約の締結）

第４条　管理者は、前条各号に掲げる基準に該当する者に徴収事務を委託する場合においては、契約期間、委託内容その他の委託に関する必要事項を記載した契約書を作成し、契約を締結するものとする。

（告示）

第５条　管理者は、徴収事務を委託したときは、地方公営企業法施行令第26条の４第１項の規定により、徴収事務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）の名称、委託の期間その他必要な事項を告示しなければならない。

（徴収の方法）

第６条　受託者は、所定の納入通知書等に基づき納付者から水道料金等を受領し、当該納付者に領収書を交付しなければならない。

（水道料金等の納入）

第７条　受託者は、収納した水道料金等を当該収納した日に管理者が指定する金融機関に払い込まなければならない。ただし、当該収納をした日に払い込むことができないときは、翌日（その日が金融機関の休日に当たるときは、直後の金融機関の営業日とする。）までに、指定する金融機関に払い込まなければならない。

（身分証明書）

第８条　管理者は、受託者の届出に基づいて、徴収事務に従事する者に係る身分証明書を交付する。

２　徴収業務に従事する者は、身分証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

（領収印）

第９条　受託者の収納に係る領収印の様式は、別記様式のとおりとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第10条　受託者は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（契約の解除）

第11条　管理者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、委託契約を解除することができる。

⑴　第３条各号に掲げる基準に該当しなくなったとき。

⑵　徴収事務の成績が著しく不良で、かつ、その向上の見込みがないと認めたとき。

⑶　受託者が委託契約に違反したとき。
⑷　前３号に掲げるもののほか、管理者が委託契約の継続を不適当と認めたとき。
（損害賠償）
第12条　受託者は、収納した水道料金等を亡失したときその他上下水道局に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
（秘密の保持）
第13条　受託者は、業務上知り得た一切の情報については、管理者が指示する目的以外に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。委託期間が満了し、又は第11条の規定により委託契約が解除された後についても、また同様とする。
（委任）
第14条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この規程は、平成25年４月１日から施行する。
（秋田市水道料金等徴収事務委託規程の廃止）
２　秋田市水道料金等徴収事務委託規程（平成６年秋田市水道事業管理規程第３号）は、廃止する。
（秋田市水道料金等徴収事務委託規程の廃止に伴う経過措置）
３　この規程の施行の際現に前項の規定による廃止前の秋田市水道料金等徴収事務委託規程の規定に基づき、事務の委託を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。
別記様式（第９条関係）

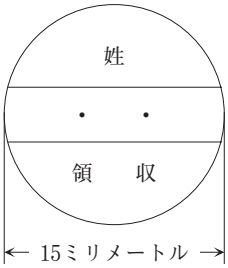

秋田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成25年３月29日
秋田市上下水道事業管理者　中　野　鋼　一
秋田市上下水道局管理規程第３号
秋田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程
秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市ガス局管理規程第２号）の一部を次のように改正する。
第26条を第29条とし、第25条を第28条とし、同条の前に次の２条を加える。
（布設工事監督者の資格）
第26条　条例第45条第６号の規定により同条第１号から第５号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると管理者が認める者は、次のとおりとする。
⑴　条例第45条第１号又は第２号の卒業者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院研究科において１年以上衛生工学もしくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学もしくは水道工学に関する専攻を修了した後、同条第１号の卒業者にあっては１年以上、同条第２号の卒業者にあっては２年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
⑵　外国の学校において、条例第45条第１号もしくは第２号に規定する課程および学科目又は第３号もしくは第４号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
⑶　技術士法（昭和58年法律第25号）第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道および工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、１年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
（水道技術管理者の資格）
第27条　条例第46条第４号の規定により同条第２号および第３号に掲げる者と同等以上の技能を有すると管理者が認める者は、次のとおりとする。
⑴　条例第45条第１号、第３号および第４号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学および薬学に関する学科目ならびにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第１号に規定する学校の卒業者については５年以上、同条第３号に規定する学校の卒業者については７年以上、同条第４号に規定する学校の卒業者については９年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
⑵　外国の学校において、条例第46条第２号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
⑶　厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
第24条を第25条とし、第23条を第24条とし、第22条を第23条とし、第21条の次に次の１条を加える。
（料金の減免）
第22条　条例第35条の規定による料金の減免を受けようとする者は、減免申請書を管理者に提出しなければならない。
２　管理者は、前項の申請を受けたときは、その可否について決定し、減免決定通知書により申請者に通知するものとする。
３　減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。
附　則
この規程は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市下水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成25年３月29日
秋田市上下水道事業管理者　中　野　鋼　一
秋田市上下水道局管理規程第４号
秋田市下水道条例施行規程の一部を改正する規程
秋田市下水道条例施行規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。
第１条中「第20条」を「第26条」に改める。
第14条を第20条とし、第13条を第19条とする。
第12条中「第17条」を「第23条」に改め、同条を第18条とし、第11条の次に次の６条を加える。

（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設）

第12条　条例第15条第３号に規定する管理者が定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設および処理施設（これらの施設を補完する施設を含む。）とする。

⑴　排水管その他の下水が飛散し、および人が立ち入るおそれのない構造のもの

⑵　人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの

ア　下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第６条に規定する基準

イ　大腸菌が検出されないこと。

ウ　濁度が２度以下であること。

⑶　前２号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

２　前項第２号イおよびウに規定する基準は、国土交通大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

（耐震性能）

第13条　重要な排水施設（地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設又は破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、もしくは復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設（これらを補完する施設を含む。）をいう。次項において同じ。）および処理施設（これを補完する施設を含む。以下この条および次条において同じ。）の耐震性能は、次に掲げるとおりとする。

⑴　レベル１地震動（施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。）に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設および処理施設の健全な流下能力および処理機能を損なわないこと。

⑵　レベル２地震動（施設の供用期間内に発生する確率が低いが、大きな強度を有する地震動をいう。）に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力および処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設および処理施設の所期の流下能力および処理機能を保持すること。

２　重要な排水施設以外の排水施設の耐震性能は、前項第１号に定めるとおりとする。

（地震によって下水の排除および処理に支障が生じないよう講ずる措置）

第14条　条例第15条第５号に規定する管理者が定める措置は、前条に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

⑴　排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号および第４号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固めもしくは固化もしくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

⑵　排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化、地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

⑶　排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓（とう）継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

⑷　前３号に掲げるもののほか、排水施設又は処理施設に用いられる材料、排水施設又は処理施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、前条に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

（排水管の内径および排水きょの断面積の数値）

第15条　条例第16条第１号に規定する管理者が定める数値は、排水管の内径にあっては100ミリメートル（自然流下によらない排水管にあっては、30ミリメートル）とし、排水きょの断面積にあっては5,000平方ミリメートルとする。

（処理施設の構造において生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう講ずる措置）

第16条　条例第17条第２号に規定する管理者が定める措置は、次に掲げる措置とする。

⑴　汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置

⑵　汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置

⑶　汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散および流出を防止する覆いの設置その他の措置

（終末処理場の維持管理において生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう講ずる措置）

第17条　条例第19条第６号に規定する管理者が定める措置は、次に掲げる措置とする。

⑴　汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置

⑵　汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置

⑶　汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散および流出の防止等の措置

様式第13号中「第13条関係」を「第19条関係」に改める。

附　則

この規程は、平成25年４月１日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年３月29日

秋田市上下水道事業管理者　中　野　鋼　一

秋田市上下水道局管理規程第５号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（昭和53年秋田市水道局管理規程第５号）の一部を次のように改正する。

別表第６の表中

57	56	56	55
57	57	56	56

57		57		56		56	
57		57		56		56	
58		57		57		56	
58		57		57		56	
58		57		58		57	
58		58		58		57	
59	を	58	に、	59	を	57	に、
59		58		59		57	
59		58		60		57	
59		58		60		58	
60		58		61		58	
60		59		61		58	
60		59		62		58	
60		59		62		58	
61		59		63		59	

69		68		51		50	
70		69		51		50	
71		69		52		51	
72		70		52		51	
73		70		53		51	
74		71		54		51	
75		71		55		52	
76		72		56		52	
77	を	72	に、	57	を	52	に、
78		73		58		52	
79		73		59		53	
80		74		60		53	
81		74		61		53	
82		75		62		53	
83		75		63		54	
84		76		64		54	
85		77		65		55	

33		32		29		28	
33		33		29		28	
34		33		30		29	
34		33		30		29	
35		33		31		29	
35		34		31		29	
36		34		32		30	
36		34		32		30	
37	を	34	に、	33	を	30	に改
37		35		33		30	
38		35		34		31	
38		35		34		31	
39		35		35		31	
39		36		35		31	
40		36		36		32	
40		36		36		32	
41		37		37		33	

める。

附　則

この規程は、平成25年４月１日から施行する。

訓　　令

秋田市訓令第１号

庁　中　一　般
関　係　各　所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第２条中第９号を削り、第８号を第９号とし、第７号を第８号とし、第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

⑹　危機管理監　組織規則第47条第２項に規定する危機管理監をいう。

第２条第17号中「、園長」および「（同項の表第16号の事務長を除く。）」を削り、同条中第19号を削り、第20号を第19号とし、第21号から第24号までを１号ずつ繰り上げ、同条第25号中「、副園長」および「（同項の表第22号の２の事務長補佐を除く。）」を削り、同号を同条第24号とし、同条中第26号を第25号とし、第27号を第26号とし、第28号から第32号までを削り、第33号を第27号とし、第34号から第45号までを６号ずつ繰り上げる。

第３条第１項の表部長の項中「理事、」を「危機管理監、理事、」に改め、同表大学設置準備室長および病院法人移行準備室長の項中「大学設置準備室長および病院法人移行準備室長」を「病院法人移行準備室長」に改め、同表課長の項中「、事務長」を削り、同表事務長の項から短期大学事務局長の項までを削り、同条第３項を削り、同条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第３項とし、同項の前に次の１項を加える。

２　総務部長が不在の場合における前項の表の規定の適用については、第10条の規定による総務部長の専決事項のうち、防災安全対策課の主管に属する事項に限り危機管理監が代決することができる。

第８条第４号中「債権の」の次に「免除および」を加える。

第10条総務部長専決事項の項中第９号を第10号とし、第４号から第８号までを１号ずつ繰り下げ、第３号の次に次の１号を加える。

⑷　１件の予定価格が、130万円を超え1,000万円未満の製造請負に係る契約の契約方法および業者選定に関すること。

第10条の２所長共通専決事項（保健所長を除く。）の項第１号中「別表第２の１の表第５号、第７号から第９号まで」を「別表第２の１の表第８号、第９号」に、「別表第２の２の表第６号」を「別表第２の２の表第７号」に改める。

第10条の３の見出しを「（病院法人移行準備室長専決事項）」に改め、同条中「大学設置準備室長および」を削る。

第10条の５第６号中「第25条第１項第57号」を「第25条第１項第55号」に、「同項第58号から第60号まで」を「同項第56号から第58号まで」に改める。

第11条課長共通専決事項の項中「園長にあっては別表第１に定めるもの、」を削り、「あっては別表第２」を「あっては、別表第２」に改め、同条人事課長専決事項の項第６号中「および子ども手当」を削り、同条契約課長専決事項の項中第８号を第10号と

し、第７号を第９号とし、第６号を第８号とし、同号の前に次の１号を加える。

⑺　製造請負に係る契約締結伺に関すること。

第11条契約課長専決事項の項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

⑶　１件の予定価格が、130万円以下の製造請負に係る契約の契約方法および業者選定に関すること。

第11条納税課長専決事項の項第２号、特別滞納整理課長専決事項の項第２号および収納推進室長専決事項の項第２号中「交付要求および参加差押」を「換価の猶予」に改め、同条後期高齢医療課長専決事項の項中第２号を削り、第３号を第２号とし、同条障がい福祉課長専決事項の項第４号中「こと」の次に「(他の所管に属するものを除く。)」を加え、同条保健総務課長専決事項の項中第１号を削り、第２号を第１号とし、同条子ども総務課長専決事項の項に次の１号を加える。

⑸　子どもの福祉医療の受給資格および医療費給付の審査決定に関すること。

第11条観光物産課長専決事項の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、同条大森山動物園長専決事項の項中「大森山動物園長専決事項」を「大森山動物園事務長専決事項」に改め、同条短期大学事務局管理課長専決事項の項を削り、同条病院事務局総務課長専決事項の項中第10号を第12号とし、第４号から第９号までを２号ずつ繰り下げ、第３号を第４号とし、同号の次に次の１号を加える。

⑸　製造請負に係る契約締結伺に関すること。

第11条病院事務局総務課長専決事項の項第２号の次に次の１号を加える。

⑶　１件の予定価格が、130万円以下の製造請負に係る契約の契約方法および業者選定に関すること。

第11条の３および第11条の４を削る。

第12条中「第２条第33号から第41号まで」を「第２条第27号から第35号まで」に改め、同条病院事務局長専決事項の項第５号中「第10条総務部長専決事項の項第３号、第４号、第６号および第７号」を「第10条総務部長専決事項の項第３号から第５号まで、第７号および第８号」に改める。

第13条第１号中「別表第２の１の表第１号から第４号まで、第６号、第７号」を「別表第２の１の表第１号から第７号まで」に改める。

別表第２中「、第11条の３」を削り、同表の２の表中第６号を第７号とし、第３号から第５号までを１号ずつ繰り下げ、第２号の次に次のように加える。

⑶　製造請負に関する契約	予定価格が1,000万円以上	総務部長予定価格が1,000万円未満	契約課長予定価格が130万円以下

別表第２の３の表中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次のように加える。

⑶　製造請負に関する契約			契約課長 ○

附　則

この訓令は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市訓令第２号

庁　中　一　般
関　係　各　所

秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令

秋田市副市長事務分掌規程（平成14年秋田市訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「、秋田公立美術工芸短期大学」を削る。

附　則

この訓令は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市訓令第３号

庁　中　一　般
関　係　各　所

秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令

秋田市職員服務規程（平成７年秋田市訓令第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第11号中「第47条第１項の表第１号から第15号まで」を「第47条第１項の表第１号から第10号まで、第12号から第15号までおよび第16号」に改める。

第13条第３項中「市立秋田総合病院事務局総務課長、秋田公立美術工芸短期大学の職員に関しては秋田公立美術工芸短期大学事務局管理課長」を「、市立秋田総合病院事務局総務課長」に改める。

附　則

この訓令は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市訓令第４号

庁　中　一　般
関　係　各　所

秋田市庁議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年３月29日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市庁議規程の一部を改正する訓令

秋田市庁議規程（平成23年秋田市訓令第９号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「総務部長」の次に「、危機管理監」を加え、「、大学設置準備室長」および「、秋田公立美術工芸短期大学事務局長」を削る。

附　則

この訓令は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市訓令第５号

庁　中　一　般
関　係　各　所

秋田市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年３月29日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市公印規程の一部を改正する訓令

秋田市公印規程（昭和32年秋田市訓令第９号）の一部を次のように改正する。

別表の表第５号中

国保年金課長	3
障がい福祉課長	1
各市民サービスセンター所長	各１
駅東サービスセンター所長	1
各連絡所長	各１

を

国保年金課長	3
障がい福祉課長	1
子ども総務課長	1
各市民サービスセンター所長	各１
駅東サービスセンター所長	1
各連絡所長	各１

に

改め、同表中第36号から第46号までを削り、第35号を第36号とし、第32号から第34号までを１号ずつ繰り下げ、第31号の次に次のように加える。

㉜	危機管理監印	てん書	方　16ミリメートル	木印	危機管理監名をもって発する文書	防災安全対策課長	1

別表の表中第47号を第37号とし、第48号から第55号までを10号ずつ繰り上げ、同表第56号中

大森山動物園長	1

を

事務長	1

に

改め、同号を同表第46号とし、同表第57号から第63号までを10号ずつ繰り上げ、別表の公印のひな形中㊱から㊻までを削り、㉟を㊱とし、㉜から㉞までを㉝から㉟までとし、

㉛
秋田市 ○○部 長之印

を

㉛	㉜
秋田市 ○○部 長之印	秋田市 危機管理監 之印

に改め、

㊼を㊲とし、㊽から㊸までを㊳から㊸までとする。

附　則

この訓令は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市訓令第６号

庁　中　一　般
関　係　各　所

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年３月29日

秋田市長　穂　積　　志

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程（平成12年秋田市訓令第１号）の一部を次のように改正する。

別表第５中

58	69	76
58	69	76
59	70	77
59	70	78
60	70	79
60	70	80

を

57	69	76
58	69	76
58	70	76
58	70	76
59	70	76
59	70	77

に

61	71	81
	71	82
	71	83
	71	84
	72	85
	72	85
	72	86
	72	86
	73	87
	73	87
	73	88
	74	88
	74	89
	74	
	75	
	75	
	75	

を

59	70	77
	70	77
	70	77
	70	77
	70	78
	70	78
	70	78
	71	78
	71	78
	71	79
	71	79
	71	79
	71	79
	71	
	71	
	71	
	71	

に

改める。

附　則

この訓令は、平成25年４月１日から施行する。

教　委　訓　令

秋田市教委訓令第１号

教　育　委　員　会
関　係　各　所

指定学校変更審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年３月29日

秋田市教育委員会
委員長　野　口　かおり

指定学校変更審査会規程の一部を改正する訓令

指定学校変更審査会規程（昭和40年秋田市教委訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第４条中「総務課長」を「教育次長（教育次長を２名置くときは、主として学校教育に関する事務を担当する教育次長）」に改める。

附　則

この訓令は、平成25年４月１日から施行する。

上下水道局訓令

秋田市上下水道局訓令第１号

上　下　水　道　局
関　係　各　所

秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年３月29日

秋田市上下水道事業管理者　中　野　鋼　一

秋田市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局事務決裁規程（昭和37年秋田市水道ガス局訓令第２号）の一部を次のように改正する。

第３条を次のように改める。

第３条　削除

別表第２の１の表を次のように改める。

１　財務に関する専決区分（２および３の表に掲げる専決事項を除く。）

専決事項			決裁権者	
			局長	総務課長
⑴　執行伺および支出負担行為書に関すること。	ア　給料、手当等、退職給与金、報酬および法定福利費			○
	イ　賃金			○
	ウ　旅費	次長および課長級の出張	○	
		職員（課長以上の職にある者を除く。）の出張		○
	エ　研修費	次長および課長級の出張	○	
		職員（課長以上の職にある者を除く。）の出張		○
		研修会等参加負担金		○
	オ　被服費		500万円未満	100万円未満
	カ　備消耗品費		500万円未満	100万円未満
	キ　燃料費		500万円未満	100万円未満
	ク　光熱水費			○
	ケ　会議費		20万円未満	５万円未満
	コ　通信運搬費			○
	サ　委託費	長期継続契約によるもの（契約を締結した日の属する年度の翌年度以降に係るものに限る。）		○
		その他	500万円未満	100万円未満
	シ　修繕費		500万円未満	100万円未満
	ス　動力費			○
	セ　薬品費		500万円未満	100万円未満
	ソ　厚生費		500万円未満	100万円未満
	タ　工事請負費		2,000万円未満	500万円未満
	チ　補償費	公共工事に係る補償金	500万円未満	100万円未満
		その他	500万円未満	100万円未満
	ツ　材料費		500万円未満	100万円未満
	テ　路面復旧費		2,000万円未満	500万円未満
	ト　賃借料	継続的賃貸借料（複数年度にまたがる債務負担行為に係るものを除き、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降に係るものに限る。）		○
		その他	500万円未満	100万円未満
	ナ　印刷製本費		500万円未満	100万円未満
	ニ　交際費	管理者に係るもの以外	○	
	ヌ　保険料			○
	ネ　広告料		500万円未満	100万円未満
	ノ　行事費		500万円未満	100万円未満
	ハ　負担金	工事負担金	2,000万円未満	500万円未満
		その他	200万円未満	50万円未満
	ヒ　公課金			○
	フ　諸謝金		500万円未満	100万円未満
	ヘ　手数料		500万円未満	100万円未満
	ホ　報償費		500万円未満	100万円未満
	マ　補助金		200万円未満	
	ミ　雑費		500万円未満	100万円未満
	ム　固定資産除却費		2,000万円未満	500万円未満
	メ　企業債償還金、企業債利息および借入金利息			○
	モ　消費税及び地方消費税			○
	ヤ　過年度損益修正損	料金等の減額還付		○

	ユ　固定資産取得費		500万円未満	100万円未満
	ヨ　投資および出資金		200万円未満	
	ワ　たな卸資産購入限度額		500万円未満	100万円未満
⑵　支出決定伺書に関すること。	ア　給料、手当等、退職給与金、報酬および法定福利費			○
	イ　賃金			○
	ウ　旅費	局長以上の出張	○	
		その他		○
	エ　研修費	局長以上の出張	○	
		その他		○
	オ　被服費		100万円以上	100万円未満
	カ　備消耗品費		100万円以上	100万円未満
	キ　燃料費		100万円以上	100万円未満
	ク　光熱水費			○
	ケ　会議費		5万円以上	5万円未満
	コ　通信運搬費			○
	サ　委託費	長期継続契約によるもの（契約を締結した日の属する年度の翌年度以降に係るものに限る。）		○
		その他	100万円以上	100万円未満
	シ　修繕費		100万円以上	100万円未満
	ス　動力費			○
	セ　薬品費		100万円以上	100万円未満
	ソ　厚生費		100万円以上	100万円未満
	タ　工事請負費		500万円以上	500万円未満
	チ　補償費	公共工事に係る補償金	100万円以上	100万円未満
		その他	100万円以上	100万円未満
	ツ　材料費		100万円以上	100万円未満
	テ　路面復旧費		500万円以上	500万円未満
	ト　賃借料	継続的賃貸借料（複数年度にまたがる債務負担行為に係るものを除き、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降に係るものに限る。）		○
		その他	100万円以上	100万円未満
	ナ　印刷製本費		100万円以上	100万円未満
	ニ　交際費	管理者に係るもの	○	
		その他		○
	ヌ　保険料			○
	ネ　広告料		100万円以上	100万円未満
	ノ　行事費		100万円以上	100万円未満
	ハ　負担金	工事負担金	500万円以上	500万円未満
		その他	50万円以上	50万円未満
	ヒ　公課金			○
	フ　諸謝金		100万円以上	100万円未満
	ヘ　手数料		100万円以上	100万円未満
	ホ　報償費		100万円以上	100万円未満
	マ　補助金		○	
	ミ　雑費		100万円以上	100万円未満
	ム　固定資産除却費		500万円以上	500万円未満
	メ　企業債償還金、企業債利息および借入金利息			○
	モ　消費税及び地方消費税			○
	ヤ　過年度損益修正損	料金等の減額還付		○
		その他	○	
	ユ　固定資産取得費		100万円以上	100万円未満
	ヨ　投資および出資金		○	
	ワ　たな卸資産購入限度額		100万円以上	100万円未満
	ヲ　資金運用に係るもの、貸付金および一時借入金		○	
	ン　預り金			○
⑶　処分	ア　不用物品			○
	イ　動産および不動産		500万円未満	200万円未満
⑷　賃貸借	ア　財産（年額換算）		200万円未満	50万円未満
	イ　物品（年額換算）		500万円未満	100万円未満

⑸　普通財産の信託に関すること。	○	
⑹　土地の境界査定に関すること。		○
⑺　公有財産の所管換えおよび分類替えに関すること。		○
⑻　行政財産の用途又は目的外の使用許可に関すること（使用料年額換算）。	300万円未満	100万円未満
⑼　予算費目の流用	100万円未満	20万円未満
⑽　予算費の充当	20万円未満	

備考

1　執行伺の金額を増額する場合の専決区分は、当該増額後の金額による。

2　支出負担行為書の金額を変更する場合の専決区分は、増額については当該増額後の金額により、減額については当該減額前の金額による。

3　科目を分割して支出負担行為の手続をする場合の専決区分は、当該分割がないものとした場合の支出負担行為書の金額による。

4　複数年度にまたがる継続費又は債務負担行為に係る各年度の支出負担行為書の決裁権者は、総務課長とする。

附　則

この訓令は、平成25年４月１日から施行する。

秋田市上下水道局訓令第２号

上　下　水　道　局
関　係　各　所

秋田市上下水道局職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年３月29日

秋田市上下水道事業管理者　中　野　鋼　一

秋田市上下水道局職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局職員被服貸与規程（昭和31年秋田市水道ガス局訓令第９号）の一部を次のように改正する。

別表の備考の３を削り、同表の備考の４中「お客様センターの」を削り、同表の備考の４を同表の備考の３とする。

附　則

この訓令は、平成25年４月１日から施行する。

告　　示

秋田市告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第１項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年３月１日

秋田市長　穂　積　　志

1　名称

若松町町内会

2　規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および会員相互の親睦を図ることを目的とする。

⑴　会員の親睦を図るための事業に関すること。
⑵　環境衛生に関すること。
⑶　町内会館施設の維持管理に関すること。
⑷　防災活動に関すること。
⑸　交通安全に関すること。
⑹　青少年の健全育成に関すること。
⑺　地域参加に関すること。
⑻　その他町内会の運営に関すること。

3　区域

本会の区域は、秋田市土崎港北二丁目１番から25番までならびに同土崎港東四丁目４番２号、４番39号から58号までおよび５番から９番までの区域とする。ただし、土崎港北二丁目17番は、次の表に掲げる区域を除く。

秋田市土崎港北二丁目17番

39号	48－３号	70号
45号	48－４号	
46号	51号	
47号	53号	
48号	55号	

4　主たる事務所

本会の事務所は、秋田市土崎港北二丁目18番８号に置く。

5　代表者の氏名及び住所

野　中　利　雄

秋田市土崎港北二丁目21番20号

6　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7　代理人の有無

なし

8　規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9　認可年月日

平成25年３月１日

秋田市告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成25年３月１日

秋田市長　穂　積　　志

1　変更があった認可地縁団体の名称

岩城町内会

2　認可年月日

平成24年10月12日

3　変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前　保　坂　榮　一
秋田市下新城岩城字下向101番地

変更後　佐　藤　信　雄
秋田市下新城岩城字右馬之丞185番地３

4　変更年月日

平成25年２月３日

5　変更の理由

役員改選による。

秋田市告示第38号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき、秋田市子ども広場における子ども広場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第２項の規定により告示する。

平成25年３月１日

秋田市長　穂　積　　志

受託者の所在地および氏名
秋田市南通亀の町１番25号
特定非営利活動法人
子育て・高齢者介護サポートばっけの会
理事長　松　村　康　子

秋田市告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成25年３月４日

秋田市長　穂　積　　志

1　変更があった認可地縁団体の名称
黒沼協和会
2　認可年月日
平成５年１月６日
3　変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前　山　上　幹　郎
秋田市河辺北野田高屋字神田378番地２
変更後　松　田　芳　隆
秋田市河辺北野田高屋字上盤昌155番地
4　変更年月日
平成25年２月11日
5　変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第40号

介護保険法（平成９年法律第123号）第70条第１項、第79条第１項および第115条の２第１項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成25年３月５日

秋田市長　穂　積　　志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
企業組合さくら家	デイサービスさくら家本店	秋田市牛島東二丁目１番９号	平成25年３月１日	通所介護、介護予防通所介護
株式会社生活工房あきた	ケアプラン工房	秋田市仁井田新田一丁目11番63号	平成25年３月１日	居宅介護支援
有限会社ゆりかご	ゆりかご指定居宅介護支援事業所	秋田市飯島字寄進田94番地１	平成25年３月１日	居宅介護支援

秋田市告示第41号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第１項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第３号）第５条の規定により告示する。

平成25年３月５日

秋田市長　穂　積　　志

医師名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
藤田　正太	市立秋田総合病院	外科	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害

秋田市告示第42号

次の交付要求通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２第１項の規定により公示送達する。

なお、当該交付要求通知書は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年３月５日

秋田市長　穂　積　　志

1　送達を受けるべき者の住所および氏名
スイス国
フルーリー　由美子
2　送達する書類名
交付要求通知書　１通

秋田市告示第43号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第１項および第３項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第１項の規定により告示する。

平成25年３月７日

秋田市長　穂　積　　志

1　撤去し、保管した自転車等
⑴　放置されていた場所および台数
秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域　１台
⑵　撤去し、保管した年月日
平成25年２月１日
⑶　返還を行う時間および場所
ア　時間　午前10時から午後７時まで
イ　場所　秋田市東通仲町４番３号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所
⑷　返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成25年３月21日から同年９月21日まで
2　返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
3　所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後６か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第６条第４項の規定に基づき本市に帰属する。

４　問合せ先
秋田市山王一丁目１番１号
秋田市都市整備部交通政策課　電話866－2035
秋田市東通仲町４番３号
秋田市自転車等保管所　電話834－6497

秋田市告示第44号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき、秋田市食肉衛生検査所のと畜検査手数料およびと畜検査等証明書交付手数料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第２項の規定により告示する。

平成25年３月８日

秋田市長　穂　積　　志

１　受託者の住所および氏名
秋田市河辺神内字堂坂２番地１
株式会社秋田県食肉流通公社
代表取締役社長　伊　藤　富　彦
２　委託した期間
平成25年４月１日から平成26年３月31日まで

秋田市告示第45号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項および同条第４項において準用する同法第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の２の規定により告示する。

平成25年３月８日

秋田市長　穂　積　　志

指定

名　　称	所　在　地	指　定 年月日
ケアプランセンター 花　は　な	秋田市添川字添川170番地７	平成25年 ２月１日

秋田市告示第46号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の２の規定により告示する。

平成25年３月８日

秋田市長　穂　積　　志

指定

名　　称	所　在　地	指　定 年月日
松田歯科医院	秋田市泉中央二丁目６番12号	平成25年 ２月１日

秋田市告示第47号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり変更したので、同法第55条の２の規定により告示する。

平成25年３月８日

秋田市長　穂　積　　志

変更

名　称	変更事項（所在地）		変　更 年月日
	変　更　前	変　更　後	
あけぼの 治　療　院	秋田市広面字推子103番地16	秋田市中通四丁目10番２号２Ｆ	平成25年 ２月１日

秋田市告示第48号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき、八橋運動公園陸上競技場、硬式野球場、相撲場、球技場、第２球技場、テニスコートおよび多目的グラウンドの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第２項の規定により告示する。

平成25年３月８日

秋田市長　穂　積　　志

１　受託人の住所および氏名
秋田市八橋南一丁目８番２号
社団法人　秋田市シルバー人材センター
理事長　髙　橋　善　健
２　委託期間
平成25年４月１日から平成26年３月31日まで

秋田市告示第49号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき、北野田公園アリーナおよびテニスコートの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第２項の規定により告示する。

平成25年３月８日

秋田市長　穂　積　　志

１　受託人の住所および氏名
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝１番地１
財団法人　秋田市総合振興公社
理事長　多　田　正　明
２　委託期間
平成25年４月１日から平成26年３月31日まで

秋田市告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成25年３月11日

秋田市長　穂　積　　志

１　変更があった認可地縁団体の名称
沖村自治会
２　認可年月日
平成14年５月29日
３　変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前　堀　井　秀　夫
秋田市雄和田草川字沖村123番地
変更後　深　井　　稔
秋田市雄和田草川字沖村259番地

４　変更年月日
　平成25年３月３日
５　変更の理由
　役員改選による。

秋田市告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成25年３月12日

秋田市長　穂　積　　志

１　変更があった認可地縁団体の名称
　荒巻町内会
２　認可年月日
　平成18年８月28日
３　変更があった事項およびその内容
　代表者の氏名及び住所
　　変更前　浅　利　繁　雄
　　秋田市上北手荒巻字荒巻140番地
　　変更後　堅固山　幸　治
　　秋田市上北手荒巻字荒巻102番地４
４　変更年月日
　平成25年２月10日
５　変更の理由
　役員改選による。

秋田市告示第52号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第１項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第４項の規定により告示する。

平成25年３月13日

秋田市長　穂　積　　志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住　　所	氏　　名
秋田市雄和椿川字奥椿岱193番地３ 国際教養大学こまち寮	周　　博　楠

（教示）

１　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第６条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の⑴および⑵のいずれかに該当するときは、この限りではありません。（行政不服審査法第20条）

⑴　異議申立てをした日の翌日から起算して３箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。

⑵　その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

２　処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の⑴から⑶までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。（行政事件訴訟法第８条）

⑴　審査請求があった日から３箇月を経過しても裁決がないとき。

⑵　処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から６箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第53号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条（転入届）に基づく平成25年３月８日付けの住民異動届は、居住の事実のない虚偽の届出であることが判明したのでこれを取り消すこととし、交付した住民票の写しを無効とする。

平成25年３月13日

秋田市長　穂　積　　志

１　虚偽の転入届
⑴　住　所　秋田市仁井田福島一丁目21番30号
⑵　対象者　吉田　麻子（昭和57年５月24日生）
　　吉田　幸姫（平成20年４月14日生）
　　吉田　千愛（平成24年５月19日生）
２　無効とする住民票の写し
　平成25年３月８日から同月12日までに交付された全てのもの

秋田市告示第54号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２第１項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年３月14日

秋田市長　穂　積　　志

１　公示送達を受けるべき者の氏名および住所
　別紙（省略）のとおり
２　送達する書類
　平成24年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第55号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第１項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成25年３月14日

秋田市長　穂　積　　志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

指定番号	名　　称	所　在　地	更　新　年月日
第123号	御野場ひかり薬局	秋田市仁井田新田二丁目15番30号	平成25年４月１日

秋田市告示第56号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第１項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成25年３月14日

秋田市長　穂　積　　志

1　指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

⑴　担当する医療の種類：眼科に関する医療

指定番号	名　称	所在地	開設者名	更　新年月日
第20号	社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町３番15号	社会医療法人明和会理事長　佐々木一男	平成25年４月１日

⑵　担当する医療の種類：整形外科に関する医療

指定番号	名　称	所在地	開設者名	更　新年月日
第21号	社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町３番15号	社会医療法人明和会理事長　佐々木一男	平成25年４月１日
第25号	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地１	日本赤十字社秋田県支部支部長　佐竹敬久	
第32号	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町４番30号	秋田市長　穂積志	

⑶　担当する医療の種類：脳神経外科に関する医療

指定番号	名　称	所在地	開設者名	更　新年月日
第22号	社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町３番15号	社会医療法人明和会理事長　佐々木一男	平成25年４月１日
第29号	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地１	日本赤十字社秋田県支部支部長　佐竹敬久	

⑷　担当する医療の種類：心臓脈管外科に関する医療

指定番号	名　称	所在地	開設者名	更　新年月日
第23号	社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町３番15号	社会医療法人明和会理事長　佐々木一男	平成25年４月１日

⑸　担当する医療の種類：腎臓に関する医療

指定番号	名　称	所在地	開設者名	更　新年月日
第24号	社会医療法人明和会中通総合病院	秋田市南通みその町３番15号	社会医療法人明和会理事長　佐々木一男	平成25年４月１日
第27号	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地１	日本赤十字社秋田県支部支部長　佐竹敬久	
第31号	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町４番30号	秋田市長　穂積志	

⑹　担当する医療の種類：形成外科に関する医療

指定番号	名　称	所在地	開設者名	更　新年月日
第26号	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地１	日本赤十字社秋田県支部支部長　佐竹敬久	平成25年４月１日

⑺　担当する医療の種類：免疫に関する医療

指定番号	名　称	所在地	開設者名	更　新年月日
第30号	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地１	日本赤十字社秋田県支部支部長　佐竹敬久	平成25年４月１日

⑻　担当する医療の種類：耳鼻咽喉科に関する医療

指定番号	名　称	所在地	開設者名	更　新年月日
第33号	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町４番30号	秋田市長　穂積志	平成25年４月１日

秋田市告示第57号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第１項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成25年３月14日

秋田市長　穂　積　　志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：歯科矯正に関する医療

指定番号	名　称	所在地	開設者名	更　新年月日
第34号	大村矯正歯科	秋田市楢山登町２番33号	大村　克彦	平成25年５月１日

秋田市告示第58号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第６条第３項の規定に基づき、秋田県知事が平成25年度における地籍調査として指定したので、同法第７条の規定により告示する。

平成25年３月14日

秋田市長　穂　積　　志

1　事業計画が公示された年月日

平成25年３月12日　秋田県告示第89号

2　調査を行う者の名称

秋田市

3　調査地区

(1)　地積測定・地籍簿および原図作成地区

秋田市河辺和田字宮崎の一部

秋田市河辺和田字小川向の一部

(2)　地籍測量・一筆地調査地区

秋田市河辺和田字宮崎の一部

秋田市河辺和田字小川向の一部

4　調査期間

平成25年４月１日から平成26年３月31日まで

秋田市告示第59号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第１項の規定に基づき、平成25年度固定資産税に係る土地又は家屋について、土地課税台帳、家屋課税台帳等に登録された価格を他の価格と比較することのできる土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を、次により関係者の縦覧に供するので、同条第３項の規定により告示する。

平成25年３月14日

秋田市長　穂　積　　志

1　縦覧期間　平成25年４月１日から同年５月31日まで

（ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。）

2　縦覧時間　午前８時30分から午後５時15分まで

3　縦覧の場所および内容

場　所	内　　容
資産税課	土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿

秋田市告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成25年３月15日

秋田市長　穂　積　　志

専決第１号

専　決　処　分　書

平成24年度秋田市一般会計補正予算（第８号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定に基づき専決処分する。

平成25年１月７日

秋田市長　穂　積　　志

平成24年度秋田市一般会計補正予算（第８号）

平成24年度秋田市の一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123,427,275千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
19　繰入金		千円 5,128,758	千円 700,000	千円 5,828,758
	2　基金繰入金	4,997,039	700,000	5,697,039
歳　　入　　合　　計		122,727,275	700,000	123,427,275

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
8　土木費		千円 13,924,221	千円 700,000	千円 14,624,221
	2　道路橋りょう費	3,558,698	700,000	4,258,698
歳　　出　　合　　計		122,727,275	700,000	123,427,275

専決第２号

専　決　処　分　書

平成24年度秋田市一般会計補正予算（第９号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定に基づき専決処分する。

平成25年１月15日

秋田市長　穂　積　　志

平成24年度秋田市一般会計補正予算（第９号）

平成24年度秋田市の一般会計補正予算（第９号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124,127,275千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
19　繰入金		千円 5,828,758	千円 700,000	千円 6,528,758
	2　基金繰入金	5,697,039	700,000	6,397,039
歳　　入　　合　　計		123,427,275	700,000	124,127,275

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
8　土木費		千円 14,624,221	千円 700,000	千円 15,324,221
	2　道路橋りょう費	4,258,698	700,000	4,958,698
歳　　出　　合　　計		123,427,275	700,000	124,127,275

専決第３号

専　決　処　分　書

平成24年度秋田市一般会計補正予算（第10号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定に基づき専決処分する。

平成25年１月29日

秋田市長　穂　積　　志

平成24年度秋田市一般会計補正予算（第10号）

平成24年度秋田市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124,827,275千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
19　繰入金		千円 6,528,758	千円 700,000	千円 7,228,758
	2　基金繰入金	6,397,039	700,000	7,097,039
歳　　入　　合　　計		124,127,275	700,000	124,827,275

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
8　土木費		千円 15,324,221	千円 700,000	千円 16,024,221

	2　道路橋りょう費	4,958,698	700,000	5,658,698
歳　出　合　計		124,127,275	700,000	124,827,275

秋田市告示第61号

平成25年２月22日の「平成25年２月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成25年３月15日

秋田市長　穂　積　志

平成24年度秋田市一般会計補正予算（第11号）

平成24年度秋田市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125,527,275千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
19　繰入金		7,228,758	700,000	7,928,758
	2　基金繰入金	7,097,039	700,000	7,797,039
歳　入　合　計		124,827,275	700,000	125,527,275

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
8　土木費		16,024,221	700,000	16,724,221
	2　道路橋りょう費	5,658,698	700,000	6,358,698
歳　出　合　計		124,827,275	700,000	125,527,275

秋田市告示第62号

平成25年３月４日の「平成25年２月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成25年３月15日

秋田市長　穂　積　志

平成24年度秋田市一般会計補正予算（第12号）

平成24年度秋田市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,331,405千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127,858,680千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第２条　継続費の変更は、「第２表　継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第３条　繰越明許費の追加は、「第３表　繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第４条　債務負担行為の補正は、「第４表　債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第５条　市債の補正は、「第５表　市債補正」による。

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
18　寄附金		4	521	525

	1　寄附金	4	521	525
19　繰入金		7,928,758	93,151	8,021,909
	1　特別会計繰入金	131,719	148,724	280,443
	2　基金繰入金	7,797,039	△55,573	7,741,466
20　繰越金		1,187,685	120,094	1,307,779
	1　繰越金	1,187,685	120,094	1,307,779
21　諸収入		6,636,645	61,308	6,697,953
	3　貸付金元利収入	5,353,185	△10,471	5,342,714
	4　受託事業収入	91,651	103,491	195,142
	5　雑入	1,157,975	△31,712	1,126,263
22　市債		11,258,400	710,400	11,968,800
	1　市債	11,258,400	710,400	11,968,800
歳　入　合　計		125,527,275	2,331,405	127,858,680

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
	1　農業費	1,288,603	18,529	1,307,132
	2　農業集落排水費	564,507	△17,701	546,806
7　商工費		7,338,928	△254,091	7,084,837
	1　商工費	7,338,928	△254,091	7,084,837
8　土木費		16,724,221	△185,911	16,538,310
	1　土木管理費	336,158	△5,332	330,826
	2　道路橋りょう費	6,358,698	0	6,358,698
	4　港湾費	174,458	9,907	184,365
	5　都市計画費	4,262,588	△127,857	4,134,731
	6　下水道費	4,907,231	△35,325	4,871,906
	7　住宅費	539,341	△27,304	512,037
9　消防費		4,670,481	△1,317	4,669,164

	1　消防費	4,670,481	△1,317	4,669,164
10　教育費		11,995,267	225,154	12,220,421
	1　教育総務費	2,068,459	7,682	2,076,141
	2　小学校費	2,394,998	△26,882	2,368,116
	3　中学校費	2,340,207	414,337	2,754,544
	4　高等学校費	879,769	△33,720	846,049
	5　社会教育費	2,266,477	△51,438	2,215,039
	6　保健体育費	500,911	△15,494	485,417
	8　短期大学費	706,024	△39,862	666,162
	9　大学費	728,149	△29,469	698,680
12　公債費		15,627,859	△198,855	15,429,004
	1　公債費	15,627,859	△198,855	15,429,004
歳　出　合　計		125,527,275	2,331,405	127,858,680

1　総　括

歳　入

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
1　市税	41,933,307	538,543	42,471,850
2　地方譲与税	988,368	△17,788	970,580
3　利子割交付金	79,357	11,210	90,567
4　配当割交付金	24,417	11,395	35,812
6　地方消費税交付金	3,233,724	55,401	3,289,125
7　ゴルフ場利用税交付金	60,990	△7,532	53,458
8　自動車取得税交付金	144,847	54,482	199,329
10　地方特例交付金	144,600	45,811	190,411
11　地方交付税	23,970,000	398,868	24,368,868
13　分担金及び負担金	1,263,557	△11,256	1,252,301
14　使用料及び手数料	2,333,813	205,884	2,539,697

15　国庫支出金	17,620,835	104,688	17,725,523
16　県支出金	6,330,280	△56,648	6,273,632
17　財産収入	264,276	12,873	277,149
18　寄附金	4	521	525
19　繰入金	7,928,758	93,151	8,021,909
20　繰越金	1,187,685	120,094	1,307,779
21　諸収入	6,636,645	61,308	6,697,953
22　市債	11,258,400	710,400	11,968,800
歳　入　合　計	125,527,275	2,331,405	127,858,680

歳出

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
1　議会費	780,605	△10,998	769,607
2　総務費	14,843,863	2,722,047	17,565,910
3　民生費	41,628,657	△127,645	41,501,012
4　衛生費	9,109,400	162,193	9,271,593
6　農林水産業費	2,170,776	828	2,171,604
7　商工費	7,338,928	△254,091	7,084,837
8　土木費	16,724,221	△185,911	16,538,310
9　消防費	4,670,481	△1,317	4,669,164
10　教育費	11,995,267	225,154	12,220,421
12　公債費	15,627,859	△198,855	15,429,004
歳　出　合　計	125,527,275	2,331,405	127,858,680

19款　繰入金

1項　特別会計繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計	節	
				区　分	金　額
	千円	千円	千円		千円
1　市営墓地会計繰入金	13,395	7,545	20,940	1　市営墓地会計繰入金	7,545
2　廃棄物発電会計繰入金	118,324	141,179	259,503	1　廃棄物発電会計繰入金	141,179

計	131,719	148,724	280,443		

19款　繰入金

2項　基金繰入金

5　地域振興基金繰入金	14,688	2,735	17,423	1　地域振興基金繰入金	2,735
6　庁舎建設基金繰入金	144,924	△28,839	116,085	1　庁舎建設基金繰入金	△28,839
8　短期大学運営基金繰入金	661,770	△29,469	632,301	1　短期大学運営基金繰入金	△29,469
計	7,797,039	△55,573	7,741,466		

20款　繰越金

1項　繰越金

1　繰越金	1,187,685	120,094	1,307,779	1　前年度繰越金	120,094
計	1,187,685	120,094	1,307,779		

21款　諸収入

3項　貸付金元利収入

1　貸付金元利収入	5,353,185	△10,471	5,342,714	5　商工費貸付金元利収入	△10,471
計	5,353,185	△10,471	5,342,714		

7款　商工費

1項　商工費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市　債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2　商業振興費	4,515,788	△116,339	4,399,449				△116,339
3　工業振興費	1,817,010	△156,444	1,660,566			△10,471	△145,973
5　観光費	238,698	0	238,698		△7,000		7,000
9　大森山動物園費	362,198	18,692	380,890				18,692
計	7,338,928	△254,091	7,084,837		△7,000	△10,471	△236,620

8款　土木費

1項　土木管理費

2　建築指導費	19,636	△5,332	14,304			△5,332	
計	336,158	△5,332	330,826			△5,332	

８款　土木費

２項　道路橋りょう費

3　道路新設改良費	897,000	0	897,000		△41,000		41,000
計	6,358,698	0	6,358,698		△41,000		41,000

秋田市告示第63号

平成25年３月14日の「平成25年２月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成25年３月15日

秋田市長　穂　積　　志

平成24年度秋田市一般会計補正予算（第13号）

平成24年度秋田市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,851,084千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129,709,764千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の補正は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（市債の補正）

第３条　市債の変更は、「第３表　市債補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
11　地方交付税		千円 24,368,868	千円 45,221	千円 24,414,089
	1　地方交付税	24,368,868	45,221	24,414,089
15　国庫支出金		17,725,523	575,883	18,301,406
	2　国庫補助金	2,702,901	575,883	3,278,784
16　県支出金		6,273,632	127,080	6,400,712
	2　県補助金	2,666,498	127,080	2,793,578
22　市債		11,968,800	1,102,900	13,071,700
	1　市債	11,968,800	1,102,900	13,071,700
歳　入　合　計		127,858,680	1,851,084	129,709,764

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
6　農林水産業費		千円 2,171,604	千円 308,891	千円 2,480,495
	1　農業費	1,307,132	212,811	1,519,943
	3　林業費	317,666	96,080	413,746
8　土木費		16,538,310	1,542,193	18,080,503
	2　道路橋りょう費	6,358,698	780,059	7,138,757

	5　都市計画費	4,134,731	733,800	4,868,531
	7　住宅費	512,037	28,334	540,371
歳　出　合　計		127,858,680	1,851,084	129,709,764

第２表　繰越明許費補正

（追　加）　（単位：千円）

款	項	事　業　名	金　額
6　農林水産業費	1　農業費	農業水利施設保全合理化事業	198,587
	3　林業費	林道舗装事業	40,000
		公共建築物等木材利用促進事業	29,400
		林道橋点検診断・保全事業	26,680
8　土木費	2　道路橋りょう費	地下道等改修事業	6,000
		冬みち安全安心対策除雪強化事業	18,059
		橋りょう整備事業	201,500
	5　都市計画費	千秋公園整備事業	42,000
		公園遊具施設長寿命化等整備事業	18,000
		都市公園バリアフリー化事業	36,800
		大森山公園整備事業	164,000
	7　住宅費	既設市営住宅耐震改修事業	28,334

（変　更）　（単位：千円）

款	項	事　業　名	金　額		
			補正前の額	補　正　額	計
6　農林水産業費	1　農業費	県営土地改良施設等整備事業負担金	33,881	14,224	48,105
8　土木費	2　道路橋りょう費	道路維持修繕事業	96,700	103,000	199,700
		融雪施設改良事業	15,950	83,000	98,950
		道路改良事業	142,000	187,000	329,000
		電線共同溝整備事業	71,500	181,500	253,000
	5　都市計画費	県施行街路事業負担金	38,387	6,000	44,387
		土地区画整理会計繰出金	476,300	467,000	943,300

第３表　市債補正

（単位：千円）

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
農業費	144,200	111,000	255,200			
林業費	61,100	38,400	99,500			
道路橋りょう費	647,700	339,700	987,400			
土地区画整理費	826,500	467,000	1,293,500			
街路事業費	325,500	6,000	331,500			
公園整備費	89,800	127,400	217,200			
住宅費	46,600	13,400	60,000			
計	11,968,800	1,102,900	13,071,700			

平成24年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第２号）

平成24年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ820,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,189,540千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の変更は、「第２表　繰越明許費補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
１　国庫支出金		395,000	353,000	748,000
	１　国庫補助金	395,000	353,000	748,000
４　繰入金		952,068	467,000	1,419,068
	１　繰入金	952,068	467,000	1,419,068
歳入合計		1,369,540	820,000	2,189,540

歳　出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
１　事業費		1,367,040	820,000	2,187,040
	１　土地区画整理費	1,367,040	820,000	2,187,040
歳出合計		1,369,540	820,000	2,189,540

第２表　繰越明許費補正

（変　更）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額		
			補正前の額	補正額	計
1　事業費	1　土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	605,000	700,000	1,305,000
		秋田駅西北地区土地区画整理事業	24,000	120,000	144,000

平成24年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第５号）

平成24年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,940千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ406,825千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

（市債の補正）

第３条　市債の追加は、「第３表　市債補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補正額	計
1　使用料及び手数料		千円 174,730	千円 60	千円 174,790
	1　使用料	174,729	60	174,789
2　国庫支出金		4,140	16,980	21,120
	1　国庫補助金	4,140	16,980	21,120
5　市債		8,000	33,900	41,900
	1　市債	8,000	33,900	41,900
歳入合計		355,885	50,940	406,825

歳　出

款	項	補正前の額	補正額	計
2　事業費		千円 12,421	千円 50,940	千円 63,361
	1　地方卸売市場施設整備費	12,421	50,940	63,361
歳出合計		355,885	50,940	406,825

第２表　繰越明許費

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
2　事業費	1　地方卸売市場施設整備費	地方卸売市場施設耐震改修事業	50,940

第３表　市債補正

（単位：千円）

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
地方卸売市場費	－	33,900	33,900	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	8,000	33,900	41,900			

平成24年度秋田市水道事業会計補正予算（第４号）

（総則）

第１条　平成24年度秋田市水道事業会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　平成24年度秋田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第２条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
⑷　主要な建設改良事業			
㋑　配水管整備工事			
配水管布設	6,135m	168m	6,303m
配水管布設替	13,460m	2,262m	15,722m
㋺　施設改良工事			
土崎環状線配水管整備	1,069m	1,200m	2,269m

（資本的収入及び支出）

第３条　予算第４条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2,838,833千円」を「2,890,833千円」に、過年度分損益勘定留保資金「1,993,963千円」を「2,045,963千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第１款　資本的収入	1,736,298千円	252,000千円	1,988,298千円
第１項　企業債	960,200千円	202,000千円	1,162,200千円
第３項　補助金	222,950千円	50,000千円	272,950千円
支出			
第１款　資本的支出	4,575,131千円	304,000千円	4,879,131千円
第１項　建設改良費	2,986,945千円	304,000千円	3,290,945千円

（企業債）

第４条　予算第７条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
限度額	960,200千円	202,000千円	1,162,200千円

平成24年度秋田市下水道事業会計補正予算（第３号）

（総則）

第１条　平成24年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　平成24年度秋田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第２条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
⑷　主要な建設改良事業			
㋑　管渠建設			
管渠布設替	1,192m	720m	1,912m

（資本的収入及び支出）

第３条　予算第４条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「4,420,299千円」を「4,440,299千円」に、当年度分損益勘定留保資金「3,305,957千円」を「3,325,957千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第１款　資本的収入	3,305,259千円	200,000千円	3,505,259千円
第１項　企業債	1,766,600千円	100,000千円	1,866,600千円
第３項　補助金	680,200千円	100,000千円	780,200千円
支出			
第１款　資本的支出	7,725,558千円	220,000千円	7,945,558千円
第１項　建設改良費	2,182,664千円	220,000千円	2,402,664千円

（企業債）

第４条　予算第６条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
限度額	1,766,600千円	100,000千円	1,866,600千円

秋田市告示第64号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条に基づく平成25年２月６日付けの下記転入届は、失効した転出証明書による届出であることが判明したのでこれを取り消すこととし、交付した住民票の写しを無効とする。

平成25年３月15日

秋田市長　穂　積　　志

記

１　取消しをする転入届

⑴　住所　秋田市山王中島町12番24号

⑵　氏名　京　極　美紀子

京　極　　凱

２　無効とする住民票の写し

平成25年２月６日から同年３月14日までに交付された全てのもの

秋田市告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第１項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止するので、同法第10条第３項において準用する同法第９条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成25年３月18日

秋田市長　穂　積　　志

１　廃止路線

整理番号	路線名	起点 終点	重要な経過地
1053	仁井田新中島茨島六丁目線	仁井田字新中島1023番１地先 茨島六丁目378番２地先	
1070	飯島金足線	飯島字前田表38番１地先 金足下刈字北野68番９地先	
1082	添川飯島線	添川字境内川原170番13地先 飯島字前田表39番地先	
2186	御野場新町中央線	御野場新町二丁目200番319地先 御野場新町二丁目30番１地先	
30162	イサノ７号線	八橋イサノ二丁目66番２地先 八橋イサノ二丁目66番１地先	
60617	大森山２号線	新屋比内町144番９地先 浜田字家後164番１地先	
60647	大森山３号線	浜田字家後137番１地先 浜田字家後170番１地先	
90054	飯島堀川線	飯島字古道下川端217番26地先 飯島字堀川84番地先	
90055	北部処理場線	飯島字堀川84番地先 飯島字堀川84番地先	
90338	秋田県立大学１号線	下新城中野字街道端西89番237地先 下新城中野字街道端西241番７地先	
90339	秋田県立大学２号線	下新城中野字街道端西234番９地先 下新城中野字街道端西241番439地先	
90457	秋田県立大学３号線	下新城中野字街道端西241番433地先 下新城中野字街道端西241番433地先	
90468	飯島堀川２号線	飯島字堀川84番131地先 飯島字堀川84番131地先	
100200	鎌倉線	河辺三内字五郎谷地山根107番地先 河辺神内字鎌倉27番地先	
100231	奥出曽場線	河辺神内字妙見120番22地先 河辺三内字曽場台８番６地先	
100284	曽場畑線	河辺三内字曽場面20番２地先 河辺北野田高屋字畑ノ沢220番２地先	

２　縦覧期間

平成25年３月18日から同年４月８日まで

秋田市告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第８条第１項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第９条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成25年３月18日

秋田市長　穂　積　　志

１　認定路線

整理番号	路線名	起点 終点	重要な経過地
1083	金足添川線	金足下刈字北野68番９地先 添川字境内川原３番４地先	
1084	広域添川下北手線	添川字長田125番２地先 下北手宝川字種ケ崎99番１地先	
1085	南部中央線	茨島六丁目376番１地先 御野場新町二丁目200番319地先	
1086	広域金足黒川線	金足黒川字轌町28番１地先 金足黒川字カウラ沢６番１地先	
1612	広域河辺北野田神内線	河辺北野田高屋字畑ノ沢220番１地先 河辺神内字新山沢65番４地先	
20966	広面鍋沼12号線	広面字鍋沼66番１地先 広面字鍋沼60番１地先	
20967	釣瓶町15号線	広面字釣瓶町146番１地先 広面字釣瓶町134番21地先	
20968	釣瓶町16号線	広面字釣瓶町134番２地先 広面字釣瓶町134番14地先	

41277	泉釜ノ町26号線	泉釜ノ町150番８地先	
		泉釜ノ町150番１地先	
41278	沼端21号線	土崎港相染町字沼端21番４地先	
		土崎港相染町字沼端21番７地先	
51041	牛島西一丁目７号線	牛島西一丁目321番14地先	
		牛島西一丁目321番16地先	
60859	大森山動物園線	新屋比内町101番131地先	
		浜田字家後143番１地先	
90054	飯島堀川線	飯島字古道下川端217番32地先	
		飯島字堀川84番131地先	
90468	北部墓地１号線	飯島字堀川84番131地先	
		飯島字堀川84番131地先	
90469	北部墓地２号線	飯島字堀川84番131地先	
		飯島字堀川84番131地先	
90470	秋田県立大学線	下新城中野字街道端西234番９地先	
		下新城中野字街道端西89番220地先	
90471	土崎北六丁目11号線	土崎港北六丁目27番162地先	
		土崎港北六丁目27番156地先	
100200	河辺鎌倉線	河辺三内字五郎谷地山根107番１地先	
		河辺神内字鎌倉85番１地先	
100231	河辺山根奥出線	河辺三内字五郎谷地山根107番１地先	
		河辺神内字妙見124番１地先	
100314	河辺繋沢１号線	河辺三内字繋沢157番２地先	
		河辺三内字繋沢40番４地先	

２　縦覧期間

平成25年３月18日から同年４月８日まで

秋田市告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項および第２項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成25年３月18日

秋田市道路管理者

秋田市長　穂　積　　志

１　道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	路線名	起点 終点	延長（メートル）	幅員（メートル）
市道	金足添川線	金足小泉字潟向６番５地先 添川字境内川原３番４地先	10,927.20	23.00～79.00
市道	広域添川下北手線	添川字長田125番２地先 下北手宝川字種ケ崎99番１地先	6,757.00	13.00～66.40
市道	南部中央線	茨島六丁目376番１地先 御野場新町二丁目200番319地先	3,797.90	20.00
市道	広域金足黒川線	金足黒川字轄町28番１地先 金足黒川字カウラ沢６番１地先	1,477.00	13.00～75.00
市道	広域河辺北野田神内線	河辺北野田高屋字畑ノ沢220番１地先 河辺神内字新山沢65番４地先	9,448.70	7.00～86.00
市道	広面鍋沼12号線	広面字鍋沼66番１地先 広面字鍋沼60番１地先	194.00	6.00
市道	釣瓶町15号線	広面字釣瓶町146番１地先 広面字釣瓶町134番21地先	58.90	6.00
市道	釣瓶町16号線	広面字釣瓶町134番２地先 広面字釣瓶町134番14地先	134.00	6.00
市道	泉釜ノ町26号線	泉釜ノ町150番８地先 泉釜ノ町150番１地先	56.20	6.00
市道	沼端21号線	土崎港相染町字沼端21番４地先 土崎港相染町字沼端21番７地先	65.90	6.00
市道	牛島西一丁目７号線	牛島西一丁目321番14地先 牛島西一丁目321番16地先	56.20	6.00
市道	大森山動物園線	新屋比内町101番131地先 浜田字家後143番１地先	453.20	12.80～37.10

市道	飯島堀川線	飯島字古道下川端217番32地先	1,224.00	6.00 ～ 12.00
		飯島字堀川84番131地先		
市道	北部墓地１号線	飯島字堀川84番131地先	229.00	8.00 ～ 34.70
		飯島字堀川84番131地先		
市道	北部墓地２号線	飯島字堀川84番131地先	191.30	6.00
		飯島字堀川84番131地先		
市道	秋田県立大学線	下新城中野字街道端西234番９地先	1,550.70	8.00 ～ 57.00
		下新城中野字街道端西89番220地先		
市道	土崎北六丁目11号線	土崎港北六丁目27番162地先	235.60	6.00
		土崎港北六丁目27番156地先		
市道	河辺鎌倉線	河辺三内字五郎谷地山根107番１地先	1,720.70	3.50 ～ 23.40
		河辺神内字鎌倉85番１地先		
市道	河辺山根奥出線	河辺三内字五郎谷地山根107番１地先	1,973.80	8.10 ～ 81.00
		河辺神内字妙見124番１地先		
市道	河辺繋沢１号線	河辺三内字繋沢157番２地先	264.00	5.50 ～ 12.00
		河辺三内字繋沢40番４地先		

２　区域決定および供用開始の期日
　平成25年３月18日
３　縦覧期間
　平成25年３月18日から同年４月８日まで

秋田市告示第68号

秋田市勝平地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成25年３月18日

秋田市長　穂　積　　志

１　施　設　名　秋田市勝平地区コミュニティセンター
２　指定管理者　秋田市新屋松美ガ丘東町10番10号
　勝平地区コミュニティセンター管理運営委員会
　会長　戸井田　錬太郎
３　指定の期間　平成25年４月１日から平成30年３月31日まで

秋田市告示第69号

秋田市大住地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成25年３月18日

秋田市長　穂　積　　志

１　施　設　名　秋田市大住地区コミュニティセンター
２　指定管理者　秋田市仁井田字西潟敷463番地
　大住地区コミュニティセンター管理運営委員会
　会長　高　橋　重　道
３　指定の期間　平成25年４月１日から平成30年３月31日まで

秋田市告示第70号

秋田市八橋地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成25年３月18日

秋田市長　穂　積　　志

１　施　設　名　秋田市八橋地区コミュニティセンター
２　指定管理者　秋田市八橋本町五丁目２番27号
　八橋地区コミュニティセンター管理運営委員会
　会長　岩　谷　政　良
３　指定の期間　平成25年４月１日から平成30年３月31日まで

秋田市告示第71号

秋田市泉地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成25年３月18日

秋田市長　穂　積　　志

１　施　設　名　秋田市泉地区コミュニティセンター
２　指定管理者　秋田市泉北一丁目20番27号
　泉地区コミュニティセンター管理運営委員会
　会長　田　口　陽　一
３　指定の期間　平成25年４月１日から平成30年３月31日まで

秋田市告示第72号

秋田市明徳地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成25年３月18日

秋田市長　穂　積　　志

１　施　設　名　秋田市明徳地区コミュニティセンター
２　指定管理者　秋田市手形住吉町２番27号
　明徳地区コミュニティセンター管理運営委員会
　会長　工　藤　周　一
３　指定の期間　平成25年４月１日から平成30年３月31日まで

秋田市告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第２項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第５項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年３月18日

秋田市長　穂　積　　志

１　契約の始期
　平成25年４月１日
２　費用額の算定方法
　別表（省略）のとおり
３　契約の相手方
　氏名　渡　邉　雅　章
　住所　秋田県秋田市外旭川八幡田一丁目18番16号　202
４　費用の支払方法
　監査の結果に関する報告書提出後の一括払とする。ただし、執務費用は、概算払をすることができるものとする。

秋田市告示第74号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成４年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成25年３月19日

秋田市長　穂　積　　志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住　所	名　称
411	秋田市土崎港東一丁目２番88号	セブン－イレブン秋田土崎港東一丁目店

秋田市告示第75号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成４年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成25年３月19日

秋田市長　穂　積　　志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住　所	名　称
412	秋田市寺内字三千刈117番地１	セブン－イレブン秋田新国道寺内店

秋田市告示第76号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成４年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成25年３月19日

秋田市長　穂　積　　志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住　所	名　称
413	秋田市大町一丁目２番12号	セブン－イレブン秋田通町店

秋田市告示第77号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成４年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成25年３月19日

秋田市長　穂　積　　志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住　所	名　称
414	秋田市中通六丁目８番１号	セブン－イレブン秋田中通６丁目店

秋田市告示第78号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成４年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成25年３月19日

秋田市長　穂　積　　志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住　所	名　称
415	秋田市広面字谷地沖17番地２	セブン－イレブン秋田広面店

秋田市告示第79号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居住が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２第１項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年３月19日

秋田市長　穂　積　　志

１　公示送達を受けるべき者の氏名および住所
　別紙（省略）のとおり
２　送達する書類
　平成24年度第７期国民健康保険税督促状

秋田市告示第80号

秋田市港北地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成25年３月19日

秋田市長　穂　積　　志

１　施　設　名　秋田市港北地区コミュニティセンター
２　指定管理者　秋田市土崎港北三丁目７番９号
　港北地区コミュニティセンター管理運営委員会
　委員長　酒　井　　圭
３　指定の期間　平成25年４月１日から平成30年３月31日まで

秋田市告示第81号

本職は、平成25年４月７日に執行される秋田市長選挙に在職のまま立候補するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第１項および市長の職務代理者を定める規則（平成３年秋田市規則第７号）の規定により、次のとおり秋田市長職務代理者を設置するので、告示する。

平成25年３月19日

秋田市長　穂　積　　志

１　呼　称　秋田市長職務代理者
　秋田市副市長　石　井　周　悦
２　期　間　平成25年３月31日㈰から同年４月７日㈰まで
３　公　印　市長職務代理者印を使用する。

４　その他　　１および３にかかわらず、２の期日前に既に発行された市長の呼称が記載され、および市長印が押印されている文書であって、当該期間中に証明、役務の提供等のために使用されるものについては、市長職務代理者の呼称が記載され、および市長職務代理者印が押印されているものとみなす。

秋田市告示第82号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき、秋田駅西地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第２項の規定により告示する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

１　受託者の所在地および氏名
秋田市山王三丁目１番７号
株式会社友愛ビルサービス
代表取締役　小　畑　　悟

２　委託契約期間
平成25年４月１日から平成26年３月31日まで

秋田市告示第83号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき、秋田駅東自転車等駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第２項の規定により告示する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

１　受託者の所在地および氏名
秋田市寺内蛭根三丁目24番31号
企業組合秋田中高年雇用福祉事業団
代表理事　橋　村　孝　志

２　委託契約期間
平成25年４月１日から平成26年３月31日まで

秋田市告示第84号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき、自転車等撤去保管手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第２項の規定により告示する。

平成25年３月21日

秋田市長　穂　積　　志

１　受託者の所在地および氏名
秋田市寺内蛭根三丁目24番31号
企業組合秋田中高年雇用福祉事業団
代表理事　橋　村　孝　志

２　委託契約期間
平成25年４月１日から平成26年３月31日まで

秋田市告示第86号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき、秋田市民交流プラザ使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第２項の規定により告示する。

平成25年３月25日

秋田市長　穂　積　　志

受託者の所在地および氏名
秋田市千秋城下町５番53号
株式会社スタッフ
代表取締役　北　川　豊　彦

秋田市告示第87号

市道路線の区域変更および供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項および第２項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成25年３月25日

秋田市道路管理者
秋田市長　穂　積　　志

１　道路の区域および供用開始の区間　別紙のとおり
２　区域変更および供用開始の期日　平成25年３月25日
３　縦覧期間　平成25年３月25日から同年４月７日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前８時30分から午後５時15分まで。

別紙

道路の種別	旧新	路線名	起点 終点	総延長（メートル）	幅員（メートル）
市道	旧	泉天徳寺線	秋田市泉字上ノ町61番１地先 秋田市泉釜ノ町27番地先	895.70	6.00 ～ 15.30
	新	泉天徳寺線	秋田市泉南三丁目154番２地先 秋田市泉釜ノ町27番地先	895.70	6.00 ～ 15.30
市道	旧	桜本線	秋田市横森一丁目237番１地先 秋田市下北手松崎字前谷地３番２地先	2,807.70	5.10 ～ 18.00
	新	桜本線	秋田市横森一丁目237番１地先 秋田市下北手松崎字前谷地３番２地先	2,807.70	5.30 ～ 18.00
市道	旧	新屋豊岩線	秋田市新屋大川町517番地先 秋田市豊岩石田坂字九十田174番１地先	2,392.30	4.00 ～ 18.00
	新	新屋豊岩線	秋田市新屋大川町517番地先 秋田市豊岩石田坂字九十田174番１地先	2,388.90	4.00 ～ 18.00

市道	旧	四ツ屋笹岡線	秋田市将軍野青山町７番６地先 秋田市外旭川字南沢81番６地先	2,250.80	5.40 ～ 21.00
	新	四ツ屋笹岡線	秋田市将軍野青山町７番６地先 秋田市外旭川字南沢81番６地先	2,250.80	5.40 ～ 21.00
市道	旧	明田上北手線	秋田市広面字野添188番地先 秋田市上北手大戸字大戸115番地先	1,847.20	4.70 ～ 12.60
	新	明田上北手線	秋田市広面字野添188番地先 秋田市上北手大戸字大戸115番地先	1,847.20	4.70 ～ 12.60
市道	旧	割山南浜線	秋田市茨島五丁目15番１地先 秋田市新屋町字割山333番１地先	2,777.70	6.40 ～ 43.00
	新	割山南浜線	秋田市茨島五丁目15番１地先 秋田市新屋町字割山333番１地先	2,777.70	10.50 ～ 43.00
市道	旧	土崎中央線	秋田市土崎港中央一丁目619番地先 秋田市土崎港中央三丁目351番16地先	960.00	6.80 ～ 8.80
	新	土崎中央線	秋田市土崎港中央一丁目619番地先 秋田市土崎港中央三丁目351番16地先	954.30	6.80 ～ 8.80
市道	旧	八橋外旭川線	秋田市八橋田五郎一丁目196番４地先 秋田市外旭川字堂ノ前183番７地先	2,267.40	3.80 ～ 13.30
	新	八橋外旭川線	秋田市八橋田五郎一丁目196番４地先 秋田市外旭川字堂ノ前183番７地先	2,267.40	3.80 ～ 13.30
市道	旧	仁井田新田大野牛島西線	秋田市仁井田新田二丁目247番５地先 秋田市牛島西三丁目19番２地先	2,756.30	3.40 ～ 12.10
	新	仁井田新田大野牛島西線	秋田市仁井田新田二丁目247番５地先 秋田市牛島西三丁目19番２地先	2,756.30	3.40 ～ 12.10
市道	旧	飯島下新城線	秋田市飯島松根西町８番14地先 秋田市下新城岩城字右馬之丞160番地先	3,339.60	4.00 ～ 18.60
	新	飯島下新城線	秋田市飯島松根西町８番14地先 秋田市下新城岩城字右馬之丞160番地先	3,339.60	4.00 ～ 18.60
市道	旧	蓮沼手形山線	秋田市広面字蓮沼90番１地先 秋田市手形山東町32番４地先	1,091.00	6.80 ～ 20.30
	新	蓮沼手形山線	秋田市広面字蓮沼90番１地先 秋田市手形山東町32番４地先	1,091.00	6.80 ～ 20.30
市道	旧	土手下広面線	秋田市広面字土手下41番１地先 秋田市広面字広面269番４地先	1,387.30	6.00 ～ 12.20
	新	土手下広面線	秋田市広面字土手下41番１地先 秋田市広面字広面269番４地先	1,387.30	6.00 ～ 12.20
市道	旧	手形山田中線	秋田市手形山西町170番５地先 秋田市手形田中101番５地先	618,20	7.20 ～ 16.50
	新	手形山田中線	秋田市手形山西町170番５地先 秋田市手形田中101番５地先	618.20	7.20 ～ 16.50
市道	旧	小中島西潟敷線	秋田市仁井田字小中島64番２地先 秋田市仁井田字西潟敷374番地先	1,142.40	6.00 ～ 15.00
	新	小中島西潟敷線	秋田市仁井田字小中島64番２地先 秋田市仁井田字西潟敷374番地先	1,142.40	6.00 ～ 15.00
市道	旧	川元開和町２号線	秋田市川元開和町48番地先 秋田市川元開和町31番地先	104.30	3.70 ～ 7.40
	新	川元開和町２号線	秋田市川元開和町48番地先 秋田市川元開和町31番地先	103.20	3.70 ～ 4.00
市道	旧	楢山城南町４号線	秋田市楢山城南町31番４地先 秋田市楢山城南町30番４地先	161.70	5.60 ～ 6.20
	新	楢山城南町４号線	秋田市楢山城南町31番４地先 秋田市楢山城南町30番４地先	165.30	5.60 ～ 6.20

市道	旧	寺内児桜三千刈線	秋田市寺内字堂ノ沢６番地先 秋田市寺内字三千刈174番地先	466.90	3.00 ～ 5.80
	新	寺内児桜三千刈線	秋田市寺内字堂ノ沢６番地先 秋田市寺内字三千刈174番地先	466.90	3.00 ～ 6.00
市道	旧	寺内蛭根１号線	秋田市寺内字蛭根40番26地先 秋田市寺内字蛭根22番２地先	439.50	2.80 ～ 7.80
	新	寺内蛭根１号線	秋田市寺内蛭根一丁目40番26地先 秋田市寺内蛭根一丁目22番２地先	439.50	2.80 ～ 8.30
市道	旧	野村大沼町線	秋田市寺内字三千刈51番５地先 秋田市八橋大沼町34番３地先	1,428.80	3.50 ～ 7.90
	新	野村大沼町線	秋田市寺内字三千刈51番５地先 秋田市八橋大沼町34番３地先	1,428.80	4.50 ～ 7.90
市道	旧	新川向田五郎自歩道線	秋田市八橋新川向187番４地先 秋田市八橋田五郎二丁目74番１地先	761.40	2.40 ～ 2.80
	新	新川向田五郎自歩道線	秋田市八橋新川向188番３地先 秋田市八橋田五郎二丁目74番１地先	754.60	2.40 ～ 2.80
市道	旧	新川向田五郎１号線	秋田市八橋新川向198番３地先 秋田市八橋田五郎二丁目77番２地先	801.00	3.70 ～ 6.20
	新	新川向田五郎１号線	秋田市八橋新川向198番３地先 秋田市八橋田五郎二丁目77番２地先	779.20	4.30 ～ 6.20
市道	旧	新川向田五郎２号線	秋田市八橋新川向14番３地先 秋田市八橋田五郎二丁目151番２地先	837.50	5.10 ～ 6.80
	新	新川向田五郎２号線	秋田市八橋新川向14番３地先 秋田市八橋田五郎二丁目151番２地先	822.70	5.10 ～ 6.80
市道	旧	土崎西三丁目６号線	秋田市土崎港西三丁目154番地先 秋田市土崎港西三丁目７番３地先	357.70	6.50 ～ 8.30
	新	土崎西三丁目６号線	秋田市土崎港西三丁目154番地先 秋田市土崎港西三丁目７番３地先	357.70	7.30 ～ 8.30
市道	旧	中央五丁目七丁目線	秋田市土崎港中央五丁目71番１地先 秋田市土崎港中央七丁目213番地先	702.80	2.80 ～ 6.10
	新	中央五丁目七丁目線	秋田市土崎港中央五丁目71番１地先 秋田市土崎港中央七丁目213番地先	700.30	2.80 ～ 6.10
市道	旧	土崎中央五丁目６号線	秋田市土崎港中央五丁目301番２地先 秋田市土崎港中央五丁目325番19地先	181.20	2.30 ～ 3.80
	新	土崎中央五丁目６号線	秋田市土崎港中央五丁目301番２地先 秋田市土崎港中央五丁目325番19地先	176.00	2.30 ～ 3.80
市道	旧	中央七丁目五丁目線	秋田市土崎港中央七丁目182番２地先 秋田市土崎港中央五丁目325番19地先	537.40	2.00 ～ 5.00
	新	中央七丁目五丁目線	秋田市土崎港中央七丁目182番２地先 秋田市土崎港中央五丁目325番19地先	534.70	2.00 ～ 5.00
市道	旧	土崎中央三丁目４号線	秋田市土崎港中央三丁目131番１地先 秋田市土崎港中央三丁目154番２地先	108.80	5.60 ～ 5.90
	新	土崎中央三丁目４号線	秋田市土崎港中央三丁目131番１地先 秋田市土崎港中央三丁目154番２地先	101.40	5.60 ～ 5.90
市道	旧	神田三ノ堰１号線	秋田市外旭川字梶ノ目330番１地先 秋田市外旭川字三ノ堰527番地先	2,016.60	2.50 ～ 6.60
	新	神田三ノ堰１号線	秋田市外旭川字梶ノ目330番１地先 秋田市外旭川字三ノ堰527番地先	2,016.60	2.50 ～ 6.60
市道	旧	外旭川八幡田１号線	秋田市外旭川字八幡田422番地先 秋田市外旭川字八幡田513番11地先	103.90	2.70 ～ 6.00
	新	外旭川八幡田１号線	秋田市外旭川字八幡田420番17地先 秋田市外旭川字八幡田513番11地先	103.90	6.00 ～ 6.00

市道	旧	斉　場　線	秋田市外旭川字山崎66番１地先 秋田市外旭川字山崎527番地先	545.30	5.90 ～ 9.70
	新	斉　場　線	秋田市外旭川字山崎66番１地先 秋田市外旭川字山崎527番地先	545.30	5.90 ～ 9.70
市道	旧	泉馬場１号線	秋田市泉馬場467番地先 秋田市泉馬場585番３地先	98.50	2.00 ～ 5.00
	新	泉馬場１号線	秋田市泉馬場467番地先 秋田市泉馬場585番３地先	98.50	2.00 ～ 5.00
市道	旧	中谷地小谷地線	秋田市外旭川字潟堰下25番５地先 秋田市外旭川字小谷地116番１地先	722.30	5.90 ～ 7.00
	新	中谷地小谷地線	秋田市外旭川字潟堰下25番５地先 秋田市外旭川字小谷地116番１地先	722.30	5.90 ～ 7.00
市道	旧	三千院団地１号線	秋田市外旭川字在家14番30地先 秋田市外旭川字八幡田423番１地先	526.70	4.50 ～ 6.00
	新	三千院団地１号線	秋田市外旭川字在家14番30地先 秋田市外旭川字八幡田423番１地先	524.00	4.50 ～ 6.00
市道	旧	前谷地大袋線	秋田市外旭川字前谷地68番地先 秋田市飯島字大袋３番１地先	698.50	3.60 ～ 8.90
	新	前谷地大袋線	秋田市外旭川字前谷地68番地先 秋田市飯島字大袋３番１地先	698.50	4.00 ～ 8.90
市道	旧	土崎駅前線	秋田市土崎港中央五丁目71番３地先 秋田市土崎港中央六丁目375番11地先	400.00	18.00 ～ 87.30
	新	土崎駅前線	秋田市土崎港中央五丁目71番３地先 秋田市土崎港中央六丁目375番11地先	397.30	18.00 ～ 87.30
市道	旧	牛島茨島線	秋田市牛島西一丁目１番５地先 秋田市茨島六丁目341番３地先	1,995.20	3.20 ～ 9.20
	新	牛島茨島線	秋田市牛島西一丁目１番５地先 秋田市茨島六丁目341番３地先	1,995.20	3.20 ～ 9.20
市道	旧	茨島六丁目７号線	秋田市茨島六丁目345番１地先 秋田市茨島六丁目266番４地先	352.00	4.20 ～ 11.00
	新	茨島六丁目７号線	秋田市茨島六丁目345番１地先 秋田市茨島六丁目266番４地先	352.00	4.20 ～ 11.00
市道	旧	牛島西四丁目１号線	秋田市牛島西三丁目453番２地先 秋田市牛島西四丁目183番地先	1,185.10	3.50 ～ 8.90
	新	牛島西四丁目１号線	秋田市牛島西三丁目453番２地先 秋田市牛島西四丁目183番地先	1,185.10	3.50 ～ 8.90
市道	旧	牛島西二丁目１号線	秋田市牛島西二丁目83番12地先 秋田市大住一丁目159番123地先	694.80	4.00 ～ 10.80
	新	牛島西二丁目１号線	秋田市牛島西二丁目83番12地先 秋田市大住一丁目159番123地先	694.80	4.00 ～ 10.80
市道	旧	新都市25号線	秋田市御所野湯本五丁目１番１地先 秋田市御所野湯本五丁目１番38地先	370.00	9.00 ～ 9.00
	新	新都市25号線	秋田市御所野湯本五丁目１番１地先 秋田市御所野湯本五丁目１番38地先	423.00	9.00 ～ 11.00
市道	旧	豊岩碇３号線	秋田市豊岩石田坂字碇113番２地先 秋田市豊岩石田坂字碇82番２地先	76.00	3.70 ～ 3.70
	新	豊岩碇３号線	秋田市豊岩石田坂字碇113番２地先 秋田市豊岩石田坂字碇82番２地先	76.00	3.70 ～ 3.90
市道	旧	豊岩小林橋線	秋田市豊岩豊巻字居使66番１地先 秋田市豊岩豊巻字下河原191番地先	506.00	2.50 ～ 7.40
	新	豊岩小林橋線	秋田市豊岩豊巻字居使66番１地先 秋田市豊岩豊巻字下河原191番地先	504.50	2.50 ～ 7.40

市道	旧	桂根滝枕線	秋田市下浜桂根字滝枕２番地先 秋田市下浜桂根字滝枕26番地先	429.00	2.20 ～ 6.50
	新	桂根滝枕線	秋田市下浜桂根字滝枕２番地先 秋田市下浜桂根字滝枕26番地先	429.00	2.20 ～ 6.50
市道	旧	二十町深沢線	秋田市下浜羽川字二十町128番１地先 秋田市下浜羽川字深沢28番１地先	1,259.40	1.50 ～ 10.00
	新	二十町深沢線	秋田市下浜羽川字二十町128番１地先 秋田市下浜羽川字深沢28番１地先	1,259.40	1.50 ～ 10.00
市道	旧	柏木長根五郎兵衛沢線	秋田市下浜羽川字柏木長根１番15地先 秋田市下浜羽川字五郎兵衛沢１番10地先	1,843.20	1.60 ～ 9.20
	新	柏木長根五郎兵衛沢線	秋田市下浜羽川字柏木長根１番15地先 秋田市下浜羽川字五郎兵衛沢１番10地先	1,843.20	1.60 ～ 9.20
市道	旧	曲田沢橋線	秋田市下浜名ケ沢字曲田35番地先 秋田市下浜名ケ沢字太田118番地先	478.00	1.00 ～ 10.00
	新	曲田沢橋線	秋田市下浜名ケ沢字曲田35番地先 秋田市下浜名ケ沢字太田118番地先	478.00	1.00 ～ 10.00
市道	旧	豊岩九十田５号線	秋田市豊岩石田坂字九十田120番３地先 秋田市豊岩石田坂字九十田118番10地先	72.50	4.50 ～ 6.00
	新	豊岩九十田５号線	秋田市豊岩石田坂字九十田120番３地先 秋田市豊岩石田坂字九十田118番10地先	72.50	4.30 ～ 6.00
市道	旧	下北手前谷地１号線	秋田市下北手松崎字前谷地28番１地先 秋田市下北手桜字桜谷地20番１地先	155.00	10.00 ～ 18.50
	新	下北手前谷地１号線	秋田市下北手松崎字前谷地28番１地先 秋田市下北手桜字桜谷地20番１地先	155.00	10.00 ～ 18.50
市道	旧	桜橋線	秋田市桜一丁目16番地先 秋田市広面字広面８番１地先	137.50	4.00 ～ 6.50
	新	桜橋線	秋田市桜一丁目16番地先 秋田市広面字広面８番１地先	137.50	4.00 ～ 6.10
市道	旧	楢山石塚町10号線	秋田市楢山石塚町281番９地先 秋田市楢山石塚町286番２地先	440.90	5.60 ～ 9.00
	新	楢山石塚町10号線	秋田市楢山石塚町281番９地先 秋田市楢山石塚町286番２地先	440.90	5.90 ～ 9.00
市道	旧	湯沢３号線	秋田市添川字湯沢36番地先 秋田市添川字湯沢46番２地先	97.60	3.70 ～ 5.00
	新	湯沢３号線	秋田市添川字湯沢36番地先 秋田市添川字湯沢46番２地先	94.60	4.60 ～ 5.00
市道	旧	大松沢１号線	秋田市手形字大松沢24番４地先 秋田市手形字大松沢24番23地先	166.90	4.00 ～ 5.40
	新	大松沢１号線	秋田市手形字大松沢24番４地先 秋田市手形字大松沢24番23地先	163.80	4.00 ～ 4.00
市道	旧	手形学園町赤沼線	秋田市手形学園町60番１地先 秋田市広面字近藤堰添112番11地先	1,188.90	3.50 ～ 9.80
	新	手形学園町赤沼線	秋田市手形学園町60番１地先 秋田市広面字近藤堰添112番11地先	1,188.90	3.50 ～ 9.80
市道	旧	蛇野４号線	秋田市手形字蛇野11番６地先 秋田市手形字蛇野150番地先	381.70	2.60 ～ 6.50
	新	蛇野４号線	秋田市手形字蛇野11番６地先 秋田市手形字蛇野150番地先	381.70	2.60 ～ 6.50
市道	旧	推子１号線	秋田市広面字推子139番２地先 秋田市広面字推子127番１地先	98.60	2.80 ～ 5.60
	新	推子１号線	秋田市広面字推子139番２地先 秋田市広面字推子127番１地先	98.60	2.60 ～ 6.00

市道	旧	八田６号線	秋田市太平八田字川崎193番地先 秋田市太平八田字八田238番１地先	204.90	2.70 ～ 6.10
	新	八田６号線	秋田市太平八田字川崎193番地先 秋田市太平八田字八田238番１地先	204.90	2.70 ～ 6.10
市道	旧	八田橋線	秋田市太平八田字才ノ崎66番地先 秋田市太平八田字藤ノ崎129番１地先	120.00	4.20 ～ 5.50
	新	八田橋線	秋田市太平八田字才ノ崎66番地先 秋田市太平八田字藤ノ崎129番１地先	120.00	4.20 ～ 5.80
市道	旧	太平大通線	秋田市太平目長崎字神田３番１地先 秋田市太平黒沢字館越95番１地先	4,340.80	4.50 ～ 14.50
	新	太平大通線	秋田市太平目長崎字神田３番１地先 秋田市太平黒沢字館越95番１地先	4,340.80	4.50 ～ 14.50
市道	旧	本町１号線	秋田市太平目長崎字上目長崎４番地先 秋田市太平目長崎字上目長崎16番５地先	40.00	3.00 ～ 6.00
	新	本町１号線	秋田市太平目長崎字上目長崎６番２地先 秋田市太平目長崎字上目長崎16番５地先	40.00	3.00 ～ 6.00
市道	旧	金足下刈財ノ浜北野線	秋田市金足下刈字財ノ浜７番２地先 秋田市金足下刈字北野62番２地先	1,529.50	4.50 ～ 9.50
	新	金足下刈財ノ浜北野線	秋田市金足下刈字財ノ浜７番２地先 秋田市金足下刈字北野62番２地先	1,529.50	4.50 ～ 9.50
市道	旧	金足東小学校線	秋田市金足片田字松ノ木96番１地先 秋田市金足片田字待入116番地先	117.10	3.50 ～ 7.00
	新	金足東小学校線	秋田市金足片田字松ノ木96番１地先 秋田市金足片田字待入116番地先	117.10	4.00 ～ 7.00
市道	旧	追分線	秋田市下新城中野字琵琶沼166番４地先 秋田市金足追分字海老穴205番１地先	912.00	3.40 ～ 16.70
	新	追分線	秋田市下新城中野字琵琶沼166番４地先 秋田市金足追分字海老穴205番１地先	912.00	3.40 ～ 16.70
市道	旧	毛無谷地１号線	秋田市下新城長岡字毛無谷地205番１地先 秋田市下新城長岡字毛無谷地306番１地先	660.60	4.00 ～ 11.00
	新	毛無谷地１号線	秋田市下新城長岡字毛無谷地205番１地先 秋田市下新城長岡字毛無谷地306番１地先	660.60	4.00 ～ 11.00
市道	旧	北部公民館線	秋田市下新城中野字琵琶沼306番６地先 秋田市下新城長岡字外脇151番１地先	987.70	4.00 ～ 12.10
	新	北部公民館線	秋田市下新城中野字琵琶沼306番６地先 秋田市下新城長岡字外脇151番１地先	987.70	4.00 ～ 12.10
市道	旧	五十丁石名坂線	秋田市上新城五十丁字小林136番地先 秋田市上新城石名坂字堂ノ前19番１地先	1,059.00	2.00 ～ 12.20
	新	五十丁石名坂線	秋田市上新城五十丁字小林136番地先 秋田市上新城石名坂字堂ノ前19番１地先	1,059.00	2.00 ～ 12.20
市道	旧	東萱森線	秋田市河辺岩見東88番１地先 秋田市河辺岩見萱森45番地先	2,668.00	5.30 ～ 35.40
	新	東萱森線	秋田市河辺岩見字東88番１地先 秋田市河辺岩見字萱森45番地先	2,668.00	5.30 ～ 35.40
市道	旧	川原田線	秋田市河辺松渕小川原31番地先 秋田市河辺松渕川原田46番地先	241.20	5.30 ～ 7.00
	新	川原田線	秋田市河辺松渕字小川原31番地先 秋田市河辺松渕字川原田46番地先	241.20	5.30 ～ 7.00
市道	旧	榊表７号線	秋田市河辺北野田榊表２番２地先 秋田市河辺北野田榊表５番２地先	342.00	2.60 ～ 10.50
	新	榊表７号線	秋田市河辺北野田高屋字榊表２番２地先 秋田市河辺北野田高屋字榊表５番２地先	342.00	2.60 ～ 10.50

市道	旧	黒沼３号線	秋田市河辺北野田神田181番地先 秋田市河辺北野田神田127番地先	291.50	3.70 ～ 6.40
	新	黒沼３号線	秋田市河辺北野田高屋字神田181番地先 秋田市河辺北野田高屋字神田127番地先	291.50	3.70 ～ 6.40
市道	旧	畑線	秋田市河辺北野田畑ノ沢149番２地先 秋田市河辺北野田高屋上堂ヶ沢139番２地先	943.30	5.10 ～ 13.00
	新	畑線	秋田市河辺北野田高屋字畑ノ沢149番２地先 秋田市河辺北野田高屋字上堂ヶ沢139番２地先	943.30	5.10 ～ 13.00
市道	旧	式田４号線	秋田市河辺和田式田下袋78番地先 秋田市河辺和田式田下袋61番１地先	256.10	3.50 ～ 9.90
	新	式田４号線	秋田市河辺和田字式田下袋78番地先 秋田市河辺和田字式田下袋61番１地先	256.10	4.20 ～ 9.90
市道	旧	河辺杉沢線	秋田市河辺岩見関口川原11番地先 秋田市河辺岩見杉沢台下３番地先	1,584.00	3.60 ～ 24.00
	新	河辺杉沢線	秋田市河辺岩見字関口川原11番地先 秋田市河辺岩見字杉沢台下３番地先	1,584.00	3.60 ～ 24.00
市道	旧	神内大又１号線	秋田市河辺神内坂ノ下１番３地先 秋田市河辺岩見善知鳥坂139番１地先	11,932.30	3.80 ～ 47.00
	新	神内大又１号線	秋田市河辺神内字坂ノ下１番３地先 秋田市河辺岩見字善知鳥坂139番１地先	11,932.30	3.80 ～ 47.00
市道	旧	鹿野戸安養寺線	秋田市雄和椿川字長者屋敷30番１地先 秋田市雄和椿川字堤根34番地先	3,743.30	6.00 ～ 23.10
	新	鹿野戸安養寺線	秋田市雄和椿川字長者屋敷30番１地先 秋田市雄和椿川字堤根34番地先	3,743.30	6.00 ～ 23.10
市道	旧	太子前戸賀沢線	秋田市雄和種沢字前田24番地先 秋田市雄和戸賀沢字金山沢90番１地先	1,935.10	7.00 ～ 18.30
	新	太子前戸賀沢線	秋田市雄和種沢字前田24番地先 秋田市雄和戸賀沢字金山沢90番１地先	1,904.70	9.00 ～ 18.30
市道	旧	相川高野上野線	秋田市雄和相川字向田表46番２地先 秋田市雄和相川字上野418番１地先	1,935.20	6.50 ～ 19.00
	新	相川高野上野線	秋田市雄和相川字向田表46番２地先 秋田市雄和相川字上野418番１地先	1,935.20	6.50 ～ 19.00
市道	旧	寺沢東通線	秋田市雄和芝野新田字寺沢25番地先 秋田市雄和田草川字山崎山１番地先	242.10	4.20 ～ 8.00
	新	寺沢東通線	秋田市雄和芝野新田字寺沢25番地先 秋田市雄和田草川字山崎山１番地先	242.10	4.20 ～ 8.00
市道	旧	戸賀沢線	秋田市雄和戸賀沢字御江田92番地先 秋田市雄和戸賀沢字御江田56番地先	612.10	4.00 ～ 9.60
	新	戸賀沢線	秋田市雄和戸賀沢字御江田92番地先 秋田市雄和戸賀沢字御江田56番地先	529.40	4.00 ～ 7.20
市道	旧	宝生口線	秋田市雄和女米木字宝生口190番地先 秋田市雄和女米木字宝生口179番地先	126.40	4.30 ～ 6.00
	新	宝生口線	秋田市雄和女米木字宝生口190番地先 秋田市雄和女米木字宝生口179番地先	124.70	4.30 ～ 6.00
市道	旧	戸賀沢北線	秋田市雄和戸賀沢字御江田49番地先 秋田市雄和戸賀沢字御江田159番１地先	99.50	5.00 ～ 11.30
	新	戸賀沢北線	秋田市雄和戸賀沢字御江田49番地先 秋田市雄和戸賀沢字御江田159番１地先	83.00	5.50 ～ 12.20
市道	旧	源八沢線	秋田市雄和戸賀沢字金山沢99番４地先 秋田市雄和相川字高清水66番２地先	1,190.00	5.20 ～ 11.00
	新	源八沢線	秋田市雄和戸賀沢字金山沢99番４地先 秋田市雄和相川字高清水66番２地先	1,191.10	5.20 ～ 11.00

市道	旧	川崎戸賀沢線	秋田市雄和女米木字川崎35番地先 秋田市雄和戸賀沢字金山沢28番４地先	3,411.30	6.00 ～ 20.80
	新	川崎戸賀沢線	秋田市雄和女米木字川崎35番地先 秋田市雄和戸賀沢字金山沢28番４地先	3,452.50	6.00 ～ 15.00
市道	旧	豊岩豊巻新屋田尻沢東町線	秋田市豊岩豊巻字内縄尻５番２地先 秋田市新屋田尻沢東町63番１地先	3,192.00	6.00 ～ 9.70
	新	豊岩豊巻新屋田尻沢東町線	秋田市豊岩豊巻字内縄尻５番２地先 秋田市新屋田尻沢東町63番１地先	3,200.70	5.00 ～ 13.50
市道	旧	女米木戸賀沢線	秋田市雄和女米木字川崎29番２地先 秋田市雄和戸賀沢字金山沢12番２地先	2,724.80	5.00 ～ 12.30
	新	女米木戸賀沢線	秋田市雄和女米木字川崎29番２地先 秋田市雄和戸賀沢字金山沢12番２地先	2,724.80	4.80 ～ 31.00
市道	旧	楢山城南町６号線	秋田市楢山城南町28番３地先 秋田市楢山城南町30番５地先	104.00	5.40 ～ 6.10
	新	楢山城南町６号線	秋田市楢山城南町28番３地先 秋田市楢山城南町30番５地先	105.50	5.40 ～ 6.10
市道	旧	イサノ21号線	秋田市八橋イサノ一丁目181番３地先 秋田市八橋イサノ一丁目181番２地先	60.00	6.00 ～ 6.00
	新	イサノ21号線	秋田市八橋イサノ一丁目181番３地先 秋田市八橋イサノ一丁目181番２地先	52.80	6.00 ～ 6.00
市道	旧	外旭川八柳11号線	秋田市外旭川八柳二丁目365番３地先 秋田市外旭川八柳二丁目365番２地先	47.00	4.00 ～ 4.90
	新	外旭川八柳11号線	秋田市外旭川八柳二丁目365番３地先 秋田市外旭川八柳二丁目365番２地先	47.00	4.00 ～ 5.00
市道	旧	外旭川山崎９号線	秋田市外旭川字山崎68番13地先 秋田市外旭川字山崎68番12地先	104.00	6.00 ～ 6.00
	新	外旭川山崎９号線	秋田市外旭川字山崎68番13地先 秋田市外旭川字山崎68番12地先	105.20	6.00 ～ 6.00
市道	旧	仁井田新田二丁目18号線	秋田市仁井田新田二丁目448番１地先 秋田市仁井田新田二丁目445番１地先	59.00	6.50 ～ 6.50
	新	仁井田新田二丁目18号線	秋田市仁井田新田二丁目448番１地先 秋田市仁井田新田二丁目445番１地先	59.00	6.10 ～ 6.50
市道	旧	豊岩石田坂５号線	秋田市豊岩石田坂字上野178番１地先 秋田市豊岩石田坂字鳥屋ケ沢55番１地先	90.00	6.00 ～ 6.00
	新	豊岩石田坂５号線	秋田市豊岩石田坂字上野178番１地先 秋田市豊岩石田坂字鳥屋ケ沢55番１地先	80.00	6.00 ～ 6.00
市道	旧	向浜一丁目３号線	秋田市向浜一丁目１番１地先 秋田市向浜一丁目１番150地先	1,227.00	10.00 ～ 16.00
	新	向浜一丁目３号線	秋田市向浜一丁目１番１地先 秋田市向浜一丁目１番150地先	1,229.00	10.00 ～ 16.00
市道	旧	向浜一丁目７号線	秋田市向浜一丁目１番41地先 秋田市向浜一丁目１番40地先	98.00	10.00 ～ 10.00
	新	向浜一丁目７号線	秋田市向浜一丁目１番41地先 秋田市向浜一丁目１番40地先	96.60	10.00 ～ 10.00
市道	旧	向浜一丁目８号線	秋田市向浜一丁目１番37地先 秋田市向浜一丁目１番38地先	98.00	10.00 ～ 10.00
	新	向浜一丁目８号線	秋田市向浜一丁目１番37地先 秋田市向浜一丁目１番38地先	97.00	10.00 ～ 10.00

秋田市告示第88号

市道路線の区域変更および供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項および第２項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成25年３月25日

秋田市道路管理者

秋田市長　穂　積　　志

1　道路の区域および供用開始の区間

道路の種別	旧新	路線名	起点 終点	総延長（メートル）	幅員（メートル）
市道	旧	川尻寺内線	秋田市川尻大川町176番地先 秋田市八橋田五郎二丁目218番２地先	3,700.90	14.70 ～ 20.00
	新	川尻寺内線	秋田市川尻大川町176番地先 秋田市八橋イサノ二丁目36番地先	3,706.10	14.70 ～ 20.00

2　区域変更および供用開始の期日　平成25年３月25日

3　縦覧期間　平成25年３月25日から同年４月７日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前８時30分から午後５時15分まで

秋田市告示第89号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第１項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第３号）第５条の規定により告示する。

平成25年３月26日

秋田市長　穂　積　　志

医師名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
薫　凱男	千秋ひろこうじ眼科医院	眼科	視覚障害
千葉　修治	秋田大学医学部附属病院	泌尿器科	じん臓機能障害
小野　貴史	中通総合病院	呼吸器外科	呼吸器機能障害

秋田市告示第90号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき、中央卸売市場および公設地方卸売市場の施設使用料等の徴収事務を次の者に委託したので、同条第２項の規定により告示する。

平成25年３月28日

秋田市長　穂　積　　志

1　受託人の住所および氏名

秋田市外旭川字待合28番地

あきた市場マネジメント株式会社

代表取締役　石　黒　功　一

2　委託期間

平成25年４月１日から平成26年３月31日まで

秋田市告示第91号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定により、通行する車両の高さ最高限度が4.1メートルである道路を指定および同令第10条第１項の規定により当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行を定めるので、車両の通行の許可の手続き等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第２条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成25年３月29日

秋田市長　穂　積　　志

1　指定する道路の路線名および区間

路線名	区間
新都市10号線	秋田市上北手古野66番２地先から 秋田市御所野元町三丁目４番37地先まで
新都市24号線	秋田市御所野元町三丁目４番37地先から 秋田市御所野湯本三丁目１番４地先まで

2　指定する期日　平成25年４月１日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

⑴　走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう注意するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木などの上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

⑵　後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

⑶　道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

秋田市告示第92号

次の市税督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達ができなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２第１項の規定により公示送達する。

なお、当該市税督促状は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年３月28日

秋田市長　穂　積　　志

1　公示送達を受けるべき者の住所および氏名

別紙（省略）のとおり

2　送達する書類

平成23年度市税督促状

平成24年度市税督促状

秋田市告示第93号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第２項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第２項の規定により告示する。

平成25年３月29日

秋田市長　穂　積　　志

受託者の住所および氏名
秋田市仁井田新田二丁目５番16号
ツルハドラッグ秋田仁井田新田店
店長　工　藤　宗　徳
受託者の住所および氏名
秋田市将軍野南四丁目２番５号
セブン－イレブン秋田新国道寺内店
店長　三　浦　孝　雄
受託者の住所および氏名
秋田市中通五丁目９番20－806号
セブン－イレブン秋田中通６丁目店
店長　山　口　健　吾
受託者の住所および氏名
秋田市上新城道川字宮ノ下81番地
セブン－イレブン秋田通町店
店長　安　田　邦　彦
受託者の住所および氏名
秋田県大仙市協和境字野田51番地１
セブン－イレブン秋田広面店
店長　鈴　木　芳　貴
受託者の住所および氏名
秋田市泉中央三丁目13番７号グリーンパーク泉Ｃ101
セブン－イレブン秋田土崎港東１丁目店
店長　池　田　　学

秋田市告示第94号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成４年秋田市条例第37号）第21条第１項の規定に基づき、秋田市一般廃棄物処理実施計画を定めたので告示する。

平成25年３月29日

秋田市長　穂　積　　志

教　委　告　示

秋田市教委告示第５号

平成25年３月19日午後３時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成25年３月15日

秋田市教育委員会
委員長　野　口　かおり

付議案件
1　秋田市教育委員会人事異動に関する件
2　秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件
3　秋田市教育委員会の権限に属する事務を秋田公立美術工芸短期大学学長および事務局長に委任する規則を廃止する件
4　秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する件
5　秋田市教育委員会公印規則の一部を改正する件
6　秋田市立学校授業料減免規則の一部を改正する件
7　秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院管理規則の一部を改正する件
8　秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院学則の一部を改正する件
9　秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する件
10　地蔵田遺跡出土品展示施設管理運営規則を設定する件
11　秋田市指定文化財の指定に関する件
12　平成25年度使用秋田商業高等学校外国語教科用図書の採択に関する件

秋田市教委告示第６号

秋田市文化財保護条例（昭和36年秋田市条例第23号）第４条第１項の規定に基づき、下記の物件について秋田市指定文化財に指定したので、同条例第６条の規定により告示する。

平成25年３月27日

秋田市教育委員会
委員長　野　口　かおり

秋田市指定文化財に指定する物件

種　別	名　称	員数	所在地	住所および氏名又は団体名
有形文化財（考古資料）	秋田城跡出土胞衣壺	一括	秋田市寺内大畑４番１号秋田城跡出土品収蔵庫	秋田市山王一丁目１番１号 秋田市 秋田市長　穂積　志
有形文化財（歴史資料）	聲体寺亀趺碑	１基	秋田市保戸野鉄砲町３番44号	秋田市保戸野鉄砲町３番44号 宗教法人　聲体寺 代表役員　常盤　誠

選　管　告　示

秋市選管告示第９号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第８条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の１および３分の１の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第５項の規定により告示する。

平成25年３月２日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

1　50分の１の数　5,341人
2　３分の１の数　89,013人

秋市選管告示第10号

平成25年３月４日執行の雄和土地改良区総代の総選挙において、当選した者の住所および氏名は次のとおりであるので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第２項の規定により告示する。

平成25年３月５日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

第１選挙区

秋田市雄和新波字新町104番地　齊藤健一
秋田市雄和新波字清水木141番地４　工藤省悟
秋田市雄和新波字清水木121番地　工藤宗一
秋田市雄和新波字新町120番地　岡部賢一
秋田市雄和新波字新町166番地　工藤博
秋田市雄和新波字大巻189番地　横田定和
秋田市雄和新波字清水木80番地１　工藤泰嗣
第２選挙区
秋田市雄和向野字前開30番地　那須直仁
秋田市雄和向野字前開31番地　浅野正樹
秋田市雄和向野字源藤太郎185番地２　池田孝輝
秋田市雄和向野字前開35番地　浅野省三
第３選挙区
秋田市雄和繋字脇ノ沢79番地　珍田計雄
秋田市雄和繋字上田面22番地　齊藤修司
秋田市雄和繋字宿114番地　工藤博
秋田市雄和繋字上繋１番地　鈴木章
第４選挙区
秋田市雄和神ケ村字上開91番地　佐々木愼也
秋田市雄和神ケ村字西又18番地　鈴木祐喜
秋田市雄和神ケ村字大橋280番地　浅野隆英
秋田市雄和神ケ村字才東33番地　齊藤安孝
秋田市雄和神ケ村字西脇３番地　佐々木俊紀
秋田市雄和神ケ村字窪102番地　菅野俊夫
第５選挙区
秋田市雄和碇田字宮ノ前60番地　那須勝彦
秋田市雄和碇田字中村77番地　那須博
秋田市雄和碇田字梵天野58番地２　那須浩司
第６選挙区
秋田市雄和萱ケ沢字又三郎沢４番地２　打矢美文
秋田市雄和萱ケ沢字真木屋11番地　齊藤良春
秋田市雄和萱ケ沢字二タノ沢40番地　佐々木強
秋田市雄和萱ケ沢字船ケ沢１番地２　工藤芳雄
秋田市雄和萱ケ沢字萱ケ沢56番地　工藤三男
秋田市雄和萱ケ沢字萱ケ沢42番地　工藤健郎

秋市選管告示第11号

平成25年３月４日執行の雄和土地改良区総代の総選挙において、当選人に当選証書を付与したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第22条第２項の規定により、当選人の住所および氏名を次のとおり告示する。

平成25年３月５日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

第１選挙区
秋田市雄和新波字新町104番地　齊藤健一
秋田市雄和新波字清水木141番地４　工藤省悟
秋田市雄和新波字清水木121番地　工藤宗一
秋田市雄和新波字新町120番地　岡部賢一
秋田市雄和新波字新町166番地　工藤博
秋田市雄和新波字大巻189番地　横田定和
秋田市雄和新波字清水木80番地１　工藤泰嗣
第２選挙区
秋田市雄和向野字前開30番地　那須直仁
秋田市雄和向野字前開31番地　浅野正樹
秋田市雄和向野字源藤太郎185番地２　池田孝輝
秋田市雄和向野字前開35番地　浅野省三
第３選挙区
秋田市雄和繋字脇ノ沢79番地　珍田計雄
秋田市雄和繋字上田面22番地　齊藤修司
秋田市雄和繋字宿114番地　工藤博
秋田市雄和繋字上繋１番地　鈴木章
第４選挙区
秋田市雄和神ケ村字上開91番地　佐々木愼也
秋田市雄和神ケ村字西又18番地　鈴木祐喜
秋田市雄和神ケ村字大橋280番地　浅野隆英
秋田市雄和神ケ村字才東33番地　齊藤安孝
秋田市雄和神ケ村字西脇３番地　佐々木俊紀
秋田市雄和神ケ村字窪102番地　菅野俊夫
第５選挙区
秋田市雄和碇田字宮ノ前60番地　那須勝彦
秋田市雄和碇田字中村77番地　那須博
秋田市雄和碇田字梵天野58番地２　那須浩司
第６選挙区
秋田市雄和萱ケ沢字又三郎沢４番地２　打矢美文
秋田市雄和萱ケ沢字真木屋11番地　齊藤良春
秋田市雄和萱ケ沢字二タノ沢40番地　佐々木強
秋田市雄和萱ケ沢字船ケ沢１番地２　工藤芳雄
秋田市雄和萱ケ沢字萱ケ沢56番地　工藤三男
秋田市雄和萱ケ沢字萱ケ沢42番地　工藤健郎

秋市選管告示第12号

平成25年３月７日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙において、当選した者の住所および氏名は次のとおりであるので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第２項の規定により告示する。

平成25年３月８日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

第１選挙区
秋田市外旭川字神田358番地　小野秋由
秋田市外旭川字家ノ前５番地　佐藤優
秋田市外旭川字前谷地116番地　加賀屋孝吉
秋田市上新城中字堂ノ前138番地　永田愼一
秋田市外旭川字神田272番地　小野光義
秋田市外旭川字梶ノ目36番地　渡辺富雄
秋田市外旭川字梶ノ目95番地　渡邊健
秋田市外旭川字南沢250番地　中村芳郎
秋田市外旭川字梶ノ目237番地　小野賢一
秋田市寺内字三千刈140番地　佐藤久志
秋田市外旭川字家ノ前300番地　猪股慶一
秋田市外旭川字梶ノ目167番地　佐藤春見
秋田市外旭川字松崎220番地３　荻原正治
秋田市将軍野向山４番35号　鎌田重美
秋田市将軍野南五丁目２番２号　三浦鋭美
秋田市将軍野南四丁目２番８号　加賀屋行雄
秋田市外旭川字家ノ前101番地　佐藤祐治
秋田市外旭川字水口11番地　三浦政善
秋田市外旭川字前谷地125番地　保坂健治
第２選挙区

秋田市広面字二ツ屋23番地１　佐々木　政　弘
秋田市濁川字口ノ田47番地３　中　山　次　夫
秋田市添川字湯沢36番地　荻　原　榮　悦
秋田市旭川新藤田西町２番31号　木　曽　和　美
秋田市手形字蛇野42番地　松　渕　　勇
秋田市寺内大小路２番１号　星　野　宗　一
秋田市寺内大小路１番20号　古　井　嘉　昭
秋田市保戸野原の町６番26号　布　川　專　一
秋田市外旭川八幡田一丁目３番21号　三　浦　富　雄
秋田市川尻総社町17番７号　渋　谷　幸　和
秋田市添川字添川20番地　米　塚　二　男
秋田市泉一ノ坪４番11号　三　浦　金　光
秋田市添川字添川24番地　荻　原　勝　悦

秋市選管告示第13号

平成25年３月７日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙において、当選人に当選証書を付与したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第22条第２項の規定により、当選人の住所および氏名を次のとおり告示する。

平成25年３月８日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

第１選挙区

秋田市外旭川字神田358番地　小　野　秋　由
秋田市外旭川字家ノ前５番地　佐　藤　　優
秋田市外旭川字前谷地116番地　加賀屋　孝　吉
秋田市上新城中字堂ノ前138番地　永　田　愼　一
秋田市外旭川字神田272番地　小　野　光　義
秋田市外旭川字梶ノ目36番地　渡　辺　富　雄
秋田市外旭川字梶ノ目95番地　渡　邊　　健
秋田市外旭川字南沢250番地　中　村　芳　郎
秋田市外旭川字梶ノ目237番地　小　野　賢　一
秋田市寺内字三千刈140番地　佐　藤　久　志
秋田市外旭川字家ノ前300番地　猪　股　慶　一
秋田市外旭川字梶ノ目167番地　佐　藤　春　見
秋田市外旭川字松崎220番地３　荻　原　正　治
秋田市将軍野向山４番35号　鎌　田　重　美
秋田市将軍野南五丁目２番２号　三　浦　鋭　美
秋田市将軍野南四丁目２番８号　加賀屋　行　雄
秋田市外旭川字家ノ前101番地　佐　藤　祐　治
秋田市外旭川字水口11番地　三　浦　政　善
秋田市外旭川字前谷地125番地　保　坂　健　治

第２選挙区

秋田市広面字二ツ屋23番地１　佐々木　政　弘
秋田市濁川字口ノ田47番地３　中　山　次　夫
秋田市添川字湯沢36番地　荻　原　榮　悦
秋田市旭川新藤田西町２番31号　木　曽　和　美
秋田市手形字蛇野42番地　松　渕　　勇
秋田市寺内大小路２番１号　星　野　宗　一
秋田市寺内大小路１番20号　古　井　嘉　昭
秋田市保戸野原の町６番26号　布　川　專　一
秋田市外旭川八幡田一丁目３番21号　三　浦　富　雄
秋田市川尻総社町17番７号　渋　谷　幸　和
秋田市添川字添川20番地　米　塚　二　男
秋田市泉一ノ坪４番11号　三　浦　金　光

秋市選管告示第14号

平成25年４月７日執行予定の秋田県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の２第４項の規定により告示する。

平成25年３月13日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

（次のよう略）

秋市選管告示第15号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第２項の規定に基づき、平成25年３月20日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のとおり定めたので、同法第23条第２項の規定により告示する。

平成25年３月18日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

１　期間　平成25年３月21日
　　午前８時30分から午後５時まで
２　場所　秋田市山王一丁目２番34号
　　秋田市選挙管理委員会事務局

秋市選管告示第16号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第２項および第23条第１項の規定に基づき、平成25年４月７日執行予定の秋田市長選挙における選挙人名簿登録の基準日、登録日および縦覧期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第２項の規定により告示する。

平成25年３月18日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

１　基準日　平成25年３月30日
　　（ただし、年齢については同年４月８日）
２　登録日　平成25年３月30日
３　縦覧期間　平成25年３月31日

秋市選管告示第17号

平成25年４月７日執行予定の秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙および秋田市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の２第４項の規定により告示する。

平成25年３月20日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

（次のよう略）

秋市選管告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第８条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の１および３分の１の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第５項の規定により告示する。

平成25年３月20日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

1　50分の１の数　5,345人
2　３分の１の数　89,074人

秋市選管告示第19号

平成25年４月７日執行の秋田県知事選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第２号）第62条の２第１項の規定により告示する。

平成25年３月21日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

1　場所　秋田市山王一丁目２番34号
　　秋田市選挙管理委員会事務局
2　日時　平成25年３月21日
　　午後６時

秋市選管告示第20号

平成25年４月７日執行の秋田県知事選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の２第３項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第48条の２第３項の規定において読み替えて準用する同法第41条第１項の規定により告示する。

平成25年３月21日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

期日前投票所名	所在地	設置する期間
秋田市選挙管理委員会	秋田市山王一丁目２番34号	平成25年３月22日から同年４月６日まで
秋田駅東西連絡自由通路	秋田市楢山字長沼27番地３	平成25年４月１日から同月６日まで
イオンモール秋田	秋田市御所野地蔵田一丁目１番１号	平成25年４月１日から同月６日まで
秋田市北部市民サービスセンター	秋田市土崎港西五丁目３番１号	平成25年４月１日から同月６日まで
秋田市西部市民サービスセンター	秋田市新屋扇町13番34号	平成25年４月１日から同月６日まで
秋田市河辺市民サービスセンター	秋田市河辺和田字北条ケ崎38番地２	平成25年４月１日から同月６日まで
秋田市岩見三内連絡所	秋田市河辺三内字外川原34番地１	平成25年４月１日から同月６日まで
秋田市雄和市民サービスセンター	秋田市雄和妙法字上大部48番地１	平成25年４月１日から同月６日まで
秋田市大正寺連絡所	秋田市雄和新波字樋口62番地２	平成25年４月１日から同月６日まで

秋市選管告示第21号

平成25年４月７日執行の秋田県知事選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の２第３項の規定において読み替えて準用する同法第40条第１項ただし書きの規定に基づき次のとおり定めたので、同条第２項の規定により告示する。

平成25年３月21日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

期日前投票所名	開閉時刻
秋田駅東西連絡自由通路	午前10時から午後８時まで（１時間30分繰り下げ）
イオンモール秋田	午前10時から午後８時まで（１時間30分繰り下げ）
秋田市北部市民サービスセンター	午前８時30分から午後５時まで（３時間繰り上げ）
秋田市西部市民サービスセンター	午前８時30分から午後５時まで（３時間繰り上げ）
秋田市河辺市民サービスセンター	午前８時30分から午後５時まで（３時間繰り上げ）
秋田市雄和市民サービスセンター	午前８時30分から午後５時まで（３時間繰り上げ）
秋田市岩見三内連絡所	午前８時30分から午後５時まで（３時間繰り上げ）
秋田市大正寺連絡所	午前８時30分から午後５時まで（３時間繰り上げ）

秋市選管告示第22号

平成25年４月７日執行の秋田県知事選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の２第２項の規定において読み替えて準用する同法第37条第２項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の７の規定において読み替えて準用する同令第25条の規定により告示する。

平成25年３月21日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

平成25年４月７日執行
秋田県知事選挙、秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙および秋田市長選挙期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市選挙管理委員会			
	職名	住所	氏名
平成25年３月22日	投票管理者	秋田市広面字野添78番地３	田村知子
	職務代理者	秋田市川元山下町５番３号	二木正行
平成25年３月23日	投票管理者	秋田市手形田中13番17号	谷村重子
	職務代理者	秋田市川元山下町５番３号	二木正行
平成25年３月24日	投票管理者	秋田市飯島緑丘町12番１号	小野尊尚
	職務代理者	秋田市川元山下町５番３号	二木正行

平成25年３月25日	投　票 管理者	秋田市外旭川字野村51番地５	髙　橋　キ　ン
	職　務 代理者	秋田市川元山下町５番３号	二　木　正　行
平成25年３月26日	投　票 管理者	秋田市新屋大川町６番８号	赤根谷　光　昭
	職　務 代理者	秋田市川元山下町５番３号	二　木　正　行
平成25年３月27日	投　票 管理者	秋田市河辺松渕字東沢70番地	小　林　信　子
	職　務 代理者	秋田市川元山下町５番３号	二　木　正　行
平成25年３月28日	投　票 管理者	秋田市太平中関字寺中66番地	田　口　槇　子
	職　務 代理者	秋田市川元山下町５番３号	二　木　正　行
平成25年３月29日	投　票 管理者	秋田市河辺北野田高屋字榊表15番地13	川　上　光　子
	職　務 代理者	秋田市川元山下町５番３号	二　木　正　行
平成25年３月30日	投　票 管理者	秋田市土崎港南三丁目９番32号	佐　藤　信　利
	職　務 代理者	秋田市川元山下町５番３号	二　木　正　行
平成25年３月31日	投　票 管理者	秋田市牛島東六丁目７番３号	福　岡　瑠美子
	職　務 代理者	秋田市川元山下町５番３号	二　木　正　行
平成25年４月１日	投　票 管理者	秋田市飯島緑丘町12番１号	小　野　尊　尚
	職　務 代理者	秋田市川元山下町５番３号	二　木　正　行
平成25年４月２日	投　票 管理者	秋田市土崎港南二丁目３番27号	藤　本　夫美雄
	職　務 代理者	秋田市川元山下町５番３号	二　木　正　行
平成25年４月３日	投　票 管理者	秋田市新屋大川町６番８号	赤根谷　光　昭
	職　務 代理者	秋田市川元山下町５番３号	二　木　正　行
平成25年４月４日	投　票 管理者	秋田市土崎港中央六丁目10番９号	加　藤　トヨ子
	職　務 代理者	秋田市川元山下町５番３号	二　木　正　行
平成25年４月５日	投　票 管理者	秋田市高陽青柳町15番25号	根　田　貞　子
	職　務 代理者	秋田市川元山下町５番３号	二　木　正　行
平成25年４月６日	投　票 管理者	秋田市山王七丁目11番20号	伊　藤　芳　高
	職　務 代理者	秋田市川元山下町５番３号	二　木　正　行

平成25年４月７日執行

秋田県知事選挙、秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙および秋田市長選挙期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田駅東西連絡自由通路			
	職名	住　所	氏　名
平成25年４月１日	投　票 管理者	秋田市手形田中13番17号	谷　村　重　子
	職　務 代理者	秋田市川元開和町10番12号	菅　原　　稔
	職　務 代理者	秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地32	斎　藤　　透
平成25年４月２日	投　票 管理者	秋田市新屋元町21番34号	三　川　則　子
	職　務 代理者	秋田市川元開和町10番12号	菅　原　　稔
平成25年４月３日	投　票 管理者	秋田市牛島東六丁目７番３号	福　岡　瑠美子
	職　務 代理者	秋田市飯島松根東町１番22号	奈　良　　毅
平成25年４月４日	投　票 管理者	秋田市新屋元町２番34号	三　川　則　子
	職　務 代理者	秋田市川元開和町10番12号	菅　原　　稔
平成25年４月５日	投　票 管理者	秋田市新屋大川町６番８号	赤根谷　光　昭
	職　務 代理者	秋田市川元開和町10番12号	菅　原　　稔
平成25年４月６日	投　票 管理者	秋田市泉南二丁目７番13号LAハイム201	鎌　田　奈緒子
	職　務 代理者	秋田市川元開和町10番12号	菅　原　　稔

平成25年４月７日執行

秋田県知事選挙、秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙および秋田市長選挙期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

イオンモール秋田			
	職名	住　所	氏　名
平成25年４月１日	投　票 管理者	秋田市雄和芝野新田字中台67番地	齊　藤　智　子
	職　務 代理者	秋田市横森一丁目７番21号	近　藤　　力
平成25年４月２日	投　票 管理者	秋田市雄和碇田字梵天野103番地	那　須　新　一
	職　務 代理者	秋田市河辺和田字下石川298番地	佐々木　　聡
平成25年４月３日	投　票 管理者	秋田市河辺松渕字東沢70番地	小　林　信　子
	職　務 代理者	秋田市河辺和田字下石川298番地	佐々木　　聡
平成25年４月４日	投　票 管理者	秋田市河辺岩見字杉沢11番地１	石　塚　小枝子
	職　務 代理者	秋田市飯島松根東町１番22号	奈　良　　毅

平成25年４月５日	投票管理者	秋田市雄和左手子清水下133番地	嘉藤一司
	職務代理者	秋田市御野場新町二丁目７番13号	廣田和則
平成25年４月６日	投票管理者	秋田市桜一丁目10番30号	長谷川ミオ子
	職務代理者	秋田市港北新町４番42号	加藤治

平成25年４月７日執行

秋田県知事選挙、秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙および秋田市長選挙期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

北部市民サービスセンター			
	職名	住所	氏名
平成25年４月１日	投票管理者	秋田市飯島道東三丁目４番18号	加藤武美
	職務代理者	秋田市外旭川字松崎223番地１	鎌田信一
平成25年４月２日	投票管理者	秋田市飯島道東三丁目４番18号	加藤武美
	職務代理者	秋田市土崎港南三丁目５番18号	熊谷恵一
平成25年４月３日	投票管理者	秋田市土崎港東二丁目９番34号	加賀谷俊雄
	職務代理者	秋田市下浜羽川字家ノ越33番地４	平塚久訓
平成25年４月４日	投票管理者	秋田市土崎港東二丁目９番34号	加賀谷俊雄
	職務代理者	秋田市泉釜ノ町26番32号	千田綾子
平成25年４月５日	投票管理者	秋田市土崎港中央五丁目８番17号	吉田幸雄
	職務代理者	秋田市外旭川字神田46番地３	齊藤保子
平成25年４月６日	投票管理者	秋田市土崎港中央五丁目８番17号	吉田幸雄
	職務代理者	秋田市外旭川字松崎223番地１	鎌田信一

平成25年４月７日執行

秋田県知事選挙、秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙および秋田市長選挙期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

西部市民サービスセンター			
	職名	住所	氏名
平成25年４月１日	投票管理者	秋田市新屋日吉町３番13号	小野良治
	職務代理者	秋田市豊岩石田坂字碇106番地１	佐藤喜代隆
平成25年４月２日	投票管理者	秋田市新屋日吉町３番13号	小野良治
	職務代理者	秋田市広面字大巻２番地６	長谷部陽子
平成25年	投票管理者	秋田市新屋日吉町３番13号	小野良治
４月３日	職務代理者	秋田市川尻みよし町１番41号	小松美紀
平成25年４月４日	投票管理者	秋田市新屋日吉町３番13号	小野良治
	職務代理者	秋田市牛島南二丁目９番17号	高橋英利
平成25年４月５日	投票管理者	秋田市新屋日吉町３番13号	小野良治
	職務代理者	秋田市飯島長野中町７番19－16号	北島千恵子
平成25年４月６日	投票管理者	秋田市新屋日吉町３番13号	小野良治
	職務代理者	秋田市河辺松渕字松渕３番地	伊藤秀和

平成25年４月７日執行

秋田県知事選挙、秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙および秋田市長選挙期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

河辺市民サービスセンター			
	職名	住所	氏名
平成25年４月１日	投票管理者	秋田市河辺和田字式田下袋60番地１	石井稔
	職務代理者	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野28番地	佐藤公紀
平成25年４月２日	投票管理者	秋田市河辺和田字坂本北540番地３	熊谷鉄美
	職務代理者	秋田市河辺岩見字杉沢台下６番地	石塚稔
平成25年４月３日	投票管理者	秋田市河辺和田字北条ケ崎146番地	豊島金秀
	職務代理者	秋田市河辺岩見字曲田18番地１	三浦淳子
平成25年４月４日	投票管理者	秋田市河辺和田字式田下袋60番地１	石井稔
	職務代理者	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野28番地	佐藤公紀
平成25年４月５日	投票管理者	秋田市河辺赤平字境田81番地	佐々木金満
	職務代理者	秋田市河辺岩見字杉沢台下６番地	石塚稔
平成25年４月６日	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字上前田表54番地１	熊谷文雄
	職務代理者	秋田市河辺岩見字曲田18番地１	三浦淳子

平成25年４月７日執行

秋田県知事選挙、秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙および秋田市長選挙期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

岩見三内連絡所			
	職名	住所	氏名
平成25年４月１日	投票管理者	秋田市河辺三内字外川原130番地３	備後正義
	職務代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二木文隆

平成25年４月２日	投票管理者	秋田市河辺岩見字鵜養27番地	佐藤昭久
	職務代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二木文隆
平成25年４月３日	投票管理者	秋田市河辺三内字三内段74番地１	佐藤憲一
	職務代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二木文隆
平成25年４月４日	投票管理者	秋田市河辺三内字外川原130番地３	備後正義
	職務代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二木文隆
平成25年４月５日	投票管理者	秋田市河辺岩見字鵜養27番地	佐藤昭久
	職務代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二木文隆
平成25年４月６日	投票管理者	秋田市河辺岩見字杉沢台３番地１	石塚映
	職務代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二木文隆

平成25年４月７日執行

秋田県知事選挙、秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙および秋田市長選挙期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

雄和市民サービスセンター			
	職名	住所	氏名
平成25年４月１日	投票管理者	秋田市雄和女米木字高麓沢１番地	石井房雄
	職務代理者	秋田市土崎港西三丁目１番５号	大和良志
平成25年４月２日	投票管理者	秋田市雄和種沢字山王堂84番地１	鈴木靜夫
	職務代理者	秋田市山王五丁目１番15号朝日プラザ906号	藤田靖
平成25年４月３日	投票管理者	秋田市雄和相川字高野109番地１	長谷部久夫
	職務代理者	秋田市雄和下黒瀬字野中７番地	七尾宗弘
平成25年４月４日	投票管理者	秋田市雄和相川字銅屋283番地４	金千代司
	職務代理者	秋田市保戸野原の町12番11号セジュール竹谷	清水英樹
平成25年４月５日	投票管理者	秋田市雄和平尾鳥字中田21番地	鎌田嘉一
	職務代理者	秋田土崎港西三丁目１番５号	大和良志
平成25年４月６日	投票管理者	秋田市御所野下堤一丁目３番13号	加藤志美雄
	職務代理者	秋田市山王五丁目１番15号	藤田靖

平成25年４月７日執行

秋田県知事選挙、秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙および秋田市長選挙期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

大正寺連絡所			
	職名	住所	氏名
平成25年４月１日	投票管理者	秋田市雄和新波字樋口26番地３	佐々木稔
	職務代理者	秋田市雄和芝野新田字野開８番地２	鈴木功
平成25年４月２日	投票管理者	秋田市雄和新波字本屋敷169番地	加藤文雄
	職務代理者	秋田市雄和芝野新田字野開８番地２	鈴木功
平成25年４月３日	投票管理者	秋田市雄和萱ケ沢字真木屋11番地	齊藤良春
	職務代理者	秋田市雄和芝野新田字野開８番地２	鈴木功
平成25年４月４日	投票管理者	秋田市雄和萱ケ沢字館ノ腰149番地	京極藤美
	職務代理者	秋田市雄和芝野新田字野開８番地２	鈴木功
平成25年４月５日	投票管理者	秋田市雄和新波字本屋敷166番地	珍田智
	職務代理者	秋田市雄和芝野新田字野開８番地２	鈴木功
平成25年４月６日	投票管理者	秋田市雄和繋字脇ノ沢88番地	工藤忠彦
	職務代理者	秋田市雄和芝野新田字野開８番地２	鈴木功

秋市選管告示第23号

平成25年４月７日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙および秋田市長選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第41条第１項の規定により告示する。

平成25年３月21日

秋田市選挙管理委員会

委員長　菅原弘夫

投票所一覧表

投票区	投票所名	住所
1	秋田市八橋地区コミュニティセンター	八橋本町五丁目２番27号
2	秋田市立保戸野小学校	保戸野すわ町９番60号
3	秋田県立秋田北高等学校	千秋中島町８番１号
4	秋田市立八橋小学校	八橋大沼町７番１号
5	秋田市旭北地区コミュニティセンター	大町四丁目４番15号
6	秋田市立旭南小学校	旭南一丁目15番１号

7	秋田市立川尻小学校	川尻みよし町８番31号
8	のびのび幼稚園	茨島四丁目１番20号
9	秋田市南部公民館	牛島東六丁目４番５号
10	(旧)秋田市牛島児童館	牛島東一丁目２番７号
11	秋田市立秋田南中学校	南通宮田15番１号
12	秋田市楢山地区コミュニティセンター	楢山南中町１番９号
13	秋田市立東小学校	東通二丁目11番１号
14	秋田市立中通小学校	中通五丁目８番22号
16	秋田市立秋田東中学校	手形休下町10番51号
17	秋田市立広面小学校	広面字蟹沢29番地
18	秋田市立旭川小学校	手形字才ノ浜63番地
19	泉公民館	泉三嶽根１番６号
20	添川地域交流センター	添川字添川103番地
21	杉の木園	山内字上台15番地２
22	太平八田公民館	太平八田字八田225番地の５
23	秋田市太平地域センター	太平目長崎字沼田42番地
24	秋田市立太平中学校	太平中関字平形46番地
25	太平舘越町内会館	太平黒沢字砂子沢２番地１
26	(旧)秋田市立山谷小学校	太平山谷字中山谷143番地
27	こまどり幼稚園	横森五丁目１番29号
28	秋田市下北手地域センター	下北手柳館字前田面133番地の１
29	下北手宝川公民館	下北手宝川字堂ケ下105番地
30	秋田市上北手地区コミュニティセンター	上北手猿田字四ツ小屋29番地の１
31	上北手大戸公民館	上北手大戸字大戸55番地
32	上北手古野公民館	上北手古野字脇ノ田40番地
33	秋田県農業協同組合教育研修所	仁井田字小中島185番地２
34	秋田市立仁井田小学校	仁井田本町四丁目７番１号
35	四ツ小屋駅前公民館	四ツ小屋小阿地字柳林33番地３
36	四ツ小屋幼稚園	四ツ小屋字城下当場２番地４
37	勝平保育園	新屋松美ガ丘南町16番13号
38	秋田県立栗田養護学校	新屋栗田町10番10号
39	秋田市立秋田西中学校	新屋大川町19番75号
40	秋田市西部市民サービスセンター	新屋扇町13番34号
41	浜田内浜田会館	浜田字舘ノ丸43番地の７
42	秋田市浜田地区コミュニティセンター	浜田字自在山88番地６
43	豊岩石田坂公民館	豊岩石田坂字碇11番地の１
44	秋田市豊岩地区コミュニティセンター	豊岩豊巻字内縄尻224番地１
45	豊岩小山公民館	豊岩小山字神田４番地の１
46	下浜桂根公民館	下浜桂根字境川173番地
47	下浜長浜公民館	下浜長浜字荒郷屋70番地
48	下浜羽川公民館	下浜羽川字二十町79番地
49	下浜名ケ沢公民館	下浜名ケ沢字浦田123番地
50	(旧)秋田市立八田小学校	下浜八田字餅田42番地
51	秋田市北部市民サービスセンター	土崎港西五丁目３番１号
52	秋田市立土崎小学校	土崎港中央三丁目１番78号
53	秋田市立港北小学校	土崎港北四丁目６番１号
54	秋田市立土崎中学校	土崎港北一丁目３番１号
55	秋田市立土崎南小学校	土崎港東一丁目６番39号
56	秋田市立将軍野中学校	将軍野南一丁目12番１号
57	秋田市寺内児童センター	寺内堂ノ沢二丁目10番17号
58	秋田市立外旭川小学校	外旭川字梶ノ目262番地２
59	秋田市将軍野地区コミュニティセンター	将軍野南四丁目８番８号
60	秋田市営住宅四ツ谷団地第一集会所	将軍野堰越８番
61	笹岡公民館	外旭川字家ノ前575番地

62	秋田市飯島地区コミュニティセンター	飯島松根東町５番22号
63	秋田市立飯島小学校	飯島鼠田二丁目２番１号
64	秋田市北部公民館	下新城中野字前谷地263番地
65	秋田市下新城地域コミュニティセンター	下新城笠岡字堰場193番地４
66	下新城堰根公民館	下新城岩城字後田16番地
67	秋田市上新城地域センター	上新城五十丁字小林88番地の５
68	上新城道川公民館	上新城道川字宮ノ下85番地
69	上新城小又公民館	上新城小又字落合７番地
70	秋田県立金足農業高等学校	金足追分字海老穴102番地の４
71	秋田市立金足西小学校	金足大清水字大清水台１番地
72	金足地区集会所	金足高岡字古館41番地
73	(旧)秋田市立金足東小学校	金足片田字待入109番地
74	秋田市東部公民館	広面字釣瓶町13番地の３
75	秋田市立泉中学校	泉北二丁目６番１号
76	秋田市勝平地区コミュニティセンター	新屋松美ガ丘東町10番10号
77	南浜地域活動支援センター	新屋南浜町７番10号
78	秋田市役所	山王一丁目１番１号
79	秋田市大住児童館	仁井田字西潟敷33番地
80	御野場病院在宅ケアセンター	御野場四丁目３番４号
81	金足岩瀬公民館	金足岩瀬字前山18番地の２
82	金足黒川公民館	金足黒川字黒川243番地
83	秋田市立城東中学校	広面字鍋沼17番地
84	秋田市立桜小学校	桜四丁目12番１号
85	秋田市外旭川地区コミュニティセンター	外旭川字四百刈76番地
86	秋田市立御所野小学校	御所野元町五丁目１番１号
87	秋田市立飯島南小学校	飯島西袋一丁目１番２号
88	秋田市立御野場中学校	仁井田字中新田223番地
89	ウェルビューいずみ	泉菅野二丁目17番27号
90	鵜養公民館	河辺岩見字鵜養50番地２
91	新川公民館	河辺岩見字新川上田面10番地１
92	河辺岩見三内地区コミュニティセンター	河辺三内字外川原34番地１
93	砂子渕公民館	河辺三内字高畑内
94	萱森生活改善センター	河辺岩見字萱森39番地２
95	田尻町内会館	河辺三内字田尻下野田49番地１
96	赤平ふれあい館	河辺赤平字小蟹沢14番地６
97	神内公民館	河辺神内字鶴巻21番地２
98	下諸井児童館	河辺諸井字下諸井477番地１
99	三町内会公民館	河辺和田字坂本北279番地
100	式田公民館	河辺和田字式田107番地３
101	河辺総合福祉交流センター	河辺北野田高屋字上前田表66番地１
102	黒沼多目的共同利用施設	河辺北野田高屋字神田302番地
103	河辺戸島ふるさとセンター	河辺戸島字本町93番地
104	畑谷公民館	河辺畑谷字中村74番地１
105	雄和基幹集落センター	雄和新波字樋口62番地２
106	神ケ村自治会館	雄和神ケ村字大橋248番地
107	萱ケ沢自治会館	雄和萱ケ沢字萱ケ沢92番地
108	中ノ沢自治会館	雄和萱ケ沢土橋45番地３
109	雄和左手子交流センター	雄和左手子字清水下43番地３
110	種沢自治会館	雄和種沢字山王堂40番地３
111	平尾鳥会館	雄和平尾鳥字田向158番地１
112	女米木自治会館	雄和女米木字猫沢195番地
113	戸賀沢自治会館	雄和戸賀沢字御江田181番地
114	相川コミュニティセンター	雄和相川字上野111番地１
115	高野生活改善センター	雄和相川字高野124番地内

116	秋田市雄和市民サービスセンター	雄和妙法字上大部48番地１
117	長者やま荘	雄和椿川字長者屋敷38番地１
118	安養寺児童館	雄和椿川字関田69番地
119	本田自治会館	雄和田草川字太田34番地１
120	芝野自治会館	雄和芝野新田字中台110番地２
121	下黒瀬自治会館	雄和下黒瀬字町屋敷90番地１

秋市選管告示第24号

平成25年４月７日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙および秋田市長選挙における投票所を閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第１項ただし書きの規定に基づき次のとおり定めたので、同条第２項の規定により告示する。

平成25年３月21日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　　原　　弘　　夫

１　投　票　区　秋田市第90投票区から秋田市第121投票区まで
２　閉じる時刻　午後７時

秋市選管告示第25号

平成25年４月７日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙および秋田市長選挙における開票の場所および日時を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第64条の規定により告示する。

平成25年３月21日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　　原　　弘　　夫

１　場所　秋田市八橋本町六丁目12番20号
　　秋田市立体育館
２　日時　平成25年４月７日
　　午後９時15分

秋市選管告示第26号

平成25年４月７日執行の秋田県知事選挙および秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙における開票管理者およびその職務を代理すべき者を次のように選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第68条の規定により告示する。

平成25年３月21日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　　原　　弘　　夫

１　開票管理者
　秋田市大住三丁目３番43号　菅　原　弘　夫
２　開票管理者の職務を代理すべき者
　秋田市山王二丁目３番10－1301号　古　谷　　薫

秋市選管告示第27号

平成25年４月７日執行の秋田県知事選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第６項の規定により告示する。

平成25年３月21日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　　原　　弘　　夫

１　場所　秋田市山王一丁目２番34号
　　秋田市選挙管理委員会事務局
２　日時　平成25年４月４日
　　午後５時30分

秋市選管告示第28号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第２項の規定に基づき、平成25年３月28日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のとおり定めたので、同法第23条第２項の規定により告示する。

平成25年３月26日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　　原　　弘　　夫

１　期間　平成25年３月29日
　　午前８時30分から午後５時まで
２　場所　秋田市山王一丁目２番34号
　　秋田市選挙管理委員会事務局

秋市選管告示第29号

平成25年４月７日執行予定の秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者を次のように変更選任したので、公職選挙施行令（昭和25年政令第89号）第49条の７の規定において読み替えて準用する同令第25条の規定により告示する。

平成25年３月26日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　　原　　弘　　夫

秋田市西部市民サービスセンター
平成25年４月３日
　新　秋田市山王沼田町10番11－801号　髙橋　淳子
　旧　秋田市川尻みよし町１番41号　　小松　美紀

秋市選管告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第８条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の１および３分の１の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第５項の規定により告示する。

平成25年３月28日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　　原　　弘　　夫

１　50分の１の数　5,344人
２　３分の１の数　89,060人

秋市選管告示第31号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第２項の規定に基づき、平成25年３月30日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のとおり定めたので、同法第23条第２項の規定により告示する。

平成25年３月28日

秋田市選挙管理委員会

委員長　菅　原　弘　夫

1　期間　平成25年３月31日
　　午前８時30分から午後５時まで
2　場所　秋田市山王一丁目２番34号
　　秋田市選挙管理委員会事務局

秋市選管告示第32号

平成25年４月７日執行の秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第２号）第62条の２第１項の規定により告示する。

平成25年３月29日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

1　場所　秋田市山王一丁目２番34号
　　秋田市選挙管理委員会事務局
2　日時　平成25年３月29日
　　午後６時

秋市選管告示第33号

平成25年４月７日執行の秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の２第３項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第48条の２第３項の規定において読み替えて準用する同法第41条第１項の規定により告示する。

平成25年３月29日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

期日前投票所名	所在地	設置する期間
秋田市選挙管理委員会	秋田市山王一丁目２番34号	平成25年３月30日から同年４月６日まで
秋田駅東西連絡自由通路	秋田市楢山字長沼27番地３	平成25年４月１日から同月６日まで
イオンモール秋田	秋田市御所野地蔵田一丁目１番１号	平成25年４月１日から同月６日まで
秋田市北部市民サービスセンター	秋田市土崎港西五丁目３番１号	平成25年４月１日から同月６日まで
秋田市西部市民サービスセンター	秋田市新屋扇町13番34号	平成25年４月１日から同月６日まで
秋田市河辺市民サービスセンター	秋田市河辺和田字北条ケ崎38番地２	平成25年４月１日から同月６日まで
秋田市岩見三内連絡所	秋田市河辺三内字外川原34番地１	平成25年４月１日から同月６日まで
秋田市雄和市民サービスセンター	秋田市雄和妙法字上大部48番地１	平成25年４月１日から同月６日まで
秋田市大正寺連絡所	秋田市雄和新波字樋口62番地２	平成25年４月１日から同月６日まで

秋市選管告示第34号

平成25年４月７日執行の秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の２第３項の規定において読み替えて準用する同法第40条第１項ただし書きの規定に基づき次のとおり定めたので、同条第２項の規定により告示する。

平成25年３月29日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

期日前投票所名	開閉時刻
秋田駅東西連絡自由通路	午前10時から午後８時まで（１時間30分繰り下げ）
イオンモール秋田	午前10時から午後８時まで（１時間30分繰り下げ）
秋田市北部市民サービスセンター	午前８時30分から午後５時まで（３時間繰り上げ）
秋田市西部市民サービスセンター	午前８時30分から午後５時まで（３時間繰り上げ）
秋田市河辺市民サービスセンター	午前８時30分から午後５時まで（３時間繰り上げ）
秋田市雄和市民サービスセンター	午前８時30分から午後５時まで（３時間繰り上げ）
秋田市岩見三内連絡所	午前８時30分から午後５時まで（３時間繰り上げ）
秋田市大正寺連絡所	午前８時30分から午後５時まで（３時間繰り上げ）

秋市選管告示第35号

平成25年４月７日執行の秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の２第２項の規定において読み替えて準用する同法第37条第２項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の７の規定において読み替えて準用する同令第25条の規定により告示する。

平成25年３月29日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

平成25年４月７日執行
秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市選挙管理委員会			
	職名	住所	氏名
平成25年３月30日	投票管理者	秋田市土崎港南三丁目９番32号	佐藤信利
	職務代理者	秋田市川元山下町５番３号	二木正行
平成25年３月31日	投票管理者	秋田市牛島東六丁目７番３号	福岡瑠美子
	職務代理者	秋田市川元山下町５番３号	二木正行

平成25年４月１日	投　票 管理者	秋田市飯島緑丘町12番１号	小　野　尊　尚
	職　務 代理者	秋田市川元山下町５番３号	二　木　正　行
平成25年４月２日	投　票 管理者	秋田市土崎港南二丁目３番27号	藤　本　夫美雄
	職　務 代理者	秋田市川元山下町５番３号	二　木　正　行
平成25年４月３日	投　票 管理者	秋田市新屋大川町６番８号	赤根谷　光　昭
	職　務 代理者	秋田市川元山下町５番３号	二　木　正　行
平成25年４月４日	投　票 管理者	秋田市土崎港中央六丁目10番９号	加　藤　トヨ子
	職　務 代理者	秋田市川元山下町５番３号	二　木　正　行
平成25年４月５日	投　票 管理者	秋田市高陽青柳町15番25号	根　田　貞　子
	職　務 代理者	秋田市川元山下町５番３号	二　木　正　行
平成25年４月６日	投　票 管理者	秋田市山王七丁目11番20号	伊　藤　芳　高
	職　務 代理者	秋田市川元山下町５番３号	二　木　正　行

平成25年４月７日執行
秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田駅東西連絡自由通路			
	職名	住　所	氏　名
平成25年４月１日	投　票 管理者	秋田市手形田中13番17号	谷　村　重　子
	職　務 代理者	秋田市飯島松根東町１番22号	奈　良　　毅
	職　務 代理者	秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地32	斎　藤　　透
	職　務 代理者	秋田市川元開和町10番12号	菅　原　　稔
平成25年４月２日	投　票 管理者	秋田市新屋元町21番34号	三　川　則　子
	職　務 代理者	秋田市楢山南中町３番13－301号	夏　井　　浩
	職　務 代理者	秋田市川元開和町10番12号	菅　原　　稔
平成25年４月３日	投　票 管理者	秋田市牛島東六丁目７番３号	福　岡　瑠美子
	職　務 代理者	秋田市飯島松根東町１番22号	奈　良　　毅
	職　務 代理者	秋田市川元開和町10番12号	菅　原　　稔
平成25年４月４日	投　票 管理者	秋田市新屋元町２番34号	三　川　則　子
	職　務 代理者	秋田市川元開和町10番12号	菅　原　　稔
	職　務 代理者	秋田市御野場新町二丁目７番13号	廣　田　和　則
平成25年４月５日	投　票 管理者	秋田市新屋大川町６番８号	赤根谷　光　昭
	職　務 代理者	秋田市港北新町４番42号	加　藤　　治
	職　務 代理者	秋田市川元開和町10番12号	菅　原　　稔
平成25年４月６日	投　票 管理者	秋田市泉南二丁目７番13号LAハイム201	鎌　田　奈緒子
	職　務 代理者	秋田市飯島松根東町１番22号	奈　良　　毅
	職　務 代理者	秋田市川元開和町10番12号	菅　原　　稔

平成25年４月７日執行
秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

イオンモール秋田			
	職名	住　所	氏　名
平成25年４月１日	投　票 管理者	雄和芝野新田字中台67番地	齊　藤　智　子
	職　務 代理者	秋田市横森一丁目７番21号	近　藤　　力
平成25年４月２日	投　票 管理者	雄和碇田字梵天野103番地	那　須　新　一
	職　務 代理者	秋田市河辺和田字下石川298番地	佐々木　　聡
平成25年４月３日	投　票 管理者	秋田市河辺松渕字東沢70番地	小　林　信　子
	職　務 代理者	秋田市河辺和田字下石川298番地	佐々木　　聡
平成25年４月４日	投　票 管理者	秋田市河辺岩見字杉沢11番地１	石　塚　小枝子
	職　務 代理者	秋田市飯島松根東町１番22号	奈　良　　毅
平成25年４月５日	投　票 管理者	雄和左手子字清水下133番地	嘉　藤　一　司
	職　務 代理者	秋田市御野場新町二丁目７番13号	廣　田　和　則
平成25年４月６日	投　票 管理者	秋田市桜一丁目10番30号	長谷川　ミオ子
	職　務 代理者	新屋前野３番５号	猿　田　　実
	職　務 代理者	秋田市港北新町４番42号	加　藤　　治

平成25年４月７日執行
秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市北部市民サービスセンター			
	職名	住　所	氏　名
平成25年	投　票 管理者	秋田市飯島道東三丁目４番18号	加　藤　武　美

４月１日	職　務 代理者	秋田市外旭川字松崎223番地１	鎌　田　信　一
平成25年 ４月２日	投　票 管理者	秋田市飯島道東三丁目４番18号	加　藤　武　美
	職　務 代理者	秋田市土崎港南三丁目５番18号	熊　谷　恵　一
平成25年 ４月３日	投　票 管理者	秋田市土崎港東二丁目９番34号	加賀谷　俊　雄
	職　務 代理者	秋田市下浜羽川字家ノ越33番地４	平　塚　久　訓
平成25年 ４月４日	投　票 管理者	秋田市土崎港東二丁目９番34号	加賀谷　俊　雄
	職　務 代理者	秋田市泉釜ノ町26番32号	千　田　綾　子
平成25年 ４月５日	投　票 管理者	秋田市土崎港中央五丁目８番17号	吉　田　幸　雄
	職　務 代理者	秋田市外旭川字神田46番地３	齊　藤　保　子
平成25年 ４月６日	投　票 管理者	秋田市土崎港中央五丁目８番17号	吉　田　幸　雄
	職　務 代理者	秋田市外旭川字松崎223番地１	鎌　田　信　一

平成25年４月７日執行
秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市西部市民サービスセンター			
	職名	住　所	氏　名
平成25年 ４月１日	投　票 管理者	秋田市新屋日吉町３番13号	小　野　良　治
	職　務 代理者	秋田市豊岩石田坂字碇106番地１	佐　藤　喜代隆
平成25年 ４月２日	投　票 管理者	秋田市新屋日吉町３番13号	小　野　良　治
	職　務 代理者	秋田市広面字大巻２番地６	長谷部　陽　子
平成25年 ４月３日	投　票 管理者	秋田市新屋日吉町３番13号	小　野　良　治
	職　務 代理者	秋田市山王沼田町10番11－801号	髙　橋　淳　子
平成25年 ４月４日	投　票 管理者	秋田市新屋日吉町３番13号	小　野　良　治
	職　務 代理者	秋田市牛島南二丁目９番17号	高　橋　英　利
平成25年 ４月５日	投　票 管理者	秋田市新屋日吉町３番13号	小　野　良　治
	職　務 代理者	秋田市飯島長野中町７番19－16号	北　島　千恵子
平成25年 ４月６日	投　票 管理者	秋田市新屋日吉町３番13号	小　野　良　治
	職　務 代理者	秋田市河辺松渕字松渕３番地	伊　藤　秀　和

平成25年４月７日執行
秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市河辺市民サービスセンター			
	職名	住　所	氏　名
平成25年 ４月１日	投　票 管理者	秋田市河辺和田字式田下袋60番地１	石　井　　稔
	職　務 代理者	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野28番地	佐　藤　公　紀
平成25年 ４月２日	投　票 管理者	秋田市河辺和田字坂本北540番地３	熊　谷　鉄　美
	職　務 代理者	秋田市河辺岩見字杉沢台下６番地	石　塚　　稔
平成25年 ４月３日	投　票 管理者	秋田市河辺和田字北条ヶ崎146番地	豊　島　金　秀
	職　務 代理者	秋田市河辺岩見字曲田18番地１	三　浦　淳　子
平成25年 ４月４日	投　票 管理者	秋田市河辺和田字式田下袋60番地１	石　井　　稔
	職　務 代理者	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野28番地	佐　藤　公　紀
平成25年 ４月５日	投　票 管理者	秋田市河辺赤平字境田81番地	佐々木　金　満
	職　務 代理者	秋田市河辺岩見字杉沢台下６番地	石　塚　　稔
平成25年 ４月６日	投　票 管理者	秋田市河辺北野田高屋字上前田表54番地１	熊　谷　文　雄
	職　務 代理者	秋田市河辺岩見字曲田18番地１	三　浦　淳　子

平成25年４月７日執行
秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市岩見三内連絡所			
	職名	住　所	氏　名
平成25年 ４月１日	投　票 管理者	秋田市河辺三内字外川原130番地３	備　後　正　義
	職　務 代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二　木　文　隆
平成25年 ４月２日	投　票 管理者	秋田市河辺岩見字鵜養27番地	佐　藤　昭　久
	職　務 代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二　木　文　隆
平成25年 ４月３日	投　票 管理者	秋田市河辺三内字三内段74番地１	佐　藤　憲　一
	職　務 代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二　木　文　隆
平成25年 ４月４日	投　票 管理者	秋田市河辺三内字外川原130番地３	備　後　正　義
	職　務 代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二　木　文　隆
平成25年	投　票 管理者	秋田市河辺岩見字鵜養27番地	佐　藤　昭　久

４月５日	職　務 代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二　木　文　隆
平成25年 ４月６日	投　票 管理者	秋田市河辺岩見字杉沢台３番地１	石　塚　　映
	職　務 代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二　木　文　隆

平成25年４月７日執行
秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市雄和市民サービスセンター			
	職名	住　所	氏　名
平成25年 ４月１日	投　票 管理者	秋田市雄和女米木字高麓沢１番地	石　井　房　雄
	職　務 代理者	秋田市土崎港西三丁目１番５号	大　和　良　志
平成25年 ４月２日	投　票 管理者	秋田市雄和種沢字山王堂84番地１	鈴　木　靜　夫
	職　務 代理者	秋田市山王五丁目１番15号朝日プラザ906号	藤　田　　靖
平成25年 ４月３日	投　票 管理者	秋田市雄和相川字高野109番地１	長谷部　久　夫
	職　務 代理者	秋田市雄和下黒瀬字野中７番地	七　尾　宗　弘
平成25年 ４月４日	投　票 管理者	秋田市雄和相川字銅屋283番地４	金　　千代司
	職　務 代理者	秋田市保戸野原の町12番11号セジュール竹谷	清　水　英　樹
平成25年 ４月５日	投　票 管理者	秋田市雄和平尾鳥字中田21番地	鎌　田　嘉　一
	職　務 代理者	秋田市土崎港西三丁目１番５号	大　和　良　志
平成25年 ４月６日	投　票 管理者	秋田市御所野下堤一丁目３番13号	加　藤　志美雄
	職　務 代理者	秋田市山王五丁目１番15号	藤　田　　靖

平成25年４月７日執行
秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市大正寺連絡所			
	職名	住　所	氏　名
平成25年 ４月１日	投　票 管理者	秋田市雄和新波字樋口26番地３	佐々木　　稔
	職　務 代理者	秋田市雄和芝野新田字野開８番地２	鈴　木　　功
平成25年 ４月２日	投　票 管理者	秋田市雄和新波字本屋敷169番地	加　藤　文　雄
	職　務 代理者	秋田市雄和芝野新田字野開８番地２	鈴　木　　功
平成25年 ４月３日	投　票 管理者	秋田市雄和萓ケ沢字真木屋11番地	齊　藤　良　春
	職　務 代理者	秋田市雄和芝野新田字野開８番地２	鈴　木　　功
平成25年 ４月４日	投　票 管理者	秋田市雄和萓ケ沢字館ノ腰149番地	京　極　藤　美
	職　務 代理者	秋田市雄和芝野新田字野開８番地２	鈴　木　　功
平成25年 ４月５日	投　票 管理者	秋田市雄和新波字本屋敷166番地	珍　田　　智
	職　務 代理者	秋田市雄和芝野新田字野開８番地２	鈴　木　　功
平成25年 ４月６日	投　票 管理者	秋田市雄和繋字脇ノ沢88番地	工　藤　忠　彦
	職　務 代理者	秋田市雄和芝野新田字野開８番地２	鈴　木　　功

秋市選管告示第36号

平成25年４月７日執行の秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第６項の規定により告示する。

平成25年３月29日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

１　場所　秋田市山王一丁目２番34号
　　秋田市選挙管理委員会事務局
２　日時　平成25年４月４日
　　午後５時30分

秋市選管告示第37号

平成25年４月７日執行予定の秋田市長選挙において発行する選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成14年秋市選管告示第36号）第７条の規定により告示する。

平成25年３月29日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

１　場所　秋田市山王一丁目２番34号
　　秋田市選挙管理委員会事務局
２　日時　平成25年３月31日
　　午後５時40分

秋市選管告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第８条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の１および３分の１の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第５項の規定により告示する。

平成25年３月30日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

１　50分の１の数　5,343人
２　３分の１の数　89,048人

秋市選管告示第39号

平成25年４月７日執行の秋田市長選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第

194条第１項第４号および同条第２項ならびに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第１項の規定に基づき次のとおり定めたので、公職選挙法第196条の規定により告示する。

平成25年３月31日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

候補者１人につき　18,600,000円

秋市選管告示第40号

平成25年４月７日執行の秋田市長選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第２号）第62条の２第１項の規定により告示する。

平成25年３月31日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

１　場所　秋田市山王一丁目２番34号
　　秋田市選挙管理委員会事務局
２　日時　平成25年３月31日
　　午後５時30分

秋市選管告示第41号

平成25年４月７日執行の秋田市長選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の２第３項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第48条の２第３項の規定において読み替えて準用する同法第41条第１項の規定により告示する。

平成25年３月31日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

期日前投票所名	所在地	設置する期間
秋田市選挙管理委員会	秋田市山王一丁目２番34号	平成25年４月１日から同月６日まで
秋田駅東西連絡自由通路	秋田市楢山字長沼27番地３	平成25年４月１日から同月６日まで
イオンモール秋田	秋田市御所野地蔵田一丁目１番１号	平成25年４月１日から同月６日まで
秋田市北部市民サービスセンター	秋田市土崎港西五丁目３番１号	平成25年４月１日から同月６日まで
秋田市西部市民サービスセンター	秋田市新屋扇町13番34号	平成25年４月１日から同月６日まで
秋田市河辺市民サービスセンター	秋田市河辺和田字北条ケ崎38番地２	平成25年４月１日から同月６日まで
秋田市岩見三内連絡所	秋田市河辺三内字外川原34番地１	平成25年４月１日から同月６日まで
秋田市雄和市民サービスセンター	秋田市雄和妙法字上大部48番地１	平成25年４月１日から同月６日まで
秋田市大正寺連絡所	秋田市雄和新波字樋口62番地２	平成25年４月１日から同月６日まで

秋市選管告示第42号

平成25年４月７日執行の秋田市長選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の２第３項の規定において読み替えて準用する同法第40条第１項ただし書きの規定に基づき次のとおり定めたので、同条第２項の規定により告示する。

平成25年３月31日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

期日前投票所名	開閉時刻
秋田駅東西連絡自由通路	午前10時から午後８時まで（１時間30分繰り下げ）
イオンモール秋田	午前10時から午後８時まで（１時間30分繰り下げ）
秋田市北部市民サービスセンター	午前８時30分から午後５時まで（３時間繰り上げ）
秋田市西部市民サービスセンター	午前８時30分から午後５時まで（３時間繰り上げ）
秋田市河辺市民サービスセンター	午前８時30分から午後５時まで（３時間繰り上げ）
秋田市雄和市民サービスセンター	午前８時30分から午後５時まで（３時間繰り上げ）
秋田市岩見三内連絡所	午前８時30分から午後５時まで（３時間繰り上げ）
秋田市大正寺連絡所	午前８時30分から午後５時まで（３時間繰り上げ）

秋市選管告示第43号

平成25年４月７日執行の秋田市長選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の２第２項の規定において読み替えて準用する同法第37条第２項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の７の規定において読み替えて準用する同令第25条の規定により告示する。

平成25年３月31日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

平成25年４月７日執行
秋田市長選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市選挙管理委員会			
	職名	住所	氏名
平成25年４月１日	投票管理者	秋田市飯島緑丘町12番１号	小野尊尚
	職務代理者	秋田市川元山下町５番３号	二木正行
平成25年４月２日	投票管理者	秋田市土崎港南二丁目３番27号	藤本夫美雄
	職務代理者	秋田市川元山下町５番３号	二木正行

平成25年４月３日	投　票 管理者	秋田市新屋大川町６番８号	赤根谷　光　昭
	職　務 代理者	秋田市川元山下町５番３号	二　木　正　行
平成25年４月４日	投　票 管理者	秋田市土崎港中央六丁目10番９号	加　藤　トヨ子
	職　務 代理者	秋田市川元山下町５番３号	二　木　正　行
平成25年４月５日	投　票 管理者	秋田市高陽青柳町15番25号	根　田　貞　子
	職　務 代理者	秋田市川元山下町５番３号	二　木　正　行
平成25年４月６日	投　票 管理者	秋田市山王七丁目11番20号	伊　藤　芳　高
	職　務 代理者	秋田市川元山下町５番３号	二　木　正　行

平成25年４月７日執行
秋田市長選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田駅東西連絡自由通路			
	職名	住　所	氏　名
平成25年４月１日	投　票 管理者	秋田市手形田中13番17号	谷　村　重　子
	職　務 代理者	秋田市川元開和町10番12号	菅　原　　稔
	職　務 代理者	秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地32	斎　藤　　透
	職　務 代理者	秋田市飯島松根東町１番22号	奈　良　　毅
平成25年４月２日	投　票 管理者	秋田市新屋元町21番34号	三　川　則　子
	職　務 代理者	秋田市楢山南中町３番13－301号	夏　井　　浩
	職　務 代理者	秋田市川元開和町10番12号	菅　原　　稔
平成25年４月３日	投　票 管理者	秋田市牛島東六丁目７番３号	福　岡　瑠美子
	職　務 代理者	秋田市飯島松根東町１番22号	奈　良　　毅
	職　務 代理者	秋田市川元開和町10番12号	菅　原　　稔
平成25年４月４日	投　票 管理者	秋田市新屋元町２番34号	三　川　則　子
	職　務 代理者	秋田市御野場新町二丁目７番13号	廣　田　和　則
	職　務 代理者	秋田市川元開和町10番12号	菅　原　　稔
平成25年４月５日	投　票 管理者	秋田市新屋大川町６番８号	赤根谷　光　昭
	職　務 代理者	秋田市港北新町４番42号	加　藤　　治
	職　務 代理者	秋田市川元開和町10番12号	菅　原　　稔
平成25年４月６日	投　票 管理者	秋田市泉南二丁目７番13号LAハイム201	鎌　田　奈緒子
	職　務 代理者	秋田市飯島松根東町１番22号	奈　良　　毅
	職　務 代理者	秋田市川元開和町10番12号	菅　原　　稔

平成25年４月７日執行
秋田市長選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

イオンモール秋田			
	職名	住　所	氏　名
平成25年４月１日	投　票 管理者	秋田市雄和芝野新田字中台67番地	齊　藤　智　子
	職　務 代理者	秋田市横森一丁目７番21号	近　藤　　力
平成25年４月２日	投　票 管理者	秋田市雄和碇田字梵天野103番地	那　須　新　一
	職　務 代理者	秋田市河辺和田字下石川298番地	佐々木　　聡
平成25年４月３日	投　票 管理者	秋田市河辺松渕字東沢70番地	小　林　信　子
	職　務 代理者	秋田市河辺和田字下石川298番地	佐々木　　聡
平成25年４月４日	投　票 管理者	秋田市河辺岩見字杉沢11番地１	石　塚　小枝子
	職　務 代理者	秋田市飯島松根東町１番22号	奈　良　　毅
平成25年４月５日	投　票 管理者	秋田市雄和左手子字清水下133番地	嘉　藤　一　司
	職　務 代理者	秋田市御野場新町二丁目７番13号	廣　田　和　則
平成25年４月６日	投　票 管理者	秋田市桜一丁目10番30号	長谷川　ミオ子
	職　務 代理者	秋田市港北新町４番42号	加　藤　　治
	職　務 代理者	秋田市新屋前野町３番５号	猿　田　　実

平成25年４月７日執行
秋田市長選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市北部市民サービスセンター			
	職名	住　所	氏　名
平成25年４月１日	投　票 管理者	秋田市飯島道東三丁目４番18号	加　藤　武　美
	職　務 代理者	秋田市外旭川字松崎223番地１	鎌　田　信　一
平成25年４月２日	投　票 管理者	秋田市飯島道東三丁目４番18号	加　藤　武　美
	職　務 代理者	秋田市土崎港南三丁目５番18号	熊　谷　恵　一
平成25年	投　票 管理者	秋田市土崎港東二丁目９番34号	加賀谷　俊　雄

４月３日	職　務 代理者	秋田市下浜羽川字家ノ越33番地４	平　塚　久　訓
平成25年 ４月４日	投　票 管理者	秋田市土崎港東二丁目９番34号	加賀谷　俊　雄
	職　務 代理者	秋田市泉釜ノ町26番32号	千　田　綾　子
平成25年 ４月５日	投　票 管理者	秋田市土崎港中央五丁目８番17号	吉　田　幸　雄
	職　務 代理者	秋田市外旭川字神田46番地３	齊　藤　保　子
平成25年 ４月６日	投　票 管理者	秋田市土崎港中央五丁目８番17号	吉　田　幸　雄
	職　務 代理者	秋田市外旭川字松崎223番地１	鎌　田　信　一

平成25年４月７日執行
秋田市長選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市西部市民サービスセンター			
	職名	住　所	氏　名
平成25年 ４月１日	投　票 管理者	秋田市新屋日吉町３番13号	小　野　良　治
	職　務 代理者	秋田市豊岩石田坂字碇106番地１	佐　藤　喜代隆
平成25年 ４月２日	投　票 管理者	秋田市新屋日吉町３番13号	小　野　良　治
	職　務 代理者	秋田市広面字大巻２番地６	長谷部　陽　子
平成25年 ４月３日	投　票 管理者	秋田市新屋日吉町３番13号	小　野　良　治
	職　務 代理者	秋田市山王沼田町10番11－801号	髙　橋　淳　子
平成25年 ４月４日	投　票 管理者	秋田市新屋日吉町３番13号	小　野　良　治
	職　務 代理者	秋田市牛島南二丁目９番17号	高　橋　英　利
平成25年 ４月５日	投　票 管理者	秋田市新屋日吉町３番13号	小　野　良　治
	職　務 代理者	秋田市飯島長野中町７番19－16号	北　島　千恵子
平成25年 ４月６日	投　票 管理者	秋田市新屋日吉町３番13号	小　野　良　治
	職　務 代理者	秋田市河辺松渕字松渕３番地	伊　藤　秀　和

平成25年４月７日執行
秋田市長選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市河辺市民サービスセンター			
	職名	住　所	氏　名
平成25年 ４月１日	投　票 管理者	秋田市河辺和田字式田下袋60番地１	石　井　　稔
	職　務 代理者	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野28番地	佐　藤　公　紀
平成25年 ４月２日	投　票 管理者	秋田市河辺和田字坂本北540番地３	熊　谷　鉄　美
	職　務 代理者	秋田市河辺岩見字杉沢台下６番地	石　塚　　稔
平成25年 ４月３日	投　票 管理者	秋田市河辺和田字北条ヶ崎146番地	豊　島　金　秀
	職　務 代理者	秋田市河辺岩見字曲田18番地１	三　浦　淳　子
平成25年 ４月４日	投　票 管理者	秋田市河辺和田字式田下袋60番地１	石　井　　稔
	職　務 代理者	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野28番地	佐　藤　公　紀
平成25年 ４月５日	投　票 管理者	秋田市河辺赤平字境田81番地	佐々木　金　満
	職　務 代理者	秋田市河辺岩見字杉沢台下６番地	石　塚　　稔
平成25年 ４月６日	投　票 管理者	秋田市河辺北野田高屋字上前田表54番地１	熊　谷　文　雄
	職　務 代理者	秋田市河辺岩見字曲田18番地１	三　浦　淳　子

平成25年４月７日執行
秋田市長選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市岩見三内連絡所			
	職名	住　所	氏　名
平成25年 ４月１日	投　票 管理者	秋田市河辺三内字外川原130番地３	備　後　正　義
	職　務 代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二　木　文　隆
平成25年 ４月２日	投　票 管理者	秋田市河辺岩見字鵜養27番地	佐　藤　昭　久
	職　務 代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二　木　文　隆
平成25年 ４月３日	投　票 管理者	秋田市河辺三内字三内段74番地１	佐　藤　憲　一
	職　務 代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二　木　文　隆
平成25年 ４月４日	投　票 管理者	秋田市河辺三内字外川原130番地３	備　後　正　義
	職　務 代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二　木　文　隆
平成25年 ４月５日	投　票 管理者	秋田市河辺岩見字鵜養27番地	佐　藤　昭　久
	職　務 代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二　木　文　隆
平成25年 ４月６日	投　票 管理者	秋田市河辺岩見字杉沢台３番地１	石　塚　　映
	職　務 代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二　木　文　隆

平成25年４月７日執行
秋田市長選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市雄和市民サービスセンター			
	職名	住　所	氏　名
平成25年４月１日	投票管理者	秋田市雄和女米木字高麓沢１番地	石井房雄
	職務代理者	秋田市土崎港西三丁目１番５号	大和良志
平成25年４月２日	投票管理者	秋田市雄和種沢字山王堂84番地１	鈴木靜夫
	職務代理者	秋田市山王五丁目１番15号朝日プラザ906号	藤田　靖
平成25年４月３日	投票管理者	秋田市雄和相川字高野109番地１	長谷部久夫
	職務代理者	秋田市雄和下黒瀬字野中７番地	七尾宗弘
平成25年４月４日	投票管理者	秋田市雄和相川字銅屋283番地４	金　千代司
	職務代理者	秋田市保戸野原の町12番11号セジュール竹谷	清水英樹
平成25年４月５日	投票管理者	秋田市雄和平尾鳥字中田21番地	鎌田嘉一
	職務代理者	秋田土崎港西三丁目１番５号	大和良志
平成25年４月６日	投票管理者	秋田市御所野下堤一丁目３番13号	加藤志美雄
	職務代理者	秋田市山王五丁目１番15号	藤田　靖

平成25年４月７日執行
秋田市長選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市大正寺連絡所			
	職名	住　所	氏　名
平成25年４月１日	投票管理者	秋田市雄和新波字樋口26番地３	佐々木　稔
	職務代理者	秋田市雄和芝野新田字野開８番地２	鈴木　功
平成25年４月２日	投票管理者	秋田市雄和新波字本屋敷169番地	加藤文雄
	職務代理者	秋田市雄和芝野新田字野開８番地２	鈴木　功
平成25年４月３日	投票管理者	秋田市雄和萱ケ沢字真木屋11番地	齊藤良春
	職務代理者	秋田市雄和芝野新田字野開８番地２	鈴木　功
平成25年４月４日	投票管理者	秋田市雄和萱ケ沢字館ノ腰149番地	京極藤美
	職務代理者	秋田市下浜長浜字荒郷屋118番地	鈴木　功
平成25年４月５日	投票管理者	秋田市雄和新波字本屋敷166番地	珍田　智
	職務代理者	秋田市雄和芝野新田字野開８番地２	鈴木　功
平成25年４月６日	投票管理者	秋田市雄和繋字脇ノ沢88番地	工藤忠彦
	職務代理者	秋田市下浜長浜字荒郷屋118番地	福井　亨

秋市選管告示第44号

平成25年４月７日執行の秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙および秋田市長選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第２項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第１項の規定に基づき次のとおり選任したので、同令第25条の規定により告示する。

平成25年３月31日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　原　弘　夫

平成25年４月７日執行　秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙および秋田市長選挙
投票管理者およびその職務代理者一覧表

投票区（投票所）	職　名	住　所	氏　名
秋田市第１投票区（八橋地区コミュニティセンター）	投票管理者	秋田市八橋本町二丁目３番25号	片岡　強
	職務代理者	秋田市八橋鯉沼町３番26号	服部芳久
秋田市第２投票区（保戸野小学校）	投票管理者	秋田市保戸野鉄砲町７番15号	松木　仁
	職務代理者	秋田市広面字糠塚17番地２	八木橋久美
秋田市第３投票区（秋田北高等学校）	投票管理者	秋田市飯島松根東町４番18号	北島　学
	職務代理者	秋田市千秋北の丸５番82号	竹内　康
秋田市第４投票区（八橋小学校）	投票管理者	秋田市八橋本町三丁目９番８号	赤川孝則
	職務代理者	秋田市八橋三和町４番24号102号	菅井洋紀
秋田市第５投票区（旭北地区コミュニティセンター）	投票管理者	秋田市大町五丁目５番２号	大井　晋
	職務代理者	秋田市土崎港東一丁目６番８号	石井　實
秋田市第６投票区（旭南小学校）	投票管理者	秋田市川元むつみ町６番14号	廣嶋禮治
	職務代理者	秋田市横森五丁目22番12号	南波正志

秋田市第７投票区（川尻小学校）	投票管理者	秋田市川尻上野町２番14号	相場善治
	職務代理者	秋田市茨島六丁目５番36号	池端強志
秋田市第８投票区（のびのび幼稚園）	投票管理者	秋田市茨島二丁目５番13号	相場文男
	職務代理者	秋田市寺内大小路３番13号	前田秀樹
秋田市第９投票区（南部公民館）	投票管理者	秋田市牛島東七丁目３番12号	清水川七五三
	職務代理者	秋田市仁井田本町三丁目５番52号	伊藤清弥
秋田市第10投票区（（旧）牛島児童館）	投票管理者	秋田市御所野元町六丁目17番22号	佐藤修
	職務代理者	秋田市御野場新町一丁目22番22号	吉田重人
秋田市第11投票区（秋田南中学校）	投票管理者	秋田市楢山本町10番18号	小熊伸司
	職務代理者	秋田市楢山城南町３番６号	大坂伸吉
秋田市第12投票区（楢山地区コミュニティセンター）	投票管理者	秋田市大町一丁目５番39号	大高三雄
	職務代理者	秋田市金足追分字海老穴72番地２	奈良薫
秋田市第13投票区（東小学校）	投票管理者	秋田市東通五丁目３番27号	嵯峨博文
	職務代理者	秋田市外旭川字前谷地248番地２	松前克美
秋田市第14投票区（中通小学校）	投票管理者	秋田市南通亀の町６番28号	木村裕
	職務代理者	秋田市楢山本町10番41号	永田誠一
秋田市第16投票区（秋田東中学校）	投票管理者	秋田市八橋本町二丁目12番28号	石川惣夫
	職務代理者	秋田市手形字扇田28番地３	佐々木廣次
秋田市第17投票区（広面小学校）	投票管理者	秋田市手形山北町８番３号	中田明朗
	職務代理者	秋田市大平台四丁目６番地８	伊藤樹悦
秋田市第18投票区（旭川小学校）	投票管理者	秋田市泉北四丁目14番23号	藤原良治
	職務代理者	秋田市四ツ小屋字古川敷１番地15	加藤育広
秋田市第19投票区（泉公民館）	投票管理者	秋田市泉一ノ坪４番11号	三浦金光
	職務代理者	秋田市土崎港北七丁目５番91号	細川公一
秋田市第20投票区（添川地域交流センター）	投票管理者	秋田市濁川字蟹子沢106番地	船木重治
	職務代理者	秋田市泉中央五丁目14番19号	三浦一彦
秋田市第21投票区（杉の木園）	投票管理者	秋田市山内字丸木橋121番地５	髙橋重喜
	職務代理者	秋田市広面字板橋添40番地14	伊藤功一
秋田市第22投票区（太平八田公民館）	投票管理者	秋田市太平八田字荒巻159番地３	鎌田勇
	職務代理者	秋田市桜ガ丘三丁目13番地29	安田光明
秋田市第23投票区（太平地域センター）	投票管理者	秋田市太平目長崎字本町79番地	須藤孝倶
	職務代理者	秋田市下北手松崎字家ノ前21番地10	長谷部亨
秋田市第24投票区（太平中学校）	投票管理者	秋田市太平中関字平形20番地１	嵯峨敏廣
	職務代理者	秋田市新屋元町13番３号	今野工
秋田市第25投票区（太平館越町内会館）	投票管理者	秋田市太平黒沢字館越64番地	嵯峨恭榮
	職務代理者	秋田市太平黒沢字稲荷77番地３	加藤幸人
秋田市第26投票区（（旧）山谷小学校）	投票管理者	秋田市太平山谷字中山谷173番地	鈴木岩夫
	職務代理者	秋田市新屋天秤野６番31号	佐々木修
秋田市第27投票区（こまどり幼稚園）	投票管理者	秋田市大住三丁目６番12号	吉川英次
	職務代理者	秋田市山王中島町６番21号	楢岡善治
秋田市第28投票区（下北手地域センター）	投票管理者	秋田市下北手松崎字家ノ前119番地	柴田守
	職務代理者	秋田市下北手柳舘字前田面120番地10	佐々木俊一
秋田市第29投票区（下北手宝川公民館）	投票管理者	秋田市下北手宝川字堂ヶ下101番地	川村俊春
	職務代理者	秋田市下北手宝川字大西ケ沢21番地	川村隆一
秋田市第30投票区（上北手地区コミュニティセンター）	投票管理者	秋田市上北手猿田字四ツ小屋72番地２	今野芳夫
	職務代理者	秋田市上北手猿田字二ツ寺83番地２	鎌田裕
秋田市第31投票区（上北手大戸公民館）	投票管理者	秋田市上北手大戸字大戸58番地	後藤誠義
	職務代理者	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢118番地４	須田浩明
秋田市第32投票区（上北手古野公民館）	投票管理者	秋田市上北手古野字脇ノ田15番地	持主清一
	職務代理者	秋田市上北手古野字脇ノ田43番地	堀野茂
秋田市第33投票区（農業協同組合教育研修所）	投票管理者	秋田市仁井田新田一丁目11番54号	原田隆三
	職務代理者	秋田市牛島南二丁目17番２号	佐々木毅
秋田市第34投票区（仁井田小学校）	投票管理者	秋田市仁井田本町六丁目８番77号	上村隆策
	職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目４番23号	今野三悦

秋田市第35投票区	投票管理者	秋田市四ツ小屋小阿地字上野104番地２	岩崎信髙
（四ツ小屋駅前公民館）	職務代理者	秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地13	鈴木正人
秋田市第36投票区	投票管理者	秋田市四ツ小屋字館野119番地	榎昌範
（四ツ小屋幼稚園）	職務代理者	秋田市御所野元町二丁目７番４号	須磨一郎
秋田市第37投票区	投票管理者	秋田市新屋松美ガ丘南町９番６号	菅原由春
（勝平保育園）	職務代理者	秋田市泉一ノ坪15番１号	藤原昭彦
秋田市第38投票区	投票管理者	秋田市外旭川字前谷地１番地７	髙橋明道
（栗田養護学校）	職務代理者	秋田市大町五丁目６番12号	神田清武
秋田市第39投票区	投票管理者	秋田市新屋元町２番17号	横山秀男
（秋田西中学校）	職務代理者	秋田市新屋田尻沢西町２番10号	鈴木直
秋田市第40投票区	投票管理者	秋田市新屋栗田町１番25号	小島初男
（西部市民サービスセンター）	職務代理者	秋田市豊岩石田坂字碇106番地１	佐藤喜代隆
秋田市第41投票区	投票管理者	秋田市浜田字館ノ丸116番地	佐々木俊春
（浜田内浜田会館）	職務代理者	秋田市新屋田尻沢西町13番６号	佐々木貴博
秋田市第42投票区	投票管理者	秋田市浜田字元中村91番地	相場義信
（浜田地区コミュニティセンター）	職務代理者	秋田市楢山金照町６番25－４号	赤上智
秋田市第43投票区	投票管理者	秋田市豊岩石田坂字碇130番地	安田正一
（豊岩石田坂公民館）	職務代理者	秋田市御野場新町三丁目17番13号	長谷川洋一
秋田市第44投票区	投票管理者	秋田市豊岩豊巻字小林64番地	鈴木時雄
（豊岩地区コミュニティセンター）	職務代理者	秋田市豊岩豊巻字居使31番地	齋藤ひかる
秋田市第45投票区	投票管理者	秋田市豊岩小山字前田表156番地	佐賀定
（豊岩小山公民館）	職務代理者	秋田市豊岩小山字狐森67番地	池田藤彦
秋田市第46投票区	投票管理者	秋田市下浜桂根字境川173番地７	佐藤洋一
（下浜桂根公民館）	職務代理者	秋田市仁井田字新中島1045番地14	伊藤直樹
秋田市第47投票区	投票管理者	秋田市下浜長浜字兜森108番地２	山岡市男
（下浜長浜公民館）	職務代理者	秋田市八橋本町四丁目５番４号	伊藤弘
秋田市第48投票区	投票管理者	秋田市下浜羽川字二十町23番地	金釜計悦
（下浜羽川公民館）	職務代理者	秋田市下浜羽川字二十町25番地	大友徹
秋田市第49投票区	投票管理者	秋田市下浜名ケ沢字浦田87番地	遠藤善弘
（下浜名ケ沢公民館）	職務代理者	秋田市桜一丁目16番23号	須田志美男
秋田市第50投票区	投票管理者	秋田市下浜八田字高徳谷地105番地	細部芳雄
（（旧）八田小学校）	職務代理者	秋田市下浜羽川字水垂92番地７	佐藤誠晃
秋田市第51投票区	投票管理者	秋田市土崎港北一丁目11番45号	帆苅博
（北部市民サービスセンター）	職務代理者	秋田市手形字大沢551番地	佐川和幸
秋田市第52投票区	投票管理者	秋田市飯島字堀川78番地	中島修
（土崎小学校）	職務代理者	秋田市外旭川字三千刈21番地４	保坂源栄
秋田市第53投票区	投票管理者	秋田市土崎港北五丁目３番５号	浅利信雄
（港北小学校）	職務代理者	秋田市将軍野南五丁目３番８号	佐藤耕
秋田市第54投票区	投票管理者	秋田市土崎港東二丁目１番４号	浅野勲
（土崎中学校）	職務代理者	秋田市土崎港北四丁目５番59号	須磨良之
秋田市第55投票区	投票管理者	秋田市将軍野南五丁目11番20号	加賀谷敏春
（土崎南小学校）	職務代理者	秋田市山王七丁目２番14号	山田直
秋田市第56投票区	投票管理者	秋田市将軍野南一丁目２番３号	鎌田金光
（将軍野中学校）	職務代理者	秋田市将軍野南五丁目２番12号	鎌田尚
秋田市第57投票区	投票管理者	秋田市寺内児桜一丁目５番19号	古井金壽
（寺内児童センター）	職務代理者	秋田市高陽青柳町２番17号	佐藤曜
秋田市第58投票区	投票管理者	秋田市外旭川字神田321番地	小野銀逸
（外旭川小学校）	職務代理者	秋田市外旭川字八幡田265番地	佐藤博幸
秋田市第59投票区	投票管理者	秋田市将軍野南五丁目５番７号	佐藤久
（将軍野地区コミュニティセンター）	職務代理者	秋田市下新城長岡字毛無谷地194番地２	佐藤重徳
秋田市第60投票区	投票管理者	秋田市将軍野青山町３番39号	小野勲夫
（市営住宅四ツ谷団地第一集会所）	職務代理者	秋田市外旭川字神田321番地	小野義郎
秋田市第61投票区	投票管理者	秋田市外旭川字家ノ前７番地	関谷孝雅
（笹岡公民館）	職務代理者	秋田市外旭川字家ノ前36番地	中村文清

秋田市第62投票区（飯島地区コミュニティセンター）	投票管理者	秋田市飯島松根西町９番50号	千蒲　久義
	職務代理者	秋田市飯島穀丁19番５号	池田　誠
秋田市第63投票区（飯島小学校）	投票管理者	秋田市飯島鼠田四丁目２番19号	伊藤　恵司
	職務代理者	秋田市飯島川端三丁目９番41号	中島　誠
秋田市第64投票区（北部公民館）	投票管理者	秋田市下新城中野字屋越２番地	小坂　由太郎
	職務代理者	秋田市金足大清水字大清水台113番地４	安田　忠市
秋田市第65投票区（下新城地区コミュニティセンター）	投票管理者	秋田市下新城長岡字長岡25番地	安田　巖
	職務代理者	秋田市土崎港北七丁目６番６号	水戸瀬　敏之
秋田市第66投票区（下新城堰根公民館）	投票管理者	秋田市下新城岩城字下向199番地	佐藤　多十郎
	職務代理者	秋田市八橋本町四丁目３番８号	伊藤　隆
秋田市第67投票区（上新城地域センター）	投票管理者	秋田市上新城湯ノ里字家ノ前28番地	熊谷　昭男
	職務代理者	秋田市東通一丁目８番28号	佐川　誠樹
秋田市第68投票区（上新城道川公民館）	投票管理者	秋田市上新城道川字愛染27番地	大渕　道雄
	職務代理者	秋田市上新城道川字脇ノ沢21番地２	白岩　実
秋田市第69投票区（上新城小又公民館）	投票管理者	秋田市上新城小又字熊入沢２番地	齊藤　貞義
	職務代理者	秋田市飯島長野中町７番19－11号	佐藤　弘
秋田市第70投票区（金足農業高等学校）	投票管理者	秋田市金足小泉字潟向７番地19	奈良　生八
	職務代理者	秋田市飯島鼠田三丁目８番24号	奈良　孝一
秋田市第71投票区（金足西小学校）	投票管理者	秋田市金足下刈字北野57番地30	谷　猛次
	職務代理者	潟上市昭和豊川上虻川字仁山71番地	佐々木　嘉文
秋田市第72投票区（金足地区集会所）	投票管理者	秋田市金足高岡字稲荷林150番地	斉藤　忠一
	職務代理者	秋田市金足浦山字浦山１番地	伊藤　吉治
秋田市第73投票区（（旧）金足東小学校）	投票管理者	秋田市金足片田字深田56番地	千蒲　隆
	職務代理者	秋田市土崎港相染町字中谷地９番地41	堀　祐樹
秋田市第74投票区（東部公民館）	投票管理者	秋田市千秋中島町23番26号	森合　政則
	職務代理者	秋田市広面字屋敷田７番地２	石川　宏樹
秋田市第75投票区（泉中学校）	投票管理者	秋田市寺内焼山３番31号	村上　實
	職務代理者	秋田市外旭川字山崎３番地１	清水　幸代
秋田市第76投票区（勝平地区コミュニティセンター）	投票管理者	秋田市保戸野鉄砲町２番７号	松下　秀博
	職務代理者	秋田市下新城中野字街道端西89番地98	伊藤　武士
秋田市第77投票区（南浜地域活動支援センター）	投票管理者	秋田市千秋明徳町４番51号	秋山　修次
	職務代理者	秋田市高陽青柳町16番38号	堀　正悦
秋田市第78投票区（秋田市役所）	投票管理者	秋田市高陽青柳町10番20号	内藤　克幸
	職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目５番35号	藤原　健一
秋田市第79投票区（大住児童館）	投票管理者	秋田市牛島東五丁目７番41号	松橋　弘明
	職務代理者	秋田市御野場新町二丁目20番５号	井上　正敏
秋田市第80投票区（御野場病院在宅ケアセンター）	投票管理者	秋田市御野場五丁目７番７号	神谷　薫
	職務代理者	秋田市四ツ小屋字中野104番地３	佐々木　勉
秋田市第81投票区（金足岩瀬公民館）	投票管理者	秋田市金足岩瀬字長田10番地３	渡邉　貞雄
	職務代理者	秋田市土崎港東四丁目４番17－19号	佐藤　高司
秋田市第82投票区（金足黒川公民館）	投票管理者	秋田市金足黒川字黒川226番地	三浦　正成
	職務代理者	秋田市金足黒川字黒川31番地	三浦　初
秋田市第83投票区（城東中学校）	投票管理者	秋田市広面字長沼７番29号	大友　武夫
	職務代理者	秋田市楢山南中町10番45－２号	工藤　尚
秋田市第84投票区（桜小学校）	投票管理者	秋田市桜一丁目８番44号	福士　啓三
	職務代理者	秋田市土崎港東二丁目２番17号	桜庭　静男
秋田市第85投票区（外旭川地区コミュニティセンター）	投票管理者	秋田市将軍野東一丁目８番34号	福田　恵一
	職務代理者	秋田市土崎港中央三丁目５番27号	浜田　宏
秋田市第86投票区（御所野小学校）	投票管理者	秋田市御所野元町二丁目３番４号	髙橋　博
	職務代理者	秋田市仁井田本町六丁目１番22号	古谷　大助
秋田市第87投票区（飯島南小学校）	投票管理者	秋田市飯島新町二丁目18番６号	石塚　實
	職務代理者	秋田市飯島飯田一丁目３番55号	保坂　重巳
秋田市第88投票区（御野場中学校）	投票管理者	秋田市仁井田字新中島1032番地６	佐藤　寛次
	職務代理者	秋田市土崎港北三丁目14番24号	永田　智

秋田市第89投票区（ウェルビューいずみ）	投票管理者	秋田市泉菅野一丁目５番１号	鷲谷達夫
	職務代理者	秋田市泉北三丁目３番３号	恵美元子
秋田市第90投票区（鵜養公民館）	投票管理者	秋田市河辺岩見字鵜養27番地	佐藤昭久
	職務代理者	秋田市河辺岩見字鵜養23番地	佐藤忠孝
秋田市第91投票区（新川公民館）	投票管理者	秋田市河辺岩見字小平岱７番地128	小林孝徳
	職務代理者	秋田市河辺岩見字杉沢11番地１	石塚三和
秋田市第92投票区（岩見三内地区コミュニティセンター）	投票管理者	秋田市河辺三内字外川原130番地３	備後正義
	職務代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二木文隆
秋田市第93投票区（砂子渕公民館）	投票管理者	秋田市河辺三内字岩谷袋６番地	佐藤定次
	職務代理者	秋田市河辺岩見字杉沢台下６番地	石塚稔
秋田市第94投票区（萱森生活改善センター）	投票管理者	秋田市河辺岩見字萱森留見瀬43番地	戸井田喜美雄
	職務代理者	秋田市河辺三内字野崎16番地	田口郁夫
秋田市第95投票区（田尻町内会館）	投票管理者	秋田市河辺三内字曽場台59番地１	髙橋義見
	職務代理者	秋田市河辺三内字曽場台152番地２	佐々木透
秋田市第96投票区（赤平ふれあい館）	投票管理者	秋田市河辺赤平字境田81番地	佐々木金満
	職務代理者	秋田市河辺和田字宮崎71番地	石澤盛一
秋田市第97投票区（神内公民館）	投票管理者	秋田市河辺神内字太田面54番地	伊藤秋夫
	職務代理者	秋田市山王六丁目22番14号	名古屋晃
秋田市第98投票区（下諸井児童館）	投票管理者	秋田市河辺諸井字中道278番地２	境屋弘光
	職務代理者	秋田市河辺諸井字上諸井22番地	髙橋孝一
秋田市第99投票区（三町内会公民館）	投票管理者	秋田市河辺和田字坂本北540番地3	熊谷鉄美
	職務代理者	秋田市河辺和田字坂本北575番地2	熊谷直正
秋田市第100投票区（式田公民館）	投票管理者	秋田市河辺和田字式田下袋60番地１	石井稔
	職務代理者	秋田市河辺和田字下石川298番地	佐々木聡
秋田市第101投票区（河辺総合福祉交流センター）	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字上前田表54番地１	熊谷文雄
	職務代理者	秋田市河辺和田字下タ川原12番地３	金次男
秋田市第102投票区（黒沼多目的共同利用施設）	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字上盤昌155番地	松田芳隆
	職務代理者	秋田市河辺松渕字松渕３番地	伊藤秀和
秋田市第103投票区（河辺戸島ふるさとセンター）	投票管理者	秋田市河辺戸島字本町132番地	長谷川清正
	職務代理者	秋田市河辺戸島字本町131番地２	鈴木仁
秋田市第104投票区（畑谷公民館）	投票管理者	秋田市河辺畑谷字中村55番地	尾形秀金
	職務代理者	秋田市河辺戸島字七曲下65番地	髙屋速人
秋田市第105投票区（雄和基幹集落センター）	投票管理者	秋田市雄和新波字樋口26番地３	佐々木稔
	職務代理者	秋田市雄和新波字本屋敷170番地	加藤秀尚
秋田市第106投票区（神ケ村自治会館）	投票管理者	秋田市雄和神ケ村字上開183番地	福原昭夫
	職務代理者	秋田市雄和神ケ村字稗鳥100番地	伊藤勉
秋田市第107投票区（萱ケ沢自治会館）	投票管理者	秋田市雄和萱ケ沢字館ノ腰149番地	京極藤美
	職務代理者	秋田市雄和萱ケ沢字萱ケ沢37番地	佐々木俊郎
秋田市第108投票区（中ノ沢自治会館）	投票管理者	秋田市雄和萱ケ沢字土場30番地	工藤金也
	職務代理者	秋田市御所野地蔵田四丁目15番３号	池田義高
秋田市第109投票区（雄和左手子交流センター）	投票管理者	秋田市雄和左手子字清水下133番地	嘉藤一司
	職務代理者	秋田市雄和種沢字宮ノ前134番地	佐藤勇悦
秋田市第110投票区（種沢自治会館）	投票管理者	秋田市雄和種沢字山王堂84番地１	鈴木靜夫
	職務代理者	秋田市雄和平沢字田中35番地１	秋山勝
秋田市第111投票区（平尾鳥会館）	投票管理者	秋田市雄和平尾鳥字中田102番地	酒井善重郎
	職務代理者	秋田市雄和平尾鳥字中田22番地２	酒井志美雄
秋田市第112投票区（女米木自治会館）	投票管理者	秋田市雄和女米木字高麓沢１番地	石井房雄
	職務代理者	秋田市雄和女米木字川崎７番地	石井浩和
秋田市第113投票区（戸賀沢自治会館）	投票管理者	秋田市雄和戸賀沢字片田102番地３	佐々木一範
	職務代理者	秋田市雄和相川字上野111番地６	加藤信子
秋田市第114投票区（相川コミュニティセンター）	投票管理者	秋田市雄和相川字銅屋283番地４	金千代司
	職務代理者	秋田市雄和相川字高野142番地１	浦山勇人

秋田市第115投票区（高野生活改善センター）	投票管理者	秋田市雄和相川字高野109番地１	長谷部　久　夫
	職務代理者	秋田市御野場六丁目14番13号	淡　路　喜美雄
秋田市第116投票区（雄和市民サービスセンター）	投票管理者	秋田市雄和平沢字大部35番地	伊　藤　一　敏
	職務代理者	秋田市八橋新川向14番18号	今　川　智　仁
秋田市第117投票区（長者やま荘）	投票管理者	秋田市雄和椿川字袖ノ沢８番地	堀　井　弘　昭
	職務代理者	秋田市御所野元町四丁目５番33号	浅　野　　学
秋田市第118投票区（安養寺児童館）	投票管理者	秋田市雄和椿川字関田89番地	黒　崎　欽　一
	職務代理者	秋田市雄和椿川字方福87番地２	黒　崎　隆　一
秋田市第119投票区（本田自治会館）	投票管理者	秋田市雄和田草川字太田37番地	石　井　重　一
	職務代理者	秋田市雄和芝野新田字開野８番地２	鈴　木　　功
秋田市第120投票区（芝野自治会館）	投票管理者	秋田市雄和芝野新田字中台15番地１	佐　藤　文　博
	職務代理者	秋田市雄和椿川字長者屋敷50番地１	佐　藤　和　也
秋田市第121投票区（下黒瀬自治会館）	投票管理者	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷103番地	佐　藤　常　雄
	職務代理者	秋田市雄和下黒瀬字湯野目178番地１	菊　地　義　壽

秋市選管告示第45号

平成25年４月７日執行の秋田市長選挙における開票事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第１項の規定に基づき、選挙会場において選挙会の事務と併せて行うので、同条第２項の規定により告示する。

平成25年３月31日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　　原　　弘　　夫

秋市選管告示第46号

平成25年４月７日執行の秋田市長選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第１項の規定に基づき、開票事務を併せて行う選挙会の場所および日時を次のとおり定めたので、同法第78条の規定により告示する。

平成25年３月31日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　　原　　弘　　夫

１　場所　秋田市八橋本町六丁目12番20号
　　秋田市立体育館
２　日時　平成25年４月７日
　　午後９時15分

秋市選管告示第47号

平成25年４月７日執行の秋田市長選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第３項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第１項の規定により、次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

平成25年３月31日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　　原　　弘　　夫

１　選挙長
　秋田市大住三丁目３番43号　菅　原　弘　夫
２　選挙長の職務を代理すべき者
　秋田市山王二丁目３番10－1301号　古　谷　　薫

秋市選管告示第48号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第１項の規定による農業委員会の委員の選挙権を有する者の総数の２分の１の数は次のとおりであるので、同条第５項の規定により告示する。

平成25年３月31日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　　原　　弘　　夫

２分の１の数　5,595人

秋市選管告示第49号

平成25年４月７日執行の秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙および秋田市長選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の７の規定において読み替えて準用する同令第25条の規定により告示する。

平成25年３月31日

秋田市選挙管理委員会
委員長　菅　　原　　弘　　夫

秋田市大正寺連絡所
平成25年４月６日
新　秋田市下浜長浜字荒郷屋118番地　福　井　　亨
旧　秋田市雄和芝野新田字野開８番地２　鈴　木　　功

選挙長告示

選挙長告示第１号

平成25年４月７日執行の秋田市長選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおりとするので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第２号）第４条の２の規定により告示する。

平成25年３月31日

秋田市長選挙
選挙長　菅　　原　　弘　　夫

１　平成25年３月31日　午前８時30分から正午まで
　秋田市山王一丁目１番１号　秋田市役所正庁
２　平成25年３月31日　正午から午後５時まで
　秋田市山王一丁目２番34号　秋田市選挙管理委員室

選挙長告示第２号

平成25年４月７日執行の秋田市長選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を次のとおりとするので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準

用する同法第62条第６項の規定により告示する。

平成25年３月31日

秋田市長選挙

選挙長　菅　原　弘　夫

１　場所　秋田市山王一丁目２番34号

秋田市選挙管理委員会事務局

２　日時　平成25年４月４日

午後５時30分

選挙長告示第３号

平成25年４月７日執行の秋田市長選挙につき次のとおり候補者の届出があったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の４第11項の規定により告示する。

平成25年３月31日

秋田市長選挙

選挙長　菅　原　弘　夫

秋田市長選挙立候補届出者

届出番号	届出年月日	候補者氏名 届出の別	性別	本籍 住所	生年月日	党派別	職業
1	平成25年３月31日	ほづみ　もとむ （穂積　　志） 本人届出	男	秋田県秋田市新屋比内町443番地 秋田県秋田市新屋日吉町31番７号	昭和32年４月５日	無所属	秋田市長
2	平成25年３月31日	佐々木（ささき）　良（りょう）　一（いち） 本人届出	男	秋田県秋田市桜二丁目183番地108 秋田県秋田市桜二丁目29番３号	昭和23年２月10日	日本共産党	政党役員
3	平成25年３月31日	寺田（てらだ）　学（まなぶ） 本人届出	男	秋田県秋田市手形山中町２番 秋田県秋田市手形山中町２番37号	昭和51年９月20日	無所属	無職

旭選挙長告示

旭選挙長告示第３号

平成25年３月７日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙について、第１選挙区において届出のあった候補者が19人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の２第２項の規定により告示する。

平成25年３月１日

秋田市旭川筋土地改良区総代総選挙

第１選挙区選挙長　三　浦　孝　市

旭選挙長告示第４号

平成25年３月７日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙について、第２選挙区において届出のあった候補者が13人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の２第２項の規定により告示する。

平成25年３月１日

秋田市旭川筋土地改良区総代総選挙

第２選挙区選挙長　髙　橋　清　一

旭選挙長告示第５号

平成25年３月７日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成25年３月１日

秋田市旭川筋土地改良区総代総選挙

第１選挙区選挙長　三　浦　孝　市

第２選挙区選挙長　髙　橋　清　一

１　場所　秋田市泉東町２番10号

秋田市旭川筋土地改良区

２　日時　平成25年３月８日　午後２時

農委告示

秋田市農委告示第５号

平成25年３月18日午後２時秋田市雄和市民サービスセンターに秋田市農業委員会総会を招集する。

平成25年３月11日

秋田市農業委員会会長　佐々木　吉　秋

案件

１　農地法第３条の規定による許可申請に関する件（６件）

２　農地法第５条の規定による許可申請に関する件（２件）

３　農用地利用集積計画（平成24年度第12号）に関する件

４　農地法第５条許可の事業計画変更申請に関する件

秋田市農委告示第６号

平成25年３月18日午後２時に招集する秋田市農業委員会総会に、次の案件を追加する。

平成25年３月13日

秋田市農業委員会会長　佐々木　吉　秋

案件

競（公）売等適格証明申請に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第９号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第９条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道建設課において一般の縦覧に供する。

平成25年３月15日

秋田市上下水道事業管理者　中　野　鋼　一

1　供用および下水の処理を開始すべき年月日
　平成25年３月31日
2　下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域
　別紙（省略）のとおり
3　供用を開始しようとする排水施設の位置
　縦覧に供する関係図面において表示する。
4　供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別
　分流式
5　終末処理場の位置および名称
　別紙（省略）のとおり
6　縦覧場所の住所
　秋田市八橋本町六丁目12番15号
7　縦覧の期間
　平成25年３月17日から同月30日まで（土曜日、日曜日および祝日を除く、午前８時30分から午後５時15分まで）

秋田市上下水道局告示第10号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の２の規定に基づき、秋田市上下水道事業に係る公金の徴収又は収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の４第１項の規定により告示する。

平成25年３月26日

秋田市上下水道事業管理者　中　野　鋼　一

1　収納事務を委託した者の住所および氏名
　岐阜市日置江一丁目58番地
　株式会社電算システム
　代表取締役　田　中　靖　哲
2　委託した公金の収納事務の範囲
　水道料金、小規模水道水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料および個別排水処理施設使用料のコンビニエンスストア収納事務
3　収納事務を委託した取扱店
　ローソン、サークルＫサンクス、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、セブン－イレブン、ファミリーマート、スリーエフ、コミュニティストア、ポプラ、セイコーマート（ＤＳＫ収納代行取扱表示のある店）、セーブオン、ココストアの直営店および加盟店
4　委託年月日
　平成25年４月１日から平成26年３月31日まで

秋田市上下水道局告示第11号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の２の規定に基づき、秋田市上下水道事業に係る公金の徴収又は収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の４第１項の規定により告示する。

平成25年３月26日

秋田市上下水道事業管理者　中　野　鋼　一

1　収納事務を委託した者の住所および氏名
　秋田市山王臨海町３番18号
　秋田管工事業協同組合
　理事長　高　橋　正　男
2　委託した公金の徴収又は収納事務の範囲
　水道メーター検針および料金精算業務
3　委託年月日
　平成25年４月１日から平成26年３月31日まで

秋田市上下水道局告示第12号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の３第１項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第２号）第８条の３第１号の規定により告示する。

平成25年３月26日

秋田市上下水道事業管理者　中　野　鋼　一

1　指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所　在　地
石　川　設　備	石川　　哲	男鹿市船越字前野54番地２

2　指定年月日
　平成25年３月22日

秋田市上下水道局告示第13号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第５条第１項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第７号）第９条第１号の規定により告示する。

平成25年３月26日

秋田市上下水道事業管理者　中　野　鋼　一

1　指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所　在　地
石　川　設　備	石川　　哲	男鹿市船越字前野54番地２

2　指定年月日
　平成25年３月22日

秋田市上下水道局告示第14号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の３第１項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第２号）第８条の３第１号の規定により告示する。

平成25年３月29日

秋田市上下水道事業管理者　中　野　鋼　一

1　指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所　在　地
秋田エコユニット	塙　　修一	秋田市濁川字家ノ前99番地10

2　指定年月日
　平成25年３月27日

秋田市上下水道局告示第15号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第５条第１項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第７号）第９条第１号の規定により告示する。

平成25年３月29日

秋田市上下水道事業管理者　中　野　鋼　一

１　指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所　在　地
秋田エコユニット	塙　修一	秋田市濁川字家ノ前99番地10

２　指定年月日

平成25年３月27日

秋田市上下水道局告示第16号

次の区域の農業集落排水施設の供用を開始するので、秋田市農業集落排水施設条例（平成元年秋田市条例第15号）第６条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成25年３月29日

秋田市上下水道事業管理者　中　野　鋼　一

１　農業集落排水施設の名称、位置および区域

施設の名称	位　置	区　域
秋田市金足農業集落排水施設	秋田市金足岩瀬字岩瀬20番２	秋田市金足岩瀬字岩瀬、字後田、字大表、字太田、字北田、字木ノ前、字小鹿瀬、字才ノ浜、字佐戸沢、字山王田、字筑後開、字長田、字前山、字横畷、浦山字岩崎、字浦山、字金ケ崎、字松葉崎、大清水字家ノ下、字大清水台、字堤下、片田字鴻坂、字苅又、字コフラケ、字駒込、字杉沢、字竹原、字野尻、字深田、字山崎、字待入、字松ノ木、黒川字後田、字内畑、字馬込、字沖川端、字上ノ山、字黒川、字苗代沢、字深田、下刈字北野、字財ノ浜、字館越、字林中、字深田、字前田、字前谷地、高岡字稲荷林、字金ケ崎、字古館、字袖里、字二本松、字狢沢、字八幡田、字横関、堀内字神田、字小栗、字下田、字高田、字堀内、吉田字イカリ、字羽中、字深田、字松ノ下、字吉田尻、潟上市昭和大久保字阿弥陀堂、字イカリ沖、字片田千刈田、字北野細谷道添、字小谷地、字高田、八丁目字家ノ後、字木の前、字汲田、字三十刈、字樋堺、字中の坪、乱橋字後堰鴨田、字木鉢、字古開、字宅地家後および字開上関田の各一部

２　供用開始の期日　平成25年３月31日

公　告

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第１項の規定により、農用地利用集積計画（平成24年度第12号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年３月25日

秋田市長　穂　積　　志

１　縦覧に供する書類　農用地利用集積計画書

２　縦覧時間　午前８時30分から午後５時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

３　縦覧場所　秋田市八橋本町六丁目12番１号
秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定により、平成25年１月７日付け秋田市指令第16号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第３項の規定に基づき、公告する。

平成25年３月25日

秋田市長　穂　積　　志

１　開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田県由利本荘市岩城二古字横砂子１番地120
池　田　　勝
秋田県由利本荘市岩城二古字横砂子１番地120
池　田　真由美

２　開発区域に含まれる地域の名称
秋田市茨島六丁目165番１、165番２、166番３、166番４、166番９および165番１地先道路

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第８条第２項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成25年３月25日

秋田市長　穂　積　　志

１　届出事項の概要

⑴　大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
秋田まちづくり株式会社　代表取締役　藤井　　明
秋田県秋田市中通一丁目４番３号
厚生ビル管理株式会社　代表取締役　加藤　　寛

秋田県秋田市保戸野すわ町６番16号
有限会社クリーンサポート　代表取締役　高橋　一広
秋田県秋田市中通一丁目４番32号
⑵　大規模小売店舗の名称及び所在地
名　称　エリアなかいち商業施設
所在地　秋田市中通一丁目４番３号
⑶　変更した事項
大規模小売店舗の名称
ア　変更前　（仮称）秋田市中通一丁目再開発商業施設
イ　変更後　エリアなかいち商業施設
⑷　変更年月日　平成25年３月１日
⑸　変更理由　大規模小売店舗の名称が決まったため
２　届出年月日　平成25年３月19日
３　関係書類の縦覧場所及び期間
⑴　縦覧場所　秋田市商工部商工労働課
⑵　縦覧期間　平成25年３月25日から同年７月25日まで
４　意見書の提出先　秋田市商工部商工労働課
５　意見書に添付する書面に記載すべき事項
⑴　意見を述べる者の氏名及び住所
⑵　意見の対象となる大規模小売店舗の名称
⑶　意見を述べる理由

秋田市公告

秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第９項の規定に基づき、公告する。

平成25年３月28日

秋田市長　穂　積　　志

１　土地区画整理事業の名称
秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業
２　施行者の名称
秋田市
３　施行地区
秋田市手形字十七流、同字蛇野、字西谷地、字中谷地、字山崎、秋田市広面字屋敷田、手形新栄町、千秋城下町および中通七丁目の各一部
４　事業施行期間
自　平成６年３月１日
至　平成48年３月31日（清算期間５か年を含む。）
５　事務所の所在地
秋田市手形字山崎44番地３
６　事業計画決定の年月日
平成６年３月１日
７　事業計画の変更の年月日
平成25年３月28日

秋田市公告

秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業の事業計画（第三回変更）において定める設計の概要を表示する図書の写しを土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第10項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第１条の２の規定により、公告する。

平成25年３月28日

秋田市長　穂　積　　志

１　縦覧場所　秋田市手形字山崎44番地３
秋田駅東地区土地区画整理工事事務所
２　縦覧時間　午前８時30分から午後５時15分まで

秋田市公告

秋田市が設置している次の自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成25年３月28日

秋田市長　穂　積　　志

１　撤去し、保管した自転車等
⑴　放置されていた場所および台数（83台）
追分駅前自転車等駐車場　30台
土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場　４台
土崎図書館前自転車等駐車場　２台
土崎駅前自転車等駐車場　18台
新屋駅前自転車等駐車場　７台
牛島駅西自転車等駐車場　１台
牛島駅東自転車等駐車場　２台
秋田駅西地下自転車駐車場　６台
アトリオン広場地下自転車駐車場　９台
秋田駅東自転車等駐車場　４台
⑵　撤去し、保管した年月日
平成25年３月25日
⑶　防犯登録番号等
別紙（省略）のとおり
⑷　返還を行う時間および場所
ア　時間　午前９時から午後５時まで
イ　場所　秋田市が指定する各自転車等駐車場
⑸　返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成25年４月11日から同年10月11日まで
（ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。）
２　返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
３　自転車等の処分
この公告に係る自転車等で、公告後６か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。
４　問合せ先
秋田市山王一丁目１番１号
秋田市都市整備部交通政策課
電話　866－2035

秋田市公告

次のとおり委託に係る公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年３月28日

秋田市長　穂　積　　志

1　入札に関する事項

⑴	件名	中央図書館明徳館書籍類等配送業務
⑵	仕様書	別紙（省略）のとおり
⑶	期間	平成25年４月16日から平成26年３月31日まで
⑷	入札参加要件	①　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しないこと。 ②　本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でない者 ③　本市の入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。 ④　秋田市内に本社、支社、営業所等を有していること。 ⑤　民間事業による信書の送達に関する法律第29条の規定による総務大臣の許可を受けている者
⑸	入札参加申込み	
	受付期間	平成25年３月28日㈭から同年４月４日㈭まで （月曜日（休館日）を除く、午前９時から午後５時まで）
	受付場所	秋田市千秋明徳町４番４号 秋田市中央図書館明徳館庶務担当
⑹	指名通知等	平成25年４月５日㈮までにＦＡＸで通知
⑺	入札	
	日時	平成25年４月９日㈫　午前11時
	場所	秋田市千秋明徳町４番４号 秋田市中央図書館明徳館２階　研修ホール
	入札保証金	免除
⑻	契約日	平成25年４月16日㈫（予定）

2　注意事項

⑴　入札参加申込みについて

ア　入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出すること。

㋐　公募型指名競争入札参加申込書（様式１）

㋑　民間事業による信書の送達に関する法律第29条の規定による総務大臣の許可を証明するものの写し

イ　様式１は、秋田市中央図書館明徳館ホームページから入手すること。

ウ　申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けしない。

⑵　指名および非指名通知について

ア　入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知をする。

イ　提出された申込書の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。

⑶　入札について

ア　秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ　入札書には、一往復当たりの配送料単価を記載すること。

また、消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額をもって契約金額とする。

ウ　予定価格の10分の６以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については落札者としないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

エ　開札の結果、落札者がないときは、再度の入札を２回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。

オ　落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。

カ　代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

3　その他

⑴　申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

⑵　提出された申込書は、返却しない。

⑶　問合せ先

秋田市中央図書館明徳館庶務担当

電　話　018－832－9220

ＦＡＸ　018－832－6660

秋田市公告

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）第３条第１項の規定に基づき国土交通大臣が指定した特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路の一覧表および図面について、これを縦覧に供するため次のとおり公告する。

平成25年３月28日

秋田市長　穂　積　　志

1　縦覧場所　秋田市山王一丁目１番１号
　　秋田市建設部建設総務課

2　縦覧期間　公告の日から平成25年４月17日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

3　縦覧時間　午前８時30分から午後５時15分まで

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入

札参加希望者を公募する。

平成25年３月１日

秋田市上下水道事業管理者　中　野　鋼　一

1　入札に付する事項

⑴　入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	納品場所	履行期間
単価第22号	苛性ソーダ購入	八橋下水道終末処理場	平成25年４月１日から平成26年３月31日まで

⑵　上記物件に係る基本的な入札参加要件

ア　秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。

イ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。

ウ　銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

エ　秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。

オ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2　入札に関する事項

⑴　入札の日時　平成25年３月13日㈬　午前10時

⑵　入札の場所　秋田市川尻みよし町14番８号
秋田市上下水道局　別館二階　会議室（庁舎裏）

⑶　入札保証金　免除

⑷　契約予定日　平成25年３月15日㈮

⑸　入札金額　入札書には、１kg当たりの価格を記載すること。なお、入札書に記載できる金額は銭単位までとする。

⑹　注意事項

ア　秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第３号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ　開札の結果、落札候補者がないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がないときは、再度の入札を１回に限り行う。

エ　落札候補者となるべき同価格の入札者が２人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3　入札参加申込みに関する事項

⑴　入札に参加を希望する者は、平成25年３月12日㈫までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式１。以下「申請書」という。）を提出すること。

⑵　申請書の提出　申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

⑶　申請書の受付　申請書は、次のとおり受け付ける。

ア　受付期間　平成25年３月１日㈮から同月12日㈫までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前９時から午後４時まで

イ　受付場所　秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号　八橋下水道終末処理場内）

ウ　申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
http://www.city.akita.akita.jp/city/ws

4　設計書および設計図面の閲覧に関する事項

⑴　閲覧期間は、平成25年３月１日㈮から同月12日㈫までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前９時から午後４時までとする。

⑵　閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号　八橋下水道終末処理場内）とする。

⑶　設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5　事後審査に関する事項

⑴　落札候補者は、平成25年３月13日㈬から同月14日㈭までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式２）を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

⑵　事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

⑶　落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6　その他

⑴　申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

⑵　提出された申請書は、返却しない。

⑶　申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話　018－823－8434

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第５条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成25年３月27日

秋田市上下水道事業管理者　中　野　鋼　一

賦課対象区域

仁井田字横山（別添図面（省略）に表示された施工箇所に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道認可区域内にあるもの）

土地開発公告

秋市土開公告第１号

平成25年３月26日秋田市役所会議兼応接室に秋田市土地開発公社理事会を招集する。

平成25年３月13日

秋田市土地開発公社

理事長　石　塚　博　史

議案案件

議案第１号　平成25年度秋田市土地開発公社事業計画の件
議案第２号　平成25年度秋田市土地開発公社予算の件
議案第３号　平成25年度秋田市土地開発公社資金計画の件